

同時代史学会 News Letter

第41号 (2023年6月) ISSN 1347-7587

〈今号の内容〉

- ・【告知】同時代史学会・第35回関西研究会のお知らせ
- ・【告知】同時代史学会・第51回定例研究会のお知らせ
- ・【告知】『同時代史研究』第17号の投稿原稿の募集について
- ・研究大会の記録：2022年度大会 自由論題報告、全体会
- ・研究会の記録：第33回関西研究会
- ・編集後記

【告知】同時代史学会・第35回関西研究会のお知らせ

■ 同時代史学会・第35回関西研究会

日時：2023年7月1日（土）14:00～17:00

報告：富永京子氏（立命館大学）

「1970-80年代の若者文化と政治関心：本当に「無関心」と「冷笑」の時代だったのか？」

参考文献：北田暁大、2005『嗤う日本のナショナリズム』NHK出版

片瀬一男、2015『若者の戦後史』ミネルヴァ出版

歴史学研究会日本史研究会編、1985『講座日本歴史12（現代2）』東京大学出版
会

場所：キャンパスプラザ京都6階第5講習室（JR京都駅徒歩5分）

<https://www.consortium.or.jp/about-cp-kyoto/access>

登録：https://us02web.zoom.us/meeting/register/tZcsd-yhrjwoG9zITmkIZpRjRp_sagY3V6kd

登録後、研究会参加に関する情報の確認メールが届きます。

参加希望の方は前日の6月30日（金）までに申込みください。

参加費：無料（会員外の方にもお声をおかけ下さい）

【告知】同時代史学会・第51回定例研究会のお知らせ

■ 同時代史学会・第51回定例研究会 院生・若手修士論文報告会

日時：2023年7月8日（土）13:30～17:30

報告：

・蒲原まゆみ氏（軽井沢歴史民俗資料館・学芸員）

「『銃後』における旅館と地域社会—学童集団疎開の受け入れの視点から—」

（開始予定時刻 13時30分）

・荻 健瑠氏（法政大学大学院 政治学研究科 博士後期課程）

「社会党と文民統制（仮）」

（開始予定時刻 14時55分）

・小口晃平氏（立教大学法学研究科博士課程前期課程修了）

「沖縄の在沖自衛隊と「保守」——西銘順治県政期を中心に」（仮）」

（開始予定時刻 16時15分）

会場：法政大学市ヶ谷キャンパス大内山校舎 Y702 教室

<https://www.hosei.ac.jp/ichigaya/gaiyo/shisetsu/outiyama/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54>

参加費：無料（会員外の方にもお声をおかけ下さい）

連絡先：〒402-8555 山梨県都留市田原 3-8-1

都留文科大学文学部 比較文化学科 菊池信輝研究室

E-mail: n-kikuti ★ tsuru.ac.jp （★を@に置き換えてください）

【告知】『同時代史研究』第17号の投稿原稿の募集について

『同時代史研究』第17号（2024年9月刊予定）の投稿原稿を募集いたします。奮ってご投稿くださいますよう、お願い申し上げます。

投稿規定、審査規定、執筆要領については、同時代史学会のホームページをご覧ください。

http://www.doujidaishi.org/journal/journal_rules.html

スケジュール・投稿手続きは下記のとおりです。

2023年7月31日（月） 投稿原稿のエントリー締め切り

・投稿をご希望される方は、電子メールで編集委員会宛に、名前・所属・原稿種別・題名をご連絡ください。

アドレス：journal●doujidaishi.org（「●」を「@」にかえて下さい）

・投稿原稿を提出する段階で、題名を若干修正することは認められます。

・1週間以内に返信いたしますので、万が一到着しない場合には、必ずお問い合わせください。

・会員以外の方は投稿できませんので、ご注意ください。なお、入会手続きはこちらをご覧ください

<http://www.doujidaishi.org/about/admission.html>

2023年10月20日（金） 投稿原稿・要旨提出の締め切り

・原稿と要旨（800字程度）を、1部ずつ提出してください。

・送付先は以下の通りです。封筒表紙に「同時代史学会学会誌原稿在中」と朱書きして下さい。当日の消印まで有効です。

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学国際教養学部 岡本公一

・あわせて締め切りまでに、原稿・要旨[原則として Word (.docx あるいは .doc)]を、編集委員会宛に電子メール添付にてご送付ください。

・原則として投稿後3ヶ月以内に審査結果をお伝えします。掲載決定後は掲載決定証明書を発行できますので、ご相談ください。

・お送りいただいた原稿・電子ファイルは、厳重に管理し、査読後はこちらで破棄いたします。

・エントリー後に投稿を辞退される場合も、ご連絡をお願いします。

2024年1月 審査結果通知（予定）

2024年9月 刊行（予定）

投稿について、ご不明の点やご相談などがありましたら、電子メールで編集委員会（下記アドレス）へお問い合わせください。

同時代史学会編集委員会 journal●doujidaishi.org（「●」を「@」にかえて下さい）

2022 年度大会

自由論題報告、 全体会「70年代の国際関係の変動の歴史的意義を考える」

日時 2022年12月3日(土) 9:30~18:30

場所 日本大学法学部10号館(全体会と総会のみオンラインとのハイブリッド開催)

〈自由論題報告〉9:30~12:30

[秦文憲「財閥解体に伴う福利厚生組織の「解体」：三菱養和会の事例から」](#)

[中立悠紀「帝国陸海軍軍人の東京裁判対策とその歴史認識」](#)

[谷京「占領期における日韓通商交渉の歴史的再検討」](#)

[高島笙「尾崎行雄はなぜ選挙に落ちたのか：戦前派代議士と1953年総選挙という転換点」](#)

[松永健聖「売春防止法前史としての反基地運動：奈良R・Rセンターに反対した大学生たちの活動に着目して」](#)

[渡邊啓太「高度成長期日本警察の「暴力犯罪」対策における「防犯」の上昇：東京・警視庁を中心に」](#)

[山口祐香「“生きた歴史”への模索：1970年代日本と雑誌『日本のなかの朝鮮文化』の実践」](#)

[櫻井すみれ「地域のなかのアジアと歴史問題：1970年代以降の神奈川における市民運動を中心に」](#)

[多谷洋平「江藤淳と「無条件降伏」論争」](#)

[平井和子「「女・子ども」目線の「満洲体験」：北村栄美さん\(第八次大古洞下伊那郷開拓団\)の語りから」](#)

[江山「熊本県における戦争記憶の継承」](#)

[松田ヒロ子「戦後補償問題史・再考」](#)

[冨永望「沖縄県祖国復帰運動における日の丸・君が代：沖縄教職員会と日教組の交流を通じて」](#)

[須田佳実「1960年代前半の沖縄における「革新」批判の論理：宮城聰に即して」](#)

[土井智義「連邦裁判所の沖縄関係判決をめぐる：米国植民地主義史からの視点」](#)

[大久保由理「両義的な願望：沖縄における「大東亜共栄圏」への協力」](#)

[浜恵介「ポスト冷戦期における非核条例の一考察：非核自治体宣言の具現化として」](#)

〈全体会〉 13：30～17：30

「70年代の国際関係の変動の歴史的意義を考える」

研究報告

[成田千尋「沖縄返還をめぐる東アジア諸国の歴史・安全保障認識」](#)

[木下直子「70年代フェミニズムの感性を辿る——「慰安婦」とアジアをめぐって」](#)

コメント

[三牧聖子](#)

[洪玗伸](#)

大会参加記

[井上史](#)

〈総会〉 17：40～18：30

〈自由論題報告要旨〉 ＊所属等は報告時点（2022年12月）のものです。

財閥解体に伴う福利厚生組織の「解体」

－三菱養和会の事例から－

秦 文憲（総合研究大学院大学大学院博士課程）

本個別報告は、戦前の財閥内において、娯楽を扱う福利厚生組織が、戦時、そして戦後の財閥解体の中でどのように変化していったのかを明らかにし、財閥内における福利厚生組織の役割と位置づけを考察することを目的として行った。対象として、三菱財閥の福利厚生組織の一つであった三菱養和会という組織を取り上げた。三菱養和会は、1940年に設立された財団法人であり、その前身は「三菱倶楽部」という、三菱財閥の本社・分系会社の職員が全員加入していた福利厚生組織であった。本報告ではこの三菱養和会の活動を、設立年を起点とし、財閥解体を経た1950年代までを取り上げ、特にその組織構造と土地建物の動向を見ていった。

三菱養和会の機能を明らかにするため、まず設立趣旨を見ていった。これによれば、従来は三菱倶楽部が社員間の「相互親睦」を担ってきたが、組織が巨大化したため財団法人として分離するとしており、三菱養和会は、前身である三菱倶楽部と同様に、社員間の親睦を担う団体だといえる。

次に、三菱養和会の組織体制や活動内容を定めた「規則」と、担当官庁の許可が無くては変更できない「寄附行為」を見ていった。この中で特に注目すべきは、会員資格が三菱の職員であると定められ、会費が給与から天引きされていることである。

保有する施設には、三菱倶楽部として活動していた時期に整備された休養寮舎や農園があった。こうした保有施設は次第に増加していったが、同時に戦災により焼失したり、「疎開事務所」のような他の目的に転用された。

これらのことから、三菱養和会は財団法人として三菱から分離したとはいいつつも、前身である三菱倶楽部から活動目的・体制・保有資産を引き継いでいる、三菱のための組織であることが明らかになった。そして、三菱倶楽部は日本各地に「支部」「支所」を設けていたが、これも三菱養和会へ引き継がれていた。このことから、「支部」「支所」の増減と、それに伴い三菱養和会内部で議論され、行われた「会費廃止」について整理した。

三菱養和会が各地に設けていた「支部」「支所」は、1941年には計78か所であったが、1943年には106か所、1945年には118か所に急増していた。特に、1943年になって設置された支部は「南方」にあり、日本軍が侵出した地域に支部が設置されていた。このように、戦時下において急速に支部が新設されたのだが、各地での活動を支える予算と支出は年々増加し、非常に厳しい状況に置かれていた。三菱養和会の運営費は、大部分が三菱各社からの寄附金によって賄われており、1941年度経常費のうち寄附金が占める割合は69.8%であった。もう一つの収入源として会員からの会費があったが、寄附金額の十分の一程度の

金額しか徴収できていなかった。

こうした状況下で、三菱養和会は1943年度からの「会費廃止」を決定した。元々会費収入は少ないとはいえ、収入を減少させる決定であるため、厳しい財政状態と矛盾する決定に見えるが、その理由は1943年度からの予算編成方針から推測できる。「会費廃止」が決定された1942年12月5日の会議では、「一社一場所」の施設の経費負担が限界であることから、「経費ノ統一主義」を廃した「重点主義」を採用し、その代わりに「精神的方面ノ事業」を強化するものとされた。明確な定義が資料中に記されているわけではないが、「一社一場所」とは、例えば三菱鉱業の生野鉱山に設置されていた生野支部では生野鉱山に勤務する職員のみが生野支部在籍の会員とされているように、一つの支部に在籍している会員が一つの会社の職員だけである場合を示している。つまり、実質的には各会社の福利厚生として扱うことができるため、従来の「経費ノ統一主義」を廃し、そこでの活動は各社に任せ、複数の会社の職員が在籍している支部の活動に重点を絞る「重点主義」を採用するというを意味している。「会費廃止」が行われた理由はここにあり、仮に会費を徴収しつつも「一社一場所」の支部に資金を支出しないならば、会員は会費を払うがその恩恵は受けられないということになり、これを避けるために「会費廃止」を行ったものと考えられる。

この「会費廃止」「重点主義」により、「三菱の全職員から会費を徴収し、全職員が利用できる包括的な施設を運営する」という三菱養和会の立場は事実上消滅した。しかし、同じく1943年には「三菱養和会教條」という布告を出し、会員に対して修養の意義を説くなど、「精神的方面ノ事業」の強化をおこない、三菱の全職員を会員とする統一的な福利厚生組織としての位置を保とうと試みていた。

以上のことから、三菱養和会は、設立当初こそ従来通り三菱財閥全体にまたがる福利厚生組織であろうとしていたものの、活動費の急増や支部新設を経て、「重点主義」を採用したことで空中分解をきたした。だがその中でも三菱養和会教條という「精神的方面」の活動を行うことで、三菱の全職員を会員とする統一的な福利厚生組織であろうとしたといえる。

こうした経過をたどった三菱養和会であるが、終戦と同時に大きな体制転換の必要に迫られた。最初に直面した問題は資金問題であった。従来通りの三菱各社からの寄附金に依存した運営方式は敗戦と財閥解体により不可能となり、寄附金に依存せず会を運営する必要に迫られた。

次に、三菱養和会の活動方針・活動内容をどうするべきかという議論があった。理事らは、三菱養和会は「各社間の人的連繫を保ち得る」ための組織と考えていたが、財閥解体との関係からこの方針を継続してとることは難しいとされた。1946年5月ころから議論が進められ、1946年10月の理事会会議によって会の名称が「養和会」、会員を「本会ノ趣旨ニ賛同スル会社及団体ニシテ理事会ノ承認ヲ得タル者」として三菱外に門戸を開くことになった。

こうした改革に加えてより抜本的な改革を、元三菱商事株式会社総務部次長であり、この当時常任理事となっていた野田大造が試み、「養和会ハ如何ニ進ムヘキカ」という文書を出し、養和会の現状認識と再建案を提示した。野田は財閥解体が進行していること、戦時中に三菱

各社が自社で福利厚生機関を設置しているため、養和会は不要であるという「本会不要論」が生じていることを問題とした。特に「本会不要論」に対して野田は早急の対策が必要であることを強調しており、不要な事業からの撤退、不要な資産の売却を行い、残した事業を積極的に経営するべきだとした。

また、1946年時点で運営費の約90%が三菱各社からの寄附金であるという、寄附金に依存した財政状況を改善し、養和会を再建するため、会員に会費を支払わせること、つまり「従来の寄附金主義を改め、会費収入主義を確立」しなくてはならないとした。この文書の内容は理事会で認められ、以後の改革はこれに基づいて行われることになった。

こうして抜本的な改革が行われることになり、それに伴い1947年、1948年、1949年、1951年と頻繁に規則の改正が行われた。所轄の官庁に報告しなくてはならない「寄附行為」も1946年中に改正案ができており、1947年から適用された。これらの規則改正は、会員を名誉会員・特別会員・甲・乙・丙会員に区分し、それぞれ会費や利用可能施設を区分すること、会費や施設利用料の金額に関する事項が次々改正されていた。また1948年には新入会員をリクルートすると入会金の15%を「入会報奨金」として紹介者に与える規定が追加されており、会員増加による会費収入の増加を積極的に試みていた。

1947年からは土地建物の処分も始まり、関東以外に保有していた休養寮舎などは、解体され分割された三菱系の各社に売却し、その売却益で関東地方に休養寮舎を購入した。一方で、売却せずに保有し続けた土地は、戦前に三菱各社が共同で利用していた農地や運動場であった。このことから、土地建物の売却は「三菱が保有していた土地を三菱に渡す」という意味があり、保有を継続した土地については、戦前に旧三菱各社が共同で利用していた土地を財閥解体による離散から守ったということができる。

最後に、やや時代が後になるが1950年代の会員名簿から、養和会が旧三菱とどのような関係にあったかを見ていった。この時期養和会には個人の資格で会員となる個人会員と、会社が養和会に入り、その社員が会員となる団体会員という区分があった。この団体会員の名簿を見てみると、旧三菱系の会社の社員が占める割合は、1952年時点では52.5%であったのが1957年には72.2%まで上昇している。これは、養和会は結果的に三菱養和会設立以来の「各社間の人的連繋を保ち得る」という機能を再び持ち始めたことを意味するといえる。

これらを踏まえると、三菱養和会という三菱の福利厚生組織は、元々三菱財閥各社の社員を結びつける機能、そして土地を保持する機能を有していたが、1943年の方針転換を起点としてその役割を失い、財閥解体により三菱との関係は断たれたように見えた。だが、資産の売却の動向をみると、それまで三菱各社が共同利用していた土地を継続して保有しており、売却した寮舎も売却先が旧三菱各社であることから、旧三菱各社はこれまで利用していた土地を継続して利用出来るようになっていた。これらのことから、養和会は限定的ではあるが「土地の確保及び再分配」の機能も有したということが出来る。そして団体会員の中で三菱系の会員が増えたことからわかるように、時代を経るにつれて再び三菱各社の「各社間の人的連繋を保ち得る」機能も取り戻そうとしたといえる。

帝国陸海軍軍人の東京裁判対策とその歴史認識

中立悠紀（明治大学研究・知財戦略機構研究推進員）

1. 問題の設定

報告者はこれまで、復員官署法務調査部門（法調）と呼ばれる厚生省の復員官署内の組織で、戦犯裁判対策に従事した帝国陸海軍軍人たちが、サンフランシスコ講和条約発効後に起きた戦犯釈放運動と、靖国神社への戦犯合祀を推進した組織であったことを論じてきた。本報告は、この法調の陸軍・海軍の軍人たちは、そもそも東京裁判当時、どのように過去を振り返り、どのような歴史認識を抱いていたのかを考察したものである。

東京裁判に関する先行研究では、「平和に対する罪」の形成過程や(1)、裁判政策過程(2)、裁判をとりまいた国際関係(3)、裁判審理の分析(4)などについて重要な研究成果を蓄積していた。しかしながら、裁判対策に従事した法調軍人が、どのような歴史認識を培い、それはその後の活動とどのような関係があったのかが研究されてこなかった。

ただし関連する重要な先行研究として挙げられるのが、宇田川幸大の研究である。宇田川の研究によれば、陸軍が満洲事変から太平洋戦争までの一連の戦争を、自衛戦争論とアジア解放戦争論の立場から擁護していたのに対し、海軍は対米戦を自衛戦争だと正当化する反面、中国などアジア諸国との関係については、日本側の問題点も認識していた(5)。本報告は、この宇田川の見解を基底に置きながらも、独自に収集した史料を時系列で配列してみた場合、海軍法調軍人の歴史認識・感情の実態は、より複雑なものだったのではないかとの立場をとる。すなわち、そもそも海軍も陸軍と同様に、昭和の戦争全体を肯定したいという願望を持っていたと推認される。また1930年代から対立し、裁判でも対立した陸軍・海軍、さらに外務の間で、東京裁判において共有できていたと言える歴史認識は何だったのかという問いが、先行研究には不足している。つまりセクション間にあった相違に着目するだけでなく、共通点を析出することも重要なのではないかと考える。

以上の先行研究の状況から、本報告の課題を2点に絞った。①陸軍法調と海軍法調は、それぞれ東京裁判期、昭和の戦争をどのように認識したのかを比較して分析し、②また陸軍法調、海軍法調、さらに外務の間で、結果的にでも共有できていたと言える歴史認識は何だったのかを析出した。

2. 陸軍法調の歴史認識

まず陸軍法調の歴史認識は海軍法調に比べれば「単純」であった。例えば陸軍法調の大山文雄法務調査部長の歴史認識である。大山は柳条湖事件（1931年9月18日）の現場を、事件後の23日に関東軍法務部長として調査した過去を持つ。この時大山は、爆破は線路付近で死体となっていた中国兵の仕業と報告している(6)。東京裁判で板垣征四郎の弁護人は、

この大山の供述を利用して柳条湖事件の謀略性を否定した(7)。また大山は清瀬一郎を東京裁判の(陸軍側)弁護人に抜擢し、さらに東條担当とした(8)。大山によれば「裁判についての私のその時々考え方はすべて清瀬弁護人を通じ、更に各被告の弁護人を介して各被告にも伝えていた。清瀬氏とは終始密接な連絡を保っていたが、また必要に応じ時々清瀬氏の名で関係弁護人との打合会を開いて、私もその席に列していた」という(9)。この清瀬の下で、陸軍は満洲事変から太平洋戦争までを一貫して擁護した。

3. 海軍法調の歴史認識

海軍法調の歴史認識と感情は、より複雑であった。まず本報告では、「海軍戦争検討会議」から、東京裁判前、1946年1月の海軍法調軍人の歴史認識について分析した。すなわち、①少なくとも日独伊三国同盟と日米開戦に懐疑的であり、これに対する指導者の国内責任を認めていたこと、他方で②昭和の戦争全体を肯定したいという願望も持っていたことを論じた。

1946年1月17日に三国同盟について話し合う「第一回特別座談会」が開催された際に、同盟締結時に軍令部第一部第一(作戦)課にあった海軍法調の三代一就大佐は、同盟の自動参戦が問題であるとして、同盟に反対であったとしていた(10)。1月22日に満洲事変から日米開戦までを話し合う「第二回特別座談会」が開催された際には、三代は「戦争の見通しについては、屈敵の目途なく、欧州で独が圧倒的勝利を得て、独英平和が実現すれば、それが日米戦争終結の転機となり得ると考えられた程度なり。日米戦争は負けるかも知れぬが、戦わずして四等国に墮するよりも、いさぎよく戦って2600年の歴史を飾るべきだ」という意見が有力で、航空作戦当事者として、自分はひとり苦慮し、航空に自信なしといったら、富岡<定俊・軍令部>一課長は、自信の問題ではない、死活の問題だといっておられた(11)とし、竹内馨少将も「私は開戦直前より約半年、総力戦研究所におりしが、企画院は相当希望的なりき。参謀本部の御用機関の観ありき」(12)と日米開戦の決定を批判していた。

ところが一方で、日本の戦争を全肯定したいという想いも、海軍法調部員は持っていた。この日、柴勝男大佐は「満洲事変にさかのぼり、支那事変などの原因を考うるに、前大戦後の世界的不況に際し、英米は何をなせしや…〔中略〕…十六年日米交渉開始当時の状況は、明確に支那事変を打ち切り、三国条約をやめ、英米と握手するにあらざれば、日本はジリ貧となるの他なき状況なりき」とし、竹内も「追い込まれた論」の「有力性」を示唆した(13)。

このように、三代や竹内は、①三国同盟や日米開戦について少なからず疑問と上層部の責任を感じていた。しかしその一方で、竹内や柴は、②連合国側に対抗するという意味でも、昭和の戦争を丸ごと肯定したいという願望も持っていた。この後者の点で、実は陸軍側との違いは小さいことを指摘できる。

また1946年11月18日の海軍法調での会合で、豊田隈雄大佐は自衛戦であると主張する必要があると訴えている(14)。三代もこの時、自衛戦による正当な戦争との主張を行なった。これは油の問題など当時の指導者の問題意識を内面化した結果と言える。

4. 海軍・外務・陸軍の共通の歴史認識

本報告では「海軍・外務・陸軍で共有できていた歴史認識は何なのか」という問いを立て、それは日米開戦をめぐる「追い込まれた論」・「ハル・ノート悪人説」であったと指摘した。

そもそも日米開戦をめぐる、外務・東郷茂徳は海軍を「告発」していた状況にあった。すなわち、東郷は永野修身（日米開戦時の軍令部総長）が無通告攻撃を主張していたと供述していたのである（15）。法調の豊田（海軍航空教官を務め、真珠湾攻撃時のパイロットにも教え子がいた）はこれに対し、無通告攻撃を意図したことはありえないと信じていた（16）。

東京裁判における日米開戦・真珠湾攻撃をめぐる海軍と外務の認識相違については、整理すると、海軍被告・海軍法調側は、海軍は無通告開戦を望んでおらず、開戦 30 分前の手交を望んでいたとし、むしろ外務の側がこの戦争は自衛権の発動であるから無通告でも問題ないと考えていたと主張した。対して東郷・東郷弁護人は、永野修身軍令部総長と伊藤整一同次長が、無通告開戦を望んでいたとし、また確かに自衛権の発動の場合は通告は不必要と東郷は考えたが、攻撃前に通告しようと企図していたと主張した。

このように裁判で外務と海軍は無通告開戦をめぐる鋭く対立し続けた。しかしながら、両者とも「追い込まれた」論と「ハル・ノート」の重要性は共有していた。東郷は、日米交渉の望みが絶たれ「自衛戦」となった理由として、敗戦後にハル・ノートを重視していた。海軍も榎本重治が無通告開戦であった対米開戦を弁護するために、ハル・ノートを最後通牒であったと解釈して、対米通牒覚（現地時間 12 月 7 日）をこれに対する開戦通告と位置付けた（17）。また 1946 年 6 月 13 日に井本熊雄大佐ら陸軍法調は「原因ハ 11 月 26 日ノ米通牒ナリ」と海軍に伝えており（18）、陸軍もハル・ノートを原因としていた。

つまり、審理が進み分裂する弁護方針、拡散する歴史認識の中であって、海軍・外務、さらに陸軍の間でも共有できる歴史認識が、「ハル・ノート悪人説」だった。ここから報告者は、「ハル・ノートが有名になったのは、これによって追い込まれたというストーリーが、海軍・外務・陸軍にとって、唯一共有できる認識であり、且つ「追い込まれた戦争」の証しとして挙げる事ができると当時の関係者の多くが思ったからではないだろうか」という仮説を最後に示した。

注

- (1) 大沼保昭『戦争責任論序説』東京大学出版会、1975年。
- (2) 粟屋憲太郎『東京裁判論』大月書店、1989年、同『東京裁判への道』講談社、2013年。
- (3) 日暮吉延『東京裁判の国際関係：国際政治における権力と規範』木鐸社、2002年。
- (4) 宇田川幸大『東京裁判研究：何が裁かれ、何が遺されたのか』岩波書店、2022年。
- (5) 宇田川幸大『考証東京裁判：戦争と戦後を読み解く』吉川弘文館、2018年、pp.37～38、pp.75～78。
- (6) 「“柳条溝の真相” 大山氏の証言」、『朝日新聞』1947年4月10日朝刊。

- (7) 板垣征四郎刊行会編『秘録板垣征四郎』芙蓉書房、1972年、p.342。
- (8) 清瀬一郎『秘録 東京裁判』中央公論新社、2002年、p.27。北博昭編・解説『十五年戦争極秘資料集 第5集 東京裁判 大山文雄関係資料』不二出版、1987年、p.189。
- (9) 前掲北編『大山文雄関係資料』p.205。
- (10) 新名丈夫編『海軍戦争検討会議記録』毎日新聞社、1976年、p.80。
- (11) 同上 pp.140～141。
- (12) 同上 p.174。
- (13) 同上 p.177。
- (14) 「二十一年十一月分」、『弁護人との連絡打合せその1・昭和21年4月～同10月』国立公文書館所蔵、平11法務05909100。
- (15) 「二十一年六月分」前掲『弁護人との連絡打合せその1・昭和21年4月～同10月』。
- (16) 豊田隈雄『戦争裁判余録』泰生社、1986年、pp.162～163。
- (17) 佐藤康人「対米開戦通告問題と東京裁判の海軍側弁護団」、『軍事史学』221号、軍事史学会、2020年6月。
- (18) 「日米交渉ニ関スル陸軍トノ打合せ摘要」、『弁護資料調整に関する他省（主として一復）との打合せ』国立公文書館所蔵、平11法務05907100。

占領期における日韓通商交渉の歴史的再検討

谷 京（一橋大学大学院法学研究科博士後期課程／学振 DC2）

朝鮮半島には多様な鉱物資源が存在したため、植民地朝鮮は帝国日本にとって重要資源の供給地であった。特に朝鮮北部の石炭や鉄鉱石は、日本の重化学工業を支えていた。したがって、敗戦にともなう植民地朝鮮の喪失は、まさに日本経済の危機であった。

それでは、敗戦後の日本はこの危機にどのように対応したのか。敗戦後の日本経済再構築に関する研究は、経済史のみならず日本外交史の分野でも多くの蓄積があるものの、旧植民地との経済関係の再構築という視角から、同構想を検討した研究は意外にも少ない。また、日本と朝鮮半島との経済関係の再構築について論じるならば、1949年から開始された日韓通商交渉の分析が必要不可欠である。すでに太田修や藤井賢二の優れた研究により、同交渉をめぐる日米韓の折衝が描き出され、とりわけ「韓国側のナショナリズムを基調とした日韓経済『再結合』構想」が明らかにされた。しかし、同交渉における日本政府の動向や思惑については、日本側外交文書にもとづいて掘り下げる余地が残されたほか、日本と朝鮮半島との関係再設定における画期としての側面も十分には論じられなかった。

要するに、戦後日本の経済再構築および日韓通商交渉に関する先行研究は、次の二つの課題を残している。第一に、敗戦後の日本経済再構築において、朝鮮半島がどのように位置づけられていたのかという問題である。第二に、日本側から見た日韓通商交渉はどのよう

に展開し、そして戦後日本と朝鮮半島との関係において、いかなる歴史的意義を有したのかという問題である。そこで、本報告では外務省外交史料館所蔵史料をはじめとする一次史料にもとづき、旧植民地との経済関係の再構築という視角から、これらの課題に取り組んだ。本報告の結論は、次のとおりである。

先述のとおり、敗戦にともなう植民地朝鮮の喪失は、日本経済の危機を意味していた。たとえば、敗戦直後の外務省調査局による試算では、植民地朝鮮の喪失による経済的損害は5.72億円と試算され、とりわけ鉄鉱石や石炭は「絶対輸入ヲ必要トス」る危機的な需給状況に陥ったとされた。そこで、日本政府は東アジアとの経済関係の再構築を企図し、敗戦直後から「東亜諸地域との分業協力関係」にもとづく経済再建構想を打ち出した。特に朝鮮半島との経済関係については、「内鮮依存の関係は依然将来に於て一時断たれた糸を何等かの形に於て再びつなぐに至るであらう」として、日朝間の経済再結合が期待された。

しかし、このような日本と東アジアとの経済関係の再構築は、峻烈な対日初期占領政策により実現困難となった。日本は厳しく統制された管理貿易体制のもと、輸出入ともに米国を主要な貿易相手とした一方で、事前に想定された東アジアとの貿易はほとんど行われなかった。また、朝鮮半島の南北分断の結果、ソ連に占領された朝鮮北部との貿易は実質的に不可能であった。さらに、米国に占領された朝鮮南部との貿易も、きわめて少額にとどまった。

それでも、1947年頃には米国も日本と旧植民地との経済関係の再構築を目指すようになった。米国はアジアにおける反ソ戦略の一環として、東北アジアとの経済関係の再構築による日本経済の早期再建と自立化を志向したのである。実際、1948年のCIA文書は「過去と同様に、日本経済が工業を基盤に機能するには、現在ソ連によって直接に、間接に、あるいは潜在的に支配されている東北アジア諸地域——とりわけ中国北部、満洲、朝鮮——へのアクセスが不可欠である」とさえ述べていた。

しかし、東アジアでも冷戦構造が固定化されるにつれて、中国北部、満洲、北朝鮮を日本経済と結びつけることは困難になった。そこで、米国は東北アジアの代わりに東南アジアを日本経済と結合させる案を生み出した。東南アジアが発展すれば、中国、満洲、北朝鮮に代わる日本経済の後背地として機能しうると考えられたからである。「大きな三日月地帯」と称されたこの地域経済統合構想は、米国の軍事戦略を前提に、日本の重工業再建と東南アジア開発を結びつけた。具体的には、米国から日本に向けて綿花、小麦、石炭、工業用機械を輸出し、日本から東南アジアに向けて農業用機械や輸送機器、繊維製品、海運サービスを輸出し、東南アジアから米国に向けて錫、マンガン、ゴム、硬質繊維、鉛、亜鉛を輸出するという三角貿易が構想された。

そして、このような東アジアにおける地域経済統合構想と「封じ込め」政策との関連のなかで、東南アジア諸国とともに日本経済の後背地としての役割を期待されたのが韓国であった。日米の政策決定者は、韓国のコメと市場に大きな期待を抱いて日韓通商交渉に臨んだ。韓国政府もまた、日韓経済「再結合」を通じた「経済復興」戦略を描いていた。

ところが、日韓両国は最初から同床異夢であった。韓国側は日韓経済「再結合」による「経済復興」を図ると同時に、植民地支配期以来の対日経済従属の克服も追求していた。そこで、韓国政府代表は貿易収支の均衡のため、海苔をはじめとする韓国産品の輸入を日本側に要求した。他方で、日本側はむしろ植民地支配期の垂直的な日朝経済関係を日韓貿易によって再現しようと企てていた。それゆえ、日本が韓国から原材料を輸入し、生産した製品を韓国に輸出するという貿易構造は自明視された。そして、この枠組みから外れた韓国産品は、日本にとっては何らの重要性も有さなかった。

結局、日韓通商交渉は個々の論点をめぐって激しく対立し、実際の日韓貿易額も伸び悩んだ。その結果、韓国側が大幅な対日入超を嫌ったこともあり、日韓両国は次第に日韓貿易への関心を失った。もっとも、韓国経済は朝鮮戦争以後も対日輸出に依存し続けた。そのため、日韓貿易は日本にとっては取るに足らないものである一方、韓国にとってはきわめて重要であるという日韓経済関係の非対称性が生み出された。

ここで留意すべきは、日韓通商交渉の結果として生み出された日韓経済関係の非対称性が、その後の日韓関係のみならず、日本のアジア外交全般に大きな影響を与えたことである。すなわち、日韓貿易を通じた旧植民地との経済関係の再構築という企てに失敗した日本は、新たに次の二つの対アジア「経済外交」を展開していった。

一つは、「近隣アジア」ではなく「遠隔アジア」、つまり東南アジアやインドとの関係強化である。日韓貿易が伸び悩んだ1950年代半ば、日本政府は賠償事業や「東南アジア開発基金」構想を通じて、積極的に東南アジアへの経済進出を図った。また、岸信介政権は「日印提携」を掲げ、日印通商協定の締結や対印円借款の供与に踏み切った。

もう一つは、東アジアにおける冷戦構造の固定化により一度は断念された、中国および北朝鮮との経済関係の模索である。中国とは1952年6月に、北朝鮮とは1957年9月に民間貿易協定が締結され、日中貿易と日朝貿易は紆余曲折を経ながらも拡大していった。当然、韓国政府は日中関係、日朝関係の進展に反発し、第三次日中民間貿易協定の締結および在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業を理由に、二度の対日経済断交に踏み切った。ところが、日韓経済関係の非対称性ゆえ、韓国政府の対日経済断交が日本政府に態度の変更を迫ることはなかった。それどころか、日韓貿易における重要な対日輸出品目であった無煙炭の代替輸入先として北朝鮮が浮上するという皮肉な結果をも招いた。

このように、日韓通商交渉を経て形成された日韓経済関係の非対称性は、日本のアジア外交の地平を拡大させる一因となった。占領期の日韓通商交渉が、独立後の日本とアジアの関係性を方向づけたともいえよう。

【付記】本報告の完成稿は『朝鮮史研究会論文集』第60集（朝鮮史研究会、2022年10月）に掲載されているため、引用等の際にはそちらを参照されたい。

尾崎行雄はなぜ選挙に落ちたのか
—戦前派代議士と1953年総選挙という転換点—

高島 笙（東北大学大学院文学研究科博士後期課程）

はじめに

近年、手塚雄太や車田忠継によって歴史学的手法を用いた後援会研究が大きく進展し、後援会や支持基盤に対する評価が改まりつつある。筆者も先行する拙稿「個人後援会の誕生」（『日本歴史』掲載決定）において日本最古の後援会の一つである尾崎行雄の弔堂会を事例に、代議士の個人後援会が大正期のデモクラシー潮流の影響で誕生し、護憲運動と共に戦前日本のデモクラシーの中で定着していく様子を指摘した。ただし、戦前後援会と戦後後援会がどの程度の連続性を保っているのか、その画期はいつなのかといった点は必ずしも明らかになっていない。本稿はその画期を1953年の第26回総選挙に求めようとするものである。

手塚や車田による代議士支持基盤研究の中でも、第25回～26回総選挙は対象とする政治家が支持基盤を更新していった時期として描かれている。手塚は愛知県選出の代議士の加藤鏖五郎が「戦前から戦後にかけて不変の「強固な地盤」の上に乗って政界復帰したのではなく」、公職追放中に支持基盤を「維持・更新」していったことで、「強固な地盤」を「再生」と評価した（手塚『近現代日本における政党支持基盤の形成と変容』ミネルヴァ書房、2017年）。車田は、千葉県選出の代議士川島正次郎が第26回総選挙のために「組織的支持基盤の充実」を図った点を「戦前と戦後の連続性（非連続性）」という視点で見た場合、これこそが非連続性の部分に相当しよう」と指摘している（車田「一九五二年第二五回総選挙に見る戦前派代議士の政界復帰と支持基盤」、『千葉史学』76号、2020年）。

手塚、車田の指摘するように、第25～26回総選挙は戦前派代議士とその支持基盤にとって画期であるという認識は共有されつつある。この総選挙に画期があったとするならば、落選した代議士の事例研究もまた重要な意味を持つのではないかと考えられる。そこで本研究では、第26回総選挙で落選した戦前派代議士の中でも、最も著名な代議士である尾崎行雄を事例としたい。

尾崎は1890年の第1回衆議院議員総選挙から25回連続当選を続けており、選挙に一度も落ちたことがないという異色の経歴を持っていた。しかし、尾崎に関する研究において、尾崎の落選の理由について触れられているものは管見の限り存在しない。伝記的な研究においては、落選は触れにくい事情であったのだろう。

拙稿「個人後援会の誕生」で指摘しているように、尾崎行雄の後援会である弔堂会は戦前日本のデモクラシーの影響を強く受けた後援会であり、まさに大衆の政治参加＝戦前デモクラシーの象徴とも呼べる政治団体であった。つまり、戦後政治において尾崎とその後援会の限界を探ることは戦前デモクラシーの限界を探ることに繋がり、マクロな視座で言えば戦前デモクラシーと戦後民主主義の画期を明らかにすることが出来るのである。

以上から、本研究では何故尾崎が落選したのかを大きく3点に分けて分析する。そこから、第26回総選挙が戦前戦後の政治参加にとって画期となった理由を明らかにしたい。

1. 第26回総選挙と戦前派

第26回総選挙の通説的理解として、保守勢力が微増にとどまった点、左派社会党が躍進した点が指摘され、1955年体制への道程として捉えられてきたと言えよう。一方、この総選挙では改進黨の現役幹事長である清瀬一郎を筆頭に前田米蔵や久原房之介ら戦前派の「大物」代議士が落選したため、戦前派代議士たちにとっての1つの転換点を形成しており、二重の意味での転換期となっている。

第26回総選挙中、尾崎は地元選挙区である三重県伊勢には帰らず、従来通り阿竹齊次郎や北村利平を中心に罌堂会が選挙運動を展開していた。しかし、選挙結果は振るわず、尾崎は26回目の選挙で初めて落選、翌年に死去した。戦後4回の総選挙を後援会の構造的改革なく乗り切った尾崎は、なぜこの段階で落選したのだろうか。以降では、尾崎が落選した理由を大きく3つに分けて分析していきたい。

2. 罌堂会の世代交代の可能性

まず、第1に尾崎固有の問題という点である。戦後の一時期を「尾崎ブーム」によって乗り切った尾崎であったが、1949年の第24回総選挙の時点でこうしたブームには陰りが見え、得票数の減少が始まっていた。1952年の第25回総選挙では、尾崎の後援会である罌堂会において初の選挙対策総会が招集されるなど対策がなされるも、構造的な後援会の改革は行われなかった。

罌堂会は1952年には会員数を8000人としていたが、翌1953年には6000人にまで減っていたとされる。朝日新聞の報道によれば、尾崎について「一日も国会に出席しない翁に議席を与える必要はない」とする「青年層の動き」が戦後の選挙には常にあったところ、「最近の選挙では特に表面に出てきていた」との話も散見される。

筆者は前掲稿にて、罌堂会が2度の護憲運動を契機に明治期から尾崎を支えてきた世代とデモクラシー世代との間で世代交代を果たしていく様子を明らかにしている。尾崎やその支援者たちは、戦時下の自由主義的な抵抗運動、特に反東条運動を「護憲運動」と捉えていた（拙稿「「憲政の神様」と「常道」なき議会」、『国史談話会雑誌』58号、2017年）。しかし、「お年寄りばかり」と揶揄された罌堂会の様子から分かる通り、戦時期の軍部への抵抗は戦前の護憲運動のように罌堂会の世代交代を促進することが無かったのである。

3. 保守・革新それぞれの分裂選挙という特異性

第2に、第26回総選挙の特殊性という問題が挙げられる。この選挙は保守第1党である自由党が分裂し、社会党も左右に分裂している中で行われた大分裂選挙であった。分裂選挙となった各党はそれまでの地盤協定を反故にして、選挙区内最大の票田である宇治山田市・

度会郡の現伊勢市周辺に事務所を開設、得票を獲得しにいった。その際、候補者が病氣療養中である尾崎の地盤は奪いやすかったことは想像に難くない。

戦後の三重県第2区は激戦区であり、同一候補が安定して当選を重ることは難しかった。第26回総選挙では内務官僚出身で自由党の中島清、同じく内務官僚出身で改進黨の橋本清吉、戦前派代議士で分派自由党の浜地文平、弁護士で右派社会党の田中幾三郎が当選しており、中島は当選1回、橋本と田中は初当選である。

この4名の内、浜地・田中・橋本の3名は尾崎の後援会で政治経験を積んで代議士となった人物である。浜地文平は弔堂会創立当時に理事を務めており、橋本清吉も弔堂会創立当時の有力者、田中幾三郎も1937年当時の弔堂会有力者を集めた名簿に名を連ねている。第26回総選挙は尾崎の元支援者たちが、尾崎の地盤で鎬を削った選挙だったといえよう。長期の病氣療養は彼らの尾崎への「義理立て」を終わらせた側面が指摘できる。

4. 戦前型後援会の構造的限界

第3に、戦前派や戦前型後援会の限界という側面である。手塚や車田も指摘する通り、戦前派で「強固な地盤」を持つ代議士でさえ、第25～26回総選挙の間に、支持基盤や後援会の大幅な改変を必要としていた。

尾崎の弔堂会に代表される戦前型後援会は基本的に個々人の会員によって代議士を支えようとするもので企業団体や業界団体などのバックボーンを有しているわけでは無かった。この点は手塚も示唆しており、加藤鏝郎が戦時下から戦後にかけて後援会であった五月会とは別に、業界団体を支持基盤に組み入れて行く様子を明らかにしている。日本最古の後援会である弔堂会は、そもそも明治大選挙区制に対応するため、尾崎の選挙事務所側が支援者を組織化したことがその端緒に当たる。従って、個人の集合体としての後援会がその出発点であったため、業界団体などを組み入れにくい構造であった。

1950年代の三重2区では企業別・業界別・組合別となった支持基盤が、中央の政党に統制される形で選挙に組み込まれていった。保守陣営内では保守分裂選挙の煽りを受けて地盤協定なき無秩序な企業団体・組合の獲得合戦が行われていた。革新陣営も同様に右派社会党、左派社会党、元社会党で社会党再建派の3すくみ状態であり、社会党県連分裂後初の選挙ということもあって労組の奪い合いに興じている。

こうした選挙戦の様子に比して、弔堂会は戦前からその構造に大きな変化が無かった。戦前デモクラシーの到達点であった、個々人の「信者」が代議士を支えるという個人に依拠した形の選挙戦が困難となっていたことが分かる。

おわりに

以上のように、大きく3つの点から尾崎行雄を事例に戦前型後援会である弔堂会が、1953年の第26回総選挙にて限界を迎える様子を明らかにしてきた。戦後の4回の総選挙を後援会の大きな改革なく乗り切った尾崎と弔堂会であったが、第25回総選挙では史上初の選挙

対策総会が必要となる程度には制度疲労を迎えつつあった。しかしながら、尾崎の病氣療養もあり、抜本的な構造改革はなされなかった。結果的に大分裂選挙となった第 26 回総選挙に耐え切れず、尾崎は落選したのである。

このように、戦後の一時期は個々人の「信者」による政治参加の集合体である戦前型後援会＝戦前デモクラシーと党や党支部に連なる支援団体を核とした戦後の民主主義とが併存し得ていた。尾崎を例にすれば、1950 年代の総選挙ではこうした併存が限界を迎えたと言えるのである。

売春防止法前史としての反基地運動

－奈良 R・R センターに反対した大学生たちの活動に着目して－

松永健聖（大阪大学大学院人文学研究科博士後期課程）

1. はじめに

報告ではまず、売春防止法の成立過程に関する先行研究のレビューをおこなった。そのなかで、特に売春防止法の前史である地方での「風紀取締条例」の制定や、「基地の街」からの「パンパン追放」をめぐる運動へのアプローチをおこなっている研究として藤野豊〔藤野 2001〕、藤目ゆき〔藤目 1997〕、平井和子〔平井 2014〕を取り上げ、これらの先行研究が、女性を「一般女性」と「特殊女性」（売春女性）に二分する「女性の分断」の問題性を鋭く捉えており、売春防止法の前段階として、「風紀取締条例」の制定が地域の多様な立場の人々を巻き込んだ運動へと展開したことに着目していると指摘した。

一方、これらの先行研究では、反基地運動が党派性を持ったものと見做された同時期において、しばしば「基地の街」でおこなわれた「風紀取締条例」の制定に地域の多様な立場の人々を巻き込んだ運動がなぜ可能になったのかという点は明らかにされていないことを指摘し、報告では、特に、同時代に広く展開された「子どもを守る」運動と「パンパン」の女性たちに反対する運動の連関に着目することで、「子どもを守る」という価値観が「パンパン」を追放しようとする地域の運動の大きな原動力となったことを明らかにした。「女性の分断」は、この「子どもを守る」という文脈においてこそ強化されていったのである。

このような問題関心から、報告では、1952 年から 53 年まで設置された米軍施設の奈良 R・R センターをめぐる、センター廃止・「パンパン」追放の立場から運動をした大学生の活動に焦点を当てて発表をおこなった。

一次史料としては、大学生たちが奈良 R・R センターで実地の聞き取り調査をおこなった報告集である『古都の弔旗』（1953 年出版、全 72 頁、関係者に配布）をもとに、当時のセンターをめぐる動向や現存が確認されていない自治体の調査史料については、地元の有力紙であった『奈良日日新聞』の記事で補足した。

2. 奈良 R・R センターの概要

ここで、簡単に奈良 R・R センターの概要を説明したい。奈良 R・R センターは、奈良県奈良市に設置された米軍施設で、朝鮮戦争で戦う米兵の一時帰休（1 週間程度）を目的として建設された。センターが開設されると、センター前には正門前東西 200 メートルにわたってまたたく間にキャバレー、カフェー、ギフト・ショップ、洋品店、写真店などが立ち並びセンター街が誕生した [田中 2001、p.47]。

また、それと同時に、米兵を相手にセックスワークを行う「パンパン」や、客引きを行う「ポン引き」らが多く押し寄せ、センター周辺地域では「風紀問題」が深刻化した。地域住民のなかにも「パンパン」の女性たちに部屋を貸す者などが現れ、地域の人々の間にコンフリクトをもたらした。

3. R・R センター反対運動の展開と教育大生による調査

センター周辺の「風紀問題」が深刻化すると、奈良ユネスコ協力会を中心として、社会党や共産党などの政党と、労働組合、教職員組合、婦人団体、学生自治会などが集まり、R・R センターの廃止、県外移転に向けた取り組みが組織化され、1952 年 9 月には R・R センター廃止期成同盟が結成された。

また、センター周辺地域の状況を調査するため、地元の大学生を中心とした奈良 R・R センター調査団が結成された。奈良 R・R センター調査団は、奈良ユネスコ学生連盟、奈良学芸大学学生会、奈良女子大学自治会、京都ユネスコ学生連盟、同志社大学学術団、大阪ユネスコ学生連盟によって組織された学生団体であり、主要メンバーの多くは教員を目指して勉強していた奈良学芸大学の学生たちであった（奈良 R・R センター調査団の代表は、当時奈良学芸大学の学生であった浜田博生が務めた）。調査団は、センターが閉鎖された期間を狙い、1953 年 6 月 26 日から約 1 週間にわたって、センター周辺地域の集落や小学校で聞き取り調査やアンケート調査を実施し、その調査結果をもとに同年 8 月に『古都の弔旗』を出版した。

調査団の大学生たちは、特に、センターが地域の子どもに与える影響に強い関心と危機感を持っていた。それは、子どもたちが「パンパン」と米兵の性行為をまねて遊ぶ「パンパンごっこ」と、地域住民が「パンパン」に部屋を貸す「パンパン宿」の問題に集約された。

『古都の弔旗』に取り上げられたセンター反対派の地域住民の声にも、子どもへの教育上の問題を指摘する声が多数あった。『古都の弔旗』には、調査をおこなった大学生たちと問題意識をともにする地域住民の様子がいくつも書き込まれていた。

4. 「子どもを守る」言説をめぐって

ここまで、奈良 R・R センターという、関西の一地域の事例について見てきたが、このような形での基地反対の声は、全国の他の「基地の街」でも同時的にあげられていたものであった。そのような状況を可能にしたものとして、「日本子どもを守る会」の結成が挙げられ

る。日本子どもを守る会は、1952年5月、会長に教育学者の長田新、副会長に評論家・運動家であった神崎清と羽仁説子を迎え設立された。同会設立の背景には、児童憲章の制定などがあったが、会は設立当初から全国の「基地の街」における「パンパン」の問題について広く活動を展開した。朝鮮戦争下において、戦争から子どもを守るということは、単なる武力からの保護だけではなく、「基地の街」で見られるような戦争によってもたらされた「くさりかけた大人の社会」〔「戦後日本教育史料集成」編集委員会編 1983、p.564〕から子どもを守るということも意味した。ここで重要なのは、守るべき対象としての「子どもたち」の対義として「パンパン」の女性たちが対置されたという事実である。

また、同時代に「基地の街」における子どもの問題に取り組んだのは、「日本子どもを守る会」だけではなく、地元の教員や婦人会なども大きく力を発揮した。特に、教員たちの活動は「日本子どもを守る会」にも大きな影響を与え、日本子どもを守る会と日本教職員組合の共催によって、第一回基地の子どもを守る全国会議が1953年3月に開催されるなど、運動を大きく盛り上げた。このような全国的な「子どもを守る」運動の中で、奈良R・Rセンターをめぐる反対運動は展開されたのである。

では、奈良R・Rセンターのある地域にとって、「子どもを守る」という言説が果たした役割とは、どのようなものだったのか。もう一度、『古都の弔旗』に立ち返ってみたい。第一に、「子どもを守る」ために地域の「パンパン宿」に反対するというロジックは、地域内の貧困など社会的格差や矛盾を争点化しないようにする役割を果たした。実際にセンター周辺において「パンパン宿」を営んでいた多くの者が、耕地が少なく現金収入を必要としていた元小作人たちであった（報告者が2019年5月6日に実施した、浜田博生氏への聞き取り調査による）。このような矛盾を、「子どもを守る」言説は不可視化する側面があったのである。

第二に、「子どもを守る」というスローガンを全面に出すことで、地域の多くの人々を運動に巻き込むという役割を果たした。実際に『古都の弔旗』においても、「子どもを守る」という主張が、住民間の政治的な対立などを回避する方法として機能した様子が、地域住民の語りから読み取ることができる。

第三に、「子どもを守る」という言説は、地域の女性たちをセンター反対運動へと参加するよう仕向ける役割を果たした。これは一方で、女性たちが「子どもを守る母」としての立ち位置を与えられる／を作り出すということであり、女性たちと「パンパン」の連帯を極めて困難にするということの裏返しでもあった。

5. おわりに — 今後の課題

報告では、奈良R・Rセンターを事例に、「子どもを守る」言説が地域においてどのように「パンパン」排除に影響を与えたのかについて述べた。本報告では詳細に触れることはできなかったが、この「子ども」をめぐるポリティクスは、たとえば、「子ども」をめぐる「母」、平和の象徴としての「母子」の議論との接続が可能であると考えられる。たとえば、1950年代

には母親運動が盛り上がりを見せたが、その中心人物であった参議院議員の河崎ナツは、奈良選出の議員であり、奈良県婦人会の中心メンバーの一人として、R・Rセンター問題にも深く関わっていた人物であった。

今後は、このような視点から議論の幅を広げていきたいと考えている。

《参考文献》

- 須崎慎一「米軍基地・施設をめぐる日本のメディアと日本人の意識：R・Rセンター報道を中心に」、『日本文化論年報』14号、神戸大学国際文化学研究所日本学コース、2011年
- 「戦後日本教育史料集成」編集委員会編『戦後日本教育史料集成 第4巻』三一書房、1983年
- 田中はるみ「奈良R・Rセンターと地域住民：朝鮮戦争下の在日国連軍基地をめぐる」、『戦争と平和』10号、大阪国際平和研究所、2001年
- 茶園敏美『パンパンとは誰なのか：キャッチという占領期の性暴力とGIとの親密性』インパクト出版会、2014年
- 茶園敏美『もうひとつの占領：セックスというコンタクトゾーンから』インパクト出版会、2018年
- 奈良R・Rセンター調査団編『古都の弔旗：奈良R・Rセンター調査報告書』奈良R・Rセンター調査団、1953年
- 日本教職員組合編・発行『日教組10年史』1958年
- 日本子どもを守る会『子どもを守る』縮刷版・第1分冊（1号～140号）、1978年
- 日本子どもを守る会『花には太陽を 子どもには平和を：子どもを守る運動の50年』新評論、2002年
- 平井和子『日本占領とジェンダー：米軍・売春と日本女性たち』有志舎、2014年
- 藤目ゆき『性の歴史学：公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制』不二出版、1997年
- 藤野豊『性の国家管理：買春の近現代史』不二出版、2001年
- 吉田容子「米軍施設と周辺歓楽街をめぐる地域社会の対応：「奈良RRセンター」の場合」、『地理科学』65巻4号、地理科学学会、2010年

高度成長期日本警察の「暴力犯罪」対策における「防犯」の上昇

－東京・警視庁を中心に－

渡邊啓太（東京外国語大学大学院総合国際学研究所博士後期課程）

はじめに

本報告では、戦後日本警察における「市民警察」の政治性に関する議論の深化をはかるべく、高度成長期日本警察（主に東京・警視庁）の「暴力犯罪」対策の歴史的展開を、主に「ぐ

れん隊」（「青少年不良団」）対策の推移に着目して分析することで、高度成長期日本警察の「暴力犯罪」対策の強化変容、とりわけ「防犯」的側面上昇の実態とその意味を検討する。

1. 「暴力犯罪」対策における「ぐれん隊」の問題化と「知能犯」対策の重点化

1956年3月6日の博徒のけん銃殺傷事件、同年6月16日の「ぐれん隊」同士の乱闘事件と、「暴力団」同士の大規模な争いが都内で相次いで発生したことを受け、都民やメディアの警視庁の「暴力犯罪」対策への不満は高まり、その不備に大きな非難が寄せられた。こうした事態に対処するべく警視庁は1956年7月30日に「ぐれん隊等の不法行為者取締強化について」通達を発し、計画策定や情報収集、実際の取締りの面で「暴力犯罪」対策の整備強化を図った。

上記の強化直後の「暴力犯罪」対策の主眼の一つは、ダフ屋や景品買等、それまで「暴力犯罪」として必ずしも積極的に取締られてこなかった街頭でのインフォーマルな経済活動の従事者たちを、盛り場特有の「暴力団」たる「ぐれん隊等の不法行為者」あるいはその準構成員として一括し、本格的に「暴力犯罪」として取締っていくことだった。取締りの対象となった人びとの多くは、失業や貧困、孤立の状況にあったがゆえにインフォーマルな経済活動によって社会を生き延びようとしていた人びとであった(1)。

警視庁当局の狙いは、「表見的」な「暴力犯罪」を敢行する「ぐれん隊等の不法行為者」から「暴力団」組織を辿り、その実態を解明することにあった。そのため、その目的がある程度達成され資料が集まった1957年には、「表見的」な「暴力犯罪」への対策より、取締りの強化がもたらしたとされる「暴力犯罪」の「知能化」「潜在化」への注目も相俟って、組織的・「知能犯」的な「暴力犯罪」に重点が置かれていくこととなる。1958年11月、警視庁が「暴力犯罪」対策を専門とする捜査第四課を新設したのも、基本的にはこの路線に沿ってのものだったといえる。

こうした警視庁の「暴力犯罪」対策の展開は、「暴力犯罪」をよりいっそう「暴力団」による「犯罪」あるいは組織犯罪として把握する方向に当局を導いた。このことが、統計的には半数以上が組織に所属していない「ぐれん隊」を、9割以上が組織に所属している博徒や的屋と同じく組織的なものとして把握しようとする姿勢の形成に影響を及ぼしたと考えられる(2)。

「暴力犯罪」対策における警察と人びととの関係に目を向けると、1956年の取締り強化以来、人びとの警察協力として警察が重要視していたのは被害者あるいは参考人としての協力だった。それゆえ、それを阻害する「お礼参り」への対策が重要な課題となっていた。この「お礼参り」対策は、1957年春の別府事件後、「暴力犯罪」対策にとって重要な問題として取上げられるようになった「暴力団」同士の抗争の取締りや銃砲刀剣類等の所持の規制強化と合わせて、1958年に法的強化を受けることとなる。

2. 「暴力犯罪」対策における「防犯」の推移

「ぐれん隊」対策は1956年時点から「非行少年」対策としても展開されていた。ここで問題となったのは、博徒や的屋と関係を持ち景品買や押売を行なう「大物ぐれん隊」とは区別された、組織とのつながりをもたず恐喝や暴行を行なう「少年の非行グループ」としての「チンピラぐれん隊」であった(3)。

そして1958年ごろから、深夜喫茶や風俗営業(での青少年の交遊)が青少年を「暴力団」への道に誘うことを本格的に問題化するようになった警察当局は、「暴力犯罪」対策としてもそうした環境の「浄化」をめざしていくようになり、これが1959年風営法改正へとつながっていく。加えて、青少年が「暴力団」組織の前衛として獲得利用されていることも、とりわけ警視庁が直面している大きな問題として当局は認識していた(4)。

このように「暴力犯罪」と青少年、風俗営業が緊密に結びつけられるようになることによって、警察の「暴力犯罪」対策が「防犯」の色彩を強めていく。少年警察の「暴力犯罪」対策は積極的に地域社会との連携を志向するようになり、また1959年に入ると、いわゆる「すじもの」の取締りとは別に「表見的暴力事犯および環境浄化としての取締り」が警視庁において主題化されるようになる(5)。

こうした試みは主として風俗営業の集積地である盛り場の「環境浄化」をめざして推進されていくが、この動きと軌を一にして刑事部と防犯部の連携強化や「暴力犯罪」対策全体の「防犯」的側面の上昇が進み、「暴力犯罪」の未然防止を目指した活動の推進や「暴力犯罪」対策における警察による人びと(特に盛り場地域住民)の組織化へとつながっていく。

3. 「暴力犯罪」対策における「小暴力」の問題化

1960年末から1961年初頭にかけて相次いだ「右翼テロ」の問題を、治安当局は「暴力」一般の問題に変換していったが、この戦略は「暴力」を脱政治化すると同時に経済発展を強調することでその階級性を隠蔽し、「国民」のモラルの問題に還元していく性格をもっていた。

1961年2月21日に閣議決定された「暴力犯罪防止対策要綱」は上記の戦略のうちに位置づけることができるが、そこでは、「暴力犯罪」の原因の一つとして「暴力犯罪」を「容認、助長、誘発」するような「風潮」や「不良有害環境」が問題視され、この「風潮」なり「不良有害環境」なりを排撃・改善していくとされる総合的な運動への「国民」の動員がめざされていた。このような方針に沿った「暴力犯罪」対策が展開されるなかで問題化されたのが、「国民生活において日常発生するささいな事犯」としての「小暴力」であり、「それを放置することは、暴力容認の風潮を醸成する原因になる」として取締りの強化がはかられていく(6)。1962年7月19日に警察庁は「「小暴力」事犯の予防および取締りの強化について」通達を出しているが、ここで別添参考資料として挙げられている「小暴力事犯関係取締法令一覧表」では、1956年に警視庁によって「ぐれん隊等の不法行為者」の特徴とされた行為が「小暴力」として列挙されている(7)。

警視庁の動きをみると、上述した「小暴力」取締り強化の流れに沿って、1962年6月11日に、「いわゆるダフヤ、景品買い、押売り、不当客引きなどの、街頭における暴力的な不良行為事犯」を防止すべく、警視總監の訓令をもって防犯部を主体とした「街頭犯罪撲滅対策委員会」が設置されているが、同年秋に東京都で制定された「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の草案は、この委員会が策定したものであった(8)。1956年以来推進されてきた警視庁の「暴力犯罪」対策の流れのなかに位置づけられたこの条例に関して、主たる取締り対象として挙げられたのは、「人的病理集団」である「暴力的不良集団」として病理化された「ぐれん隊」であった(9)。

おわりに

1956年からの警察の「暴力犯罪」対策の強化変容は、インフォーマルな経済活動の従事者を「暴力団」組織あるいはその準構成員として定義するのみならず、「暴力犯罪」を誘発する「不良有害環境」や「暴力的風潮」の原因ないしは促進者としての性格をも付与していった。こうした人びとの特殊化および病理化が十重二十重に進められたのである。さらに、被害者あるいは参考人としての協力に加えて、少年非行の地域ぐるみの対策や盛り場の「環境浄化」への参与や協力、「暴力的風潮」否定のための「国民運動」等々を、「暴力犯罪」対策の中で「国民」「住民」が社会そして自らのために果たすべき役割として位置づけ、要請／組織化していった。高度成長期における「市民警察」の政治性は、従来強調されてきた警備公安警察的作用のみならず、高度成長のただなかで、「国民」あるいは「住民」と「ぐれん隊」として定義されるような集団との間の差別的な分割を再編強化しながら人びとの社会生活における警察のヘゲモニーを拡大する非強制的／強制的な権力行使としても理解する必要がある。

注

- (1) 「執務資料 ぐれん隊等不法行為者の取締三ヶ月間を顧みて」、警視庁刑事部総務課刑事資料係編『刑事資料 第七卷第十二号』1956年、pp.45～47。
- (2) 暴力的不法行為者検挙対策本部連絡調査班「暴力団の動き」、警視庁警務部教養課編『自警』39巻9号、自警会、1957年、pp.80～81。
- (3) 防犯課「やくざやぐれん隊の内幕」、警視庁警務部教養課編『自警』39巻4号、自警会、1957年、pp.77～78。
- (4) 警察庁刑事局捜査第二課編『刑事警察資料第69号 昭和36年7月 暴力団犯罪取締概況：昭和35年』1961年、p.18。
- (5) 真瀬寿郎「暴力取締について」、警視庁警務部教養課編『自警』41巻5号、自警会、1959年、p.92。
- (6) 1961年10月19日の全国警察本部長会議での柏村信雄警察庁長官の訓示、『日刊警察』1961年10月20日。

- (7) 「「小暴力」事犯の予防および取締りの強化について通達」、『警察研究』34巻1号（通号397）、良書普及委員会、1963年、pp.146～152。
- (8) 警視庁防犯部編・発行『防犯部年報』第11編、1963年、p.19。
- (9) 乗本正名「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例について1」、『警察研究』33巻11号（通号395）、良書普及委員会、1962年、pp.57～58。

“生きた歴史”への模索

－1970年代日本と雑誌『日本のなかの朝鮮文化』の実践－

山口祐香（日本学術振興会特別研究員PD）

1. はじめに

本報告は、1969年に京都で創刊された歴史雑誌『日本のなかの朝鮮文化』全50号（朝鮮文化社、1969～81年）を手がかりに、70年代における市民の歴史実践の事例について跡付けることを目的とする。

日本の1960年代末という時期については、「1968」のフレーズに象徴づけられるように、「若者」を主体とする運動の世界的な隆盛に呼応し、東京などの大都市を中心に学生運動が活発化した時期として語られ、既に様々な先行研究が蓄積されている。

一方で、そうした60年代末を経て突入した70年代については、日高勝之〔日高2022〕が「〈政治の季節〉として語られる1960年代と、大衆消費社会やバブル文化で特徴づけられる80年代に挟まれた1970年代の文化は、2つの時代の『断絶』に位置して見過ごされてきた」と指摘するように、戦後史における位置づけはまだ発展途上にある。日高によれば、70年代は戦前世代と戦後世代が交錯する時期であり、様々な分野で文化の中核的な担い手は戦前世代であった。多様な世代や主体が交錯する「複雑」な時代として同時期の人々の実践を取り上げることは、戦後日本社会の多角的な分析軸を示す上で有益であると考えられる。

そこで本報告は、戦前生まれの中高年齢層を主要な担い手とし、とりわけ在日朝鮮人というエスニック・マイノリティをその中心としながら、京都という地方都市で展開した実践の事例として、雑誌『日本のなかの朝鮮文化』を取り上げ、その読み手・書き手となった日本人および在日朝鮮人の来歴や言説から、同誌の戦後史上における位置づけを検討する。

2. 報告の背景

まず、戦後日本社会において「歴史」をめぐる市民の実践とはどのような意味を持つのか。そもそも学問としての戦後歴史学は、戦前の皇国史観歴史学の克服から出発した。70年代には、高度経済成長や60年代の学生運動、ウーマンリブ運動などの活発化を受け、歴史学者である色川大吉・安丸良夫・鹿野政直らによる「近代」の見直しが行われ、民衆史・地域史・女性史などの新たな分野が切り拓かれていった。

一方で、成田龍一〔成田 2006〕が「『戦後』は日本社会のアイデンティティとして『歴史』が大きな役割を果たした時期でもあった。……1960年代以降の社会の大衆化は『国民化』でもあった」と指摘するように、専門家に限らない一般大衆が親しむものとしての「歴史」がメディアから発信されるようになった。たとえば、司馬遼太郎・松本清張ら歴史小説を主軸とする「国民作家」が登場し、特に中高年層のサラリーマンを中心に広く大衆の人気を博した。

また、70年代に入ると、日本社会全体が経済的な豊かさを獲得したことで、都市の変貌や余暇の出現などに伴うライフスタイルの変化、交通手段（新幹線・飛行機）の発達に加え、沖縄返還・五輪開催・韓国や中国との国交正常化など、国際社会の中の日本の位相も変化した。また、テレビ放送が普及する中で、NHK『新日本紀行』（1963年～）など、過密化する「東京」を脱出し、「地方」を題材とするメディア作品が相次ぐ。ここに、市民の関心と行動範囲が国内の「地方」や「海外」に次第に向けられ始めた時期が背景として成立する。

こうした70年代以降の日本社会では、メディアと連動した「歴史ブーム」と呼ばれる現象が見られた。たとえば、小説『まぼろしの邪馬台国』（宮崎康平著、1967年）に伴う「邪馬台国ブーム」、高松塚古墳の壁画発見に伴う「古代史ブーム」（1973年）、井上靖の小説やNHKの紀行番組の人気を受けた「シルクロードブーム」（1980年～）などが挙げられる。「ブーム」下では、自主勉強会や史跡訪問などを通じて歴史に触れようとする市民の動きが盛んになり、そこには余暇や経済力を持ち、歴史ロマンに強く惹かれる人々や、戦争に「青春を奪われた」ことから、新たな歴史の学び直しや生き直しを追求しようとする人々が見られた。

では、本報告が主眼を置く「朝鮮」はどのように見なされていたか。70年代以降の市民運動では、国家からの抑圧や差別に苦しみ日本国内のマイノリティおよびアジア諸国の人々を始め、これまで関心を持たなかった他者との出会いや学びを通じて自身の生き方を問い直し、連帯しようとする動きが起こった。なかでも、朝鮮半島は重要な存在として位置づけられ、当時軍事独裁政権下にあった韓国の民主化勢力との連帯や、日本国内の在日朝鮮人を主体とする反差別運動との連帯などが見られた。それに呼応する形で、「韓国／朝鮮」をテーマとする書籍や雑誌、市民講座の開催なども相次いだ。関心を見せた日本人の多くは、「かつての植民地」であり「遠い隣国」である朝鮮半島への理解を模索し、植民地支配の苦難や朝鮮半島の南北分断といった現状を生んだ「加害者」としての日本（人）としての自己を見直そうとした（『毎日新聞』1971年11月24日）。本報告の主題である雑誌『日本のなかの朝鮮文化』とは、まさに同時期のこうした「韓国／朝鮮」に関連するメディアの嚆矢として位置付けることが出来る。

3. 雑誌『日本のなかの朝鮮文化』（1969～81年）の概要

『日本のなかの朝鮮文化』は、在日朝鮮人作家の金達寿や、京都在住の文学者である鄭貴文、実業家の鄭詔文の兄弟を発起人に刊行された季刊雑誌である。同誌はそれまで捨象され

てきた日朝交流史の足跡を各地の郷土史や日本の文化芸術と関連づけつつ取り上げ、当時「最も革命的な雑誌」として評価された。また、あえて政治的な話題を扱わず、歴史・文学・美術などのテーマを重視した誌面作りは読者の強い支持を受けた。雑誌主催の史跡ツアーには、著名人のみならず多くの市民も参加し、日本各地の史跡を直接訪問し、人々が相互に交流する機会を提供した。

この雑誌を刊行した根底には、発起人となった金達寿らに在日朝鮮人たちが、日本の植民地期にあった幼少期以降経験した苛烈な民族差別の記憶があり、日本文化に影響を与えた朝鮮の人や文化の研究、美術品の収集を通じて肯定的な民族アイデンティティの獲得が模索された。また、在日朝鮮人の反差別運動の一方で、日本での民族差別が根強い現状を踏まえ、鄭貴文が「われわれは、いい古されている言葉ではあっても、自己回復に向けて、それぞれが『名刺』をもたなければならない時期にきていると思う。それは『大多数の日本人』に『訴え』たり『理解してもらおう』姿勢から、すばらしくて楽しいような方法があれば、その方法で日本人と“対決”をせねばならない季節にきているとも思うのである」〔鄭 1970、p.172〕と述べたように、既存の運動とは異なる形での自己回復・差別克服の方法として、同誌の刊行を見なしていたことが分かった。

では、同誌に協力した人々はどのような人々だったのか。日本人読者に訴えかけようとする編集側の意図により、同誌の記事執筆者 225 名中、在日朝鮮人 4 名を除く全員が日本人であった。初期より顧問として協力したのが、作家の司馬遼太郎であった。東大阪市に居住した司馬は、鄭貴文の「散歩友達」であり、彼等を通じて金達寿などの在日朝鮮人知識人とも親交を持った。従軍経験から強いイデオロギー批判を展開した司馬は、60 年代末から 70 年代の学生運動には批判的であった一方、歴史文化を主軸として、「非政治的」という立場をとった『日本のなかの朝鮮文化』については高く評価した。また、同じく顧問の林屋辰三郎、上田正昭を始め、京都大学を中心とする関西の歴史研究者たちが多数関与し、雑誌主催の史跡ツアーや座談会などを通して、在野の歴史家や一般市民との交流も積極的に行っていた。多くが戦前生まれの彼らは、従来の皇国史観・中央偏重・権力者中心的な歴史学への批判を展開し、在日朝鮮人差別や部落差別への批判、民衆や東アジアの視点を取り入れた新しい歴史研究を提唱した。たとえば上田は、『日本のなかの朝鮮文化』に関わることについて、「生きた歴史」という表現を繰り返し用いつつ、「地方」の歴史に着目した実証的な歴史研究を行い、脱中央・脱国家を志向する新たな歴史観の創出を強調した〔司馬・上田・金 1982〕。

最後に、同誌の読者層について、各号に掲載された「通信」欄から次の 5 パターンを概観した。①仕事の余暇・知的趣味として「歴史」を愛好する人々、②戦前・戦後の個人的体験（特に植民地朝鮮、在日朝鮮人との交流など）を出発点とする人々、③社会問題（民族差別など）に関心を持つ人々、④祖国の文化・地理・習慣などを学ぼうとする在日朝鮮人読者、⑤在日朝鮮人・部落差別問題などに取り組む学校教師たち。特に⑤の投稿が多く見られたが、

70年代関西の公立学校では、在日朝鮮人や被差別部落出身学生たちに対する人権教育が大きな課題になっており、その教材・資料として同誌が活用されていたと推測できる。

総括すると、70年代以降の日本社会における「歴史」をめぐるのは、「近代」への批判に立脚した新しい視点を開拓しようとする歴史学者たちの試みと同時に、多様なメディアを手がかりに、新たな自己実現や娯楽としての「歴史」に親しんだり、「『日本(人)』とは何か」の再考を通じてアジア諸国の社会問題との接点を模索したりする市民の実践が交錯した。在日朝鮮人・日本人の専門家と在野の歴史家・市民らも参画して作られた雑誌『日本のなかの朝鮮文化』は、その多様なアクターが遭遇する一つのアリーナであったと捉えることが出来よう。

《参考文献》

- 司馬遼太郎・上田正昭・金達寿編『古代日本と朝鮮 座談会』中央公論社、1982年
鄭貴文「新しい「名刺」の一つとして：「日本のなかの朝鮮文化」のこと」、『文学』38巻11号、岩波書店、1970年
成田龍一『歴史学のポジショナリティ』校倉書房、2006年
日高勝之編『1970年代文化論』青弓社、2022年
『日本のなかの朝鮮文化』第1～50号、朝鮮文化社、1969～81年

地域のなかのアジアと歴史問題

－1970年代以降の神奈川における市民運動を中心に－

櫻井すみれ（東京大学大学院総合文化研究科博士課程）

はじめに

報告者の関心は、1970～80年代の日本各地において取り組まれた歴史問題をめぐる市民運動を分析対象とし、戦後の日本社会において如何にアジアに向き合い、どのような課題が残ったのかを明らかにすることである。本報告で取り上げるのは70～80年代のローカルな場での運動実践である。具体的には、1970年以降の神奈川における2つの事例を取り上げる。一つは、1976年から相模ダム建設における強制連行の史実解明と追悼行事を行ってきた「相模湖ダム・歴史を記録する会」（以下、記録する会）、もう一つは80年代の指紋押捺拒否運動について紹介する。

1. 記録する会の取り組み — 追悼碑の建立を中心に

記録する会は、1976年3月に神奈川県津久井郡相模湖町（現、相模原市緑区）で、戦時中の相模ダム建設における強制連行の史実を記録すべく、郡内在住・在職者8名により発足した。会のメンバーはダム建設関係者や地元民への聞き取り調査を開始し、発足から1年半

で10名への聞き取りを行った。翌年(77年)7月には中間報告書をまとめ、これにより本籍地が不明だった日本人死亡者8名の身元と、中国人・朝鮮人の強制労働の史実が明らかになった。そして記録する会は、県に対してすべての犠牲者を追悼する追悼行事の実施と追悼碑の建立を求めていった。

追悼碑の建立はいくつかの問題点を克服するかたちで進められていく。記録する会は中間報告書をもとに、ダムの維持管理を行う県企業庁に追悼碑の建立を要請、1979年7月に県企業庁名で建てられた湖銘碑の碑文には、ダム建設に殉職した「日本各地の出身者、中国、朝鮮半島の方々の精霊」への哀悼と感謝のみが記されており、ダムにより湖に沈んだ村の記録や、ダム建設により命を落としたすべての人の名前、国策により遂行された植民地の歴史に関する記述が抜けていた。記録する会は、史実に沿った碑の建立と、すべての犠牲者名の刻銘を求めねばり強く要請をしていく。転機となったのは、80年末の県立相模湖公園再整備事業だった。会のメンバーは前述の要請に加え、県知事名での建立と新たな犠牲者が判明したときに名前を刻むスペースの確保、碑文に「強制連行・強制労働」の八文字を入れることを求めた。長洲一二神奈川県知事は、記録する会の要望について賛同し、県立公園内に県知事名で新たな碑文の建立が決まった。しかし当時の県議会常任委員会において、碑文に「強制連行・強制労働」を入れることについて慎重であるべきという意見が大半を占めた。記録する会は交渉を行うも、結局その八文字は碑文に入らなかった。

1993年10月に建立された湖銘碑にはダム建設で犠牲となった83名の名前が刻まれた。強制連行の文字は入らなかったが「捕虜として連れてこられた中国人」や「当時植民地であった朝鮮半島」「国の方策によって」という文言が入った。また県の職員からは、共生の思想を刻みたいとの要望があり「共に生きる地域社会の創造を願い」という一文が書き加えられた。

2. 民際外交

神奈川県では、1975年に長洲一二県知事が誕生し、95年までの20年間、革新自治体として県政に就いた。長洲知事は「地方の時代」「民際外交」「県民参加」といった地方自治体のあり方を提唱した。なかでも「民際外交」は民衆レベルの経済・文化交流を土台とした国際関係の確立を目的とし、とりわけアジア諸地域との友好を目指すものであった。93年10月、記録する会の要請により建立された湖銘碑の除幕式に出席した長洲知事は、追悼の辞にあたり、「湖銘碑が外国籍住民とともに生きる地域社会づくりのシンボルとなることを祈念する」と述べている。このように記録する会の活動は、民際外交の一環として位置付けられていた。

そもそも民際外交は、1975年6月、長洲知事の就任後初の県議会における所信表明の場で提唱されたところから始まっている。背景には国連軍縮特別総会の場で「非政府組織(NGO)の日」を設け市民にも本会議場を開くなど、世界的に市民の役割が高まったことが挙げられる。また神奈川県は沖縄に次いで多くの米軍基地を抱えており、騒音対策や米軍による犯罪

防止対策、基地返還後の跡地利用なども民際外交の一つに含まれていた〔神奈川県 1980〕。76年7月、県は渉外部に国際交流課を新設し、77年2月には神奈川県国際交流協力センターを設立する。また世界の各地域と友好提携を結び、技術者、経営者、スポーツ選手などの派遣事業や、海外からの技術研修生の受け入れを主な活動としていた〔神奈川県 1995〕。

このような海を越えた国際交流から、足もとの「内なるアジア」へと転換するのは80年代に入ってからであった。県の出版物で民際外交の指針を示した『世界に開かれた神奈川をめざして 昭和57年度版』には「第2ラウンドに向けての民際外交」と題して「県内外国人に向けての内なる民際外交の展開」に言及し、外国人にも住みやすい地域社会づくりや、諸制度の改善などが挙げられている。また記録する会のような、地域内の南北問題や「在日韓国・朝鮮人問題」に取り組む市民グループが紹介され、市民運動への関心の高まりがうかがえる。

3. 内なるアジアへの転換と指紋押捺拒否運動

内なるアジアへ転換した背景には、外国籍住民の存在があった。県が発行した刊行物には「内なるアジアへの着手」の背景について以下のように述べられている。

1979年の川崎地区県民討論会で、在日韓国・朝鮮人の女性が子どもへのいじめ等、差別の現状を訴えるなどのできごともあり、1980年から足もとの在日韓国・朝鮮人の問題を民際外交の課題として挙げるようになった〔神奈川県 1995〕。

周知のとおり、川崎や横浜では70年代から民族差別撤廃のための運動が活発に取り組みられてきた。1980年の県内外国人登録者数は約4万3000人で、そのうち約7割は朝鮮半島にルーツをもつ人びとであった。在日華僑も約7000名と他県と比較して多い。県では内なる民際外交の一環として、84年に県内在住の韓国・朝鮮人、中国人を対象にした外交人実態調査を実施、また80年から盛り上がる指紋押捺拒否運動における外国人登録法（以下、外登法）の法改正もその一つとして位置付けている〔神奈川県 1995〕。

指紋押捺拒否運動は、1947年5月2日に最後の勅令で公布施行された外国人登録令の後を継ぐかたちで制定された、外登法（1952年4月28日公布施行、2012年7月廃止）に規定された指紋押捺の義務を自覚的に拒否することで、日本社会に根深く残る外国人差別を訴え、植民地支配の歴史を問う運動であった。外登法や指紋押捺制度への抵抗は制定当初から存在したが、日本人市民も協働するかたちとして展開するのは80年代以降のことであった。指紋押捺拒否運動は、80年9月に東京都新宿区役所で韓宗碩（1925年慶尚北道生まれ、1937年渡日）が登録証切り替え時に拒否したところから始まった。その後、在日2、3世を中心に全国で押捺拒否者が続出し、拒否者の声に呼応するかたちで在日華僑や欧米出身者の人びとも運動に加わっていった。拒否者が出ると、周囲の市民らにより支援する会が発足する。拒否者が刑事被告人として起訴されると弁護士や市民運動団体により裁判闘争が取り組まれた。神奈川県では川崎市や横浜市、大和市や茅ヶ崎市で拒否する人が現われ、支援

する会が結成されていく。運動の高潮により、92年に特別永住者及び一般永住者の押捺義務の廃止、2000年の法改正により指紋押捺制度は全廃された。

4. 今後の課題

70年代以降、戦争や植民地支配の歴史をめぐる市民運動が各地で活発化してさまざまな取り組みが行われた。本報告では神奈川における一事例のみに言及し、十分に深めることができなかった。今後の課題として、地域における市民運動の実践を、歴史研究として詳細に分析する必要がある。これらを明らかにすることで、国家間の外交問題に発展した歴史問題を、日本社会の課題として捉えなおす糸口になり得るからである。また70～80年代の運動が、90年代の戦後補償問題や日本軍「慰安婦」問題をめぐる性暴力問題に取り組んだ市民運動と、どのように繋がり、また断絶があるのかについての分析も今後の課題としたい。

《主な参考文献》

神奈川県『開かれた神奈川をめざして／昭和55年』1980年

神奈川県『世界に開かれた神奈川をめざして／昭和57年度版』1982年

神奈川県『世界に開かれた神奈川をめざして：民際外交20年／1995年3月』1995年

【付記】記録する会については、拙稿「強制連行・強制労働の歴史を地域社会から問いなおす：「相模湖・ダム」の歴史を記録する会」の活動を中心に」（『年報 地域文化研究』第26号、2022年）の参照をお願いする。

江藤淳と「無条件降伏」論争

多谷洋平（立命館大学大学院社会学研究科博士課程後期課程）

本報告では、1978年に起こった「無条件降伏」論争に着目し、文芸評論家・江藤淳の主張と江藤の見解をめぐる反応について発表した。

最初に「無条件降伏」をめぐる今日の認識を紹介した。日本政府は、質問主意書に対する答弁書で、「「無条件降伏」の定義について一概に述べるのが困難であるということもあり、お尋ねについては様々な見解があると承知している」と述べており、日本が第2次世界大戦において「無条件降伏」をしたのかどうかについて特定の見解は採っていない(1)。

また、高校日本史用の『日本史用語集』（山川出版社）が、「ポツダム宣言」の項目で「日本政府は8月14日、これを受諾して無条件降伏」としている一方(2)、近年の研究では、ポツダム宣言受諾による日本の「降伏」をめぐるのは、そもそも当時の日米政府間において「条件」について双方の解釈に幅があり、そうした解釈の幅があったからこそ、戦争終結に至ったとする見解が有力であることを紹介した(3)。

一方、今日の保守言説・右派言説では、第2次大戦での日本の降伏が「有条件降伏であった」と説かれることが常態化している点を挙げ、その理由として、「有条件降伏」説が、日本国憲法の制定過程を批判する論理を展開する上で、議論の根幹部分を担う主張となっていることを紹介した。

しかし、そもそも保守言説・右派言説において「有条件降伏」説が主張されるようになったのは、高度成長期以降である。評論家・福田恆存は、「当用憲法論」（1965年）において「国民の多くはポツダム宣言を無条件降伏として受取られた。が、これは全く事実と反するものであります」と説いたが(4)、このときは日本の降伏形態をめぐって論争化することはなかった。本格的に議論が展開されたのは、1978年の「無条件降伏」論争においてであった。

この論争では、江藤が『毎日新聞』の文芸時評で「無条件降伏」説に異議を唱え、占領期に展開された「戦後文学」を「徒花」と批判したことに、文芸評論家・本多秋五が反論したことと、様々な識者が見解を表明することとなった。

江藤が「無条件降伏」説批判を展開するきっかけは、1977年に月刊誌『現代』に連載した対談企画「もう一つの戦後史」である。このうち第6回で林修三（元法制局長官）と対談した江藤は、日本の降伏は無条件だったのか否かを尋ねており、それに対して林は「無条件ではないと思います」と述べて(5)、「無条件降伏」説を否定した。

すでに加藤典洋などが指摘している通り、江藤は元来「無条件降伏」論者であり、林との対談に際して予習する中で「有条件降伏」論者に「転向」し、林から「無条件〔降伏〕ではない」という見解を引き出したと考えられる(6)。これらの対談を通じて、日本の降伏形態に関して「無条件降伏」論者から「有条件降伏」論者へと「転向」した江藤は、戦後社会で「通説」となっている「日本が連合国に対して無条件降伏したという大前提」（江藤「安保闘争と知識人」1965年）に対して批判を展開していく。

『毎日』の文芸時評で江藤が「無条件降伏」に直接言及するのは、1978年1月の「文芸時評2月」が最初である。そこで江藤は、ポツダム宣言に明示された「条件による降伏を「無条件降伏」と置き換え」、戦前期よりも巧妙な「検閲の存在した」占領期を「絶対化」する一方、主権回復後の「自由を得た時代」を「逆コース」と批判する「精神の怠惰」は、「戦後を食べ物にする」行為であり、「今日の文学の水位低下」はその例証であると批判した(7)。

江藤が批判の対象としたのは、第一に、占領期に展開された狭義の意味での「戦後文学」（戦後派文学）であり、第二に、日本の降伏を「無条件降伏」と見なす戦後の社会認識そのものであった。江藤は、ポツダム宣言を受諾し「無条件降伏」したのは、「全日本国軍隊」であって「日本国」ではないとし、かつ同宣言は「日本のみならず連合国をも拘束する」「一種の「国際協定」」であるという認識こそ、「“戦後”の出発点」とするべきだったと唱えた(8)。つまり江藤は、あくまで国家と国家の「関係」から日本の降伏形態を捉えたといえる。

こうした江藤の主張に対して、文芸評論家・本多秋五が反論した。本多は、ポツダム宣言の「受諾」に関して「その内容について一語を挟むこともゆるされ」ず、「受諾は完全に「無条件」でなければならないとされ」た以上、「日本は無条件降伏した」と考えており、本多がいう「無条件降伏」とは、無条件受諾のことを指すといえる。あくまで受け手である日本側が発信者である連合国に対して、ポツダム宣言の無条件受諾を強いられた以上、日本国は「無条件降伏」したという理解である(9)。

以上を整理すると、江藤は、国家と国家の「関係」から日本の降伏形態を捉え、「無条件降伏」説を批判した。一方の本多は、自身の体験に根ざす「感情」から戦時下・占領下を語り、日本の「無条件降伏」と占領下の「自由」を指摘した。

続いてこの論争に対する反応を紹介した。外交史家・細谷千博は、『終戦を問い直す』(1980年)に収録されたシンポジウムで、「われわれが通常国際政治で使っているターミノロジーではやはり無条件降伏という方に入るんじゃないか」とし、「この問題は結局、無条件降伏という定義をどうとるかということいかんにかかってくるのではないのでしょうか」として、「定義」の問題を指摘した(10)。

また詩人の鮎川信夫と吉本隆明は、対談「文学の戦後」(1979年)において、自身らの「体験」から江藤の主張について違和感を述べ、江藤の主張があくまで「資料」に基づく点を問題視した(11)。

ただし江藤の主張を的確に掬い上げ、解説を試みた論者がいなかったわけではない。ここでは文芸評論家・磯田光一の見解を考えたい。磯田が重視するのは、敗戦当時の日本人の「主観的な想い」である。

磯田は、「「無条件降伏」を「ポツダム宣言」と直接に関連させてとらえるかぎり、江藤氏のほうが正しい」と、本多との議論において江藤に利があると考え。一方で、「法的条項からみて誤りである「常識」が、三十数年にわたって日本人の心を領有し、歴史を創るバネとさえなってきたということ、これは「常識」の内容にかかわりなく、動かすことのできない「事実」問題である」と指摘し、法的には「誤り」のはずの日本の「無条件降伏」という認識が、なぜ戦後社会で「常識」になったのか、その「事実」に着目するように呼びかけた(12)。

また磯田は、「江藤淳氏とかなり一致している」にも関わらず、「その客観的な正しさは、空間の内部の制約のなかにあった個々の人間の、主観的な想いのすべてをとらえているといいきれるであろうか」として、「主観的な想い」を考慮する必要から江藤と立場を異にした。磯田は、本多のような「無条件降伏」の用語法を「「降伏条件の無条件受諾」という解釈にもとづく歴史的概念」とし、「国民心理の感触としては、「ポツダム宣言」受諾における受諾の強制力のインパクトをあらわすもの」、「主観的な恣意性にもとづく認識上の錯誤」ではあっても「戦後精神史の心理的現実の象徴でありえた」として擁護した(13)。

以上のように、江藤による「無条件降伏」説への批判は、「感情」「定義」「体験」および「主観的な想い」の観点から様々な反応を招いた。江藤の主張に対しては、その議論に一

定の意義を見出す者はいたものの、各方面から反論や疑問が示され、必ずしも同意が得られたわけではなかった。

「無条件降伏」論争を振り返り、以下の二点を指摘できる。第一は、江藤の主張に対して、様々な疑問・留保が示され、明確な支持が表明されなかった点である。つまり当時は「無条件降伏」か否かは争点化していなかったといえる。「無条件降伏」という「常識」への江藤個人による疑問の提起という構図であった。第二は、「無条件降伏」論争が、「無条件降伏」という概念の定義や前提がそもそも一致せず、議論が噛み合わないまま推移していった点である。このような「無条件降伏」をめぐる認識に一致点が見出せない状況は、冒頭で示した日本政府の答弁書が「様々な見解がある」と記す今日においても依然続いており、そうした点が保守言説・右派言説において「有条件降伏」説が強調される理由となっていると考えられる。

注

- (1) 「衆議院議員鈴木宗男君提出無条件降伏の定義に関する質問に対する答弁書」
([https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdf/b166022.pdf/\\$File/b166022.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdf/b166022.pdf/$File/b166022.pdf))。
- (2) 全国歴史教育研究協議会編『日本史用語集 改訂版(A・B共用)』山川出版社、2018年。
- (3) 例えば、鈴木多聞『「終戦」の政治史 1943-1945』東京大学出版会、2011年。
- (4) 福田恆存「当用憲法論」(1965年)、『福田恆存全集』第6巻、文藝春秋、1988年。
- (5) 江藤淳『もう一つの戦後史』講談社、1978年。
- (6) 前回対談から林との対談の間で、江藤が「無条件降伏」論者から「有条件降伏」論者へと「転向」した点については、加藤典洋『アメリカの影』河出書房新社、1985年を参照。
- (7) 江藤淳『全文芸時評』下巻、新潮社、1989年。
- (8) 江藤淳「戦後史の袋小路」、同『忘れたことと忘れさせられたこと』文春文庫、1996年。
- (9) 本多秋五「「無条件降伏」の意味」、『文藝』17巻9号、河出書房新社、1978年9月。
- (10) 江藤淳編『終戦を問い直す(『終戦史録』別巻)』北洋社、1980年。
- (11) 吉本隆明・鮎川信夫「対談 文学の戦後」(1979年)、『吉本隆明全対談集』第6巻、青土社、1988年。
- (12) 磯田光一「「無条件降伏」論争と文学：事実問題を中心に」(1979年)、『磯田光一著作集』第4巻、小沢書店、1991年。
- (13) 磯田光一「戦後空間の内と外：歴史的概念としての「無条件降伏」」(1981年)、『磯田光一著作集』第4巻、小沢書店、1991年。

はじめに — 「女・子ども」に込めた思い

歴史学のメインストリームは長らく成人男性中心主義で、女性と子どもは一括りにされ、不可視化、周辺化されてきた。1990年代末から、「戦後歴史学」でも性的諸関係を歴史の中に読み込む作業が始まってはいるものの、ジェンダー視点を組み込んだ研究は、歴史学研究全体というより2004年に発足したジェンダー史学会が中心的に担っている(1)。ジェンダー視点は、どのような個別研究を行う時にも不可欠であるが、今回取り上げる「満洲引揚げ」体験では特に重要である。敗戦時(1945年8月)、開拓団は、「根こそぎ動員」による壮年男性不在で、まさに「女・子ども」の集団であった。しかし、団の公式記録は、団長ら年配男性によって書かれ、「引揚げ記」も男性の書き手によるものが多い(2)。

ここでは、長野県送出の第八次大古洞下伊那郷開拓団(敗戦時・大人(男58/女202人)、子ども(男217/女225人、以下「大古洞開拓団」)へ一家をあげて入植した北村栄美(敗戦時・12歳)の語りを「女・子ども」の視点で取り上げる。

1. 先行研究

古久保さくらは、「満洲」におけるレイプ被害に関する公式記録は、「日本人被害者女性とソ連軍の加害者性、日本人の無力さとソ連軍の暴力。敗戦国民の無念と戦勝国軍隊の横暴」という「国民の記憶」として描かれたこと、その描き方が「ある日突然、見も知らない男に」、「無力な女性が」という強姦神話になっている」と指摘している(古久保「満洲における日本人女性の経験：犠牲者性の構築」、『女性史学』9号、1999年)。

「満洲」に関する国民の記憶のマスター・ナラティブに亀裂をいれたのが、岐阜県送出の黒川分村開拓団がソ連兵へ「性接待」に出した元開拓団女性が公的な場で語り始めたこと(3)と、黒川開拓団遺族会に聞き取りをしてきた猪股祐介と山本めゆの研究である(4)。猪股も山本も、「ソ連兵＝加害者」、「日本女性＝被害者」という二項対立的な図式ではとらえきれない仲介者・協力者・受益者の存在を視野に入れ、集団内部のジェンダーや年齢、階層など幾重にも重なる構造的暴力に注目する。本報告も、2名の女性が「自発的に」ソ連兵の犠牲になってくれた、という大古洞開拓団の公的記憶を問い直すとともに、敗戦時12歳の子どもの視点から、「民族の受難」物語では見えない側面を浮かび上がらせる。

2. 北村(旧姓澤)栄美〔えいみ〕さん(1934年、長野県下伊那郡大鹿村生まれ)

栄美は、1941年6月、一家6人(両親・兄・弟・妹)で、大古洞開拓団(1939年結成)に参加し三江省通河県へ入植した。1945年8月の「根こそぎ動員」で父は応召し、現地で生まれた妹を同年末に栄養失調で亡くす。越冬後の3月、十数軒で達連河〔ターレンホウ〕

炭鉱へ。ここで末の弟を中国人へ預ける。5月、引揚げ開始。佳木斯〔チャムス〕で現地へ残留することを決めた母と妹弟と別れ、兄（18歳）と二人で日本へ向かう。10月、父の弟の家がある飯田市に着く。

3. ソ連軍による「女の提供」要求と集団的記憶

敗戦後の大まかな経緯を『太〔ママ〕古洞開拓団殉難の記（復刻）』（原本昭和43年、復刻平成17年）より以下に示す。

8月17日 通河副県長より、電話で日本軍全面降伏の報。（p.4）。

8月18日 本部にて部落長会。国民学校へ集結し、籠城を決める。

「男女武器を持って戦い得るものは徹底抗戦、最後の場合は全団員及び家族を校舎に収容自決、更に石油を撒布して放火、全員アツツ島の勇士の如く玉砕すること」（p.4）。

8月21日 隣接する小古洞開拓団数十名が避難してくる。団長以下二百余名は服毒後、放火して飛び込み自決。五十余名は乞いにより家族を銃殺。（p.5）。

★11月23日 ソ連軍の軍使？来団、次のような命令？を強示して来た。「軍国〔ママ〕の慰安婦を二名出せ、出さねば男子を皆殺しにする」。何という無茶。

団長以下困惑、対策に頭を悩まし、明後日確答を約して軍使を還し、部落長会を終日催す。

その結果、一千余名のためにと自発的に名乗り出た、小古洞西田、漂河西田の両婦人の悲壮な犠牲的決意となり全集団感謝称賛す。（pp.10～11）

11月25日 早朝より無恥にもソ連兵馬車にて迎えに来る。全集団校庭に整列、大久保団長から「私を始め各幹部が切腹すべきだが、千余名の当集団のため犠牲になってくれ」と血涙の挨拶。両人の挨拶の後〔中略〕、号泣の中を出発ソ聯駐屯部隊へ送り出した。（p.11）

11月30日 慰安婦としてソ連軍に勤務した両婦人意外に元気で帰団し、団長始め感謝の迎えをなす。

★（11月23日）に記されたソ連側へ女性二名を差し出すことに関しては、団員の以下のような証言もある。

茅野玲子「……そしたら、大古洞以外の一人が、大古洞の方々に大変お世話になっているので、私が行きます、と言ってくださった方がいて、ありがたかったという話でした〔以下略〕」（『下伊那のなかの満州 聞き書き報告集4』2006年、pp.247～248）。

古川春子「この時、ある開拓団の女性（既婚）が、私共開拓団に今日まで命を助けて貰ったお礼に犠牲となってソ連兵の許へと申し出てくださいだったのでした」（飯田市戦争体験文集作成委員会『激動の時代を生きて』1996年、pp.103～104）。

栄美も、「大古洞以外の団の方が、大変お世話になっているからと言って、いけにえになって二人の人が申し出てくれました」（2021年7月11日、満蒙開拓平和記念館にて）と語った。

しかし、事実は異なっていた。「犠牲」になった女性の一人の妹＝漂河開拓団の西田瑠美子（敗戦時7歳、2006年、中国残留婦人として初の国家賠償訴訟をおこす）は、新聞のインタビューで以下のように証言している。

16歳年上の長姉が「開拓団の団長らに指名され、強姦を繰り返すソ連兵の所へ送られた」、「凍える畑で大声で泣いていた」（『朝日新聞』2006年2月14日）。

また、平井美帆によるルポルタージュの中でも次のように語っている。「姉がいた部屋には「団長や指導員、父親らがいた」、「うちは、きょうだい、女の子が多い（7人）から選ばれた」（平井美穂『ソ連兵へ差し出された娘たち』集英社、2022年、pp.14～16）

以上から、2名の女性は、「自ら名乗り出た」のではなく、団長以下男性幹部による説得があったことが分かる。つまり、被害者の自発性を装いながら、団幹部による選択と強制が存在したと考えられる。集団的記憶はつくられることがある。このケースから、わたし自身、聞き取りを多く使う歴史家として、オーラルヒストリーが持つ危うい側面を痛感させられた。

4. 敗戦後の子どもたちの世界 — 学校へ通えない子どもと敗戦

栄美さんは、隣の村のHさんの子守、弟妹の世話と家畜の世話でほとんど学校へ通えなかった。行けたとしても遅刻者として立たされるような日々のなか、敗戦とともに学校は閉鎖された。

「敗戦になってから、それまで学校におった時には、できる子、できない子とか、いろいろ差別があったじゃない、でもこの時になったら、いっさい、それがなかった。子どもたちが、ものすごくあっけらかんとして、たくましかったと思う。みんな、できること何でもやる、ほいで、助ける。本当にあの時の子どもの団結力というのは、あれが本当の人間の姿なんじゃないかって。

（鍋炭を塗って）黒い顔をしとっても、ボロを着とっても何もはずかしくない。今から思うとすがすがしい。歌も歌うし、もう死ぬだけなんだし、日本へ帰りたいと思う暇もない。ただ、そこにある物で分け合って食べればいいんだ。ただひたすら「最後の一人まで戦って死ぬ」がなくなっとった（笑）。それは団のおじいさんたちが考えてくれたんだけど、女と子どもがやっぱり強かったと思う。あれが男がやっとならおさまらん。」

学校が閉鎖されると、学校へ行ける／行けない、勉強のできる／できないに関係なく、子どもたちは「生きるために平等」で、団結し、協力し合い、生きる力に満ちていた。栄美さんは、「最後の一人まで戦って死ぬ」という「玉砕」の思想は、軍隊的で「おじいさんたちの発想」だとし、大古洞開拓団では「そういう場面は一度もこなかった」と笑う。

これまで無視されたり、過小評価されてきた「女・子ども」の生き延びるための行動力、苦難のなかでも何かしら楽しみをみつける力に注目すれば、「満洲体験」も定型化された「民族の受難」物語に回収されない新しい側面が見えてくる。

聞き取り日：2021年7月11日、満蒙開拓平和記念館／2022年4月3・4日、岐阜のご自宅
／2022年5月21日、静岡市鎌倉文庫（静岡県近代史研究会例会での語り）／2022年10月9日、満蒙開拓平和記念館

注

- (1) 加藤千香子「戦後歴史学」の揺らぎのなかで、『歴史学研究』1032号、2023年2月、p.63。
- (2) 加藤聖文『海外引揚の研究：忘却された「大日本帝国」』岩波書店、2020年、p.6。
- (3) 2013年、満蒙開拓平和記念館の証言集会で、安江善子さんと佐藤ハルエさんが、団幹部がソ連側と交渉して、治安維持と食糧配給を依頼する見返りに女性15人を「接待」に出すことを決め、自分たちが差し出された経験を語った。
- (4) 猪股祐介「満洲移民女性と戦時性暴力」、福間良明他編『戦争社会学の構想：制度・体験・メディア』勉誠出版、2013年。同「語りだした性暴力被害者：満洲引揚者の犠牲者言説を読み解く」、上野千鶴子他編『戦争と性暴力の比較史へ向けて』岩波書店、2018年。山本めゆ「戦時性暴力の再－政治化に向けて：「引揚女性」の性暴力被害を手掛かりに」、『女性学』22号、2014年。同「神聖化と矮小化のあいだで：引揚げと性暴力をめぐる記憶の形成とそのゆらぎ」、『植民地文化研究』20号、2021年。

【付記】北村栄美さんの「引揚げ後」を含めたライフヒストリーは、平井和子『占領下の女性たち：日本と満洲における性暴力・性売買・「親密な交際」』（岩波書店、2023年6月発刊予定）をご覧ください。

熊本県における戦争記憶の継承

江 山（鹿児島大学特任助教）

本研究は熊本県の第二次世界大戦に関する戦争記憶がどのように継承されてきたのかを考察した。日本の戦争記憶の研究ではローカルレベル、地域社会レベルでの戦争記憶についての研究は十分ではないと指摘することができる。本研究では主に空襲や戦跡に関する記録と継承活動を分析し、熊本県におけるローカルレベルの戦争記憶継承の進め方を概観することを目的とする。

日本ではナショナルレベルの戦争記憶（原爆、沖縄戦など）に関する研究が存在するものの、ローカルレベルの戦争記憶の継承についての体系的な研究は存在しない。そのため、ローカルレベルの戦争記憶継承の実態及びナショナルレベルの戦争記憶との関係性を再考する必要があると考えられる。今回熊本県を取り上げた理由は、まず、熊本県は軍都の歴史を有しており、戦争との深い関わりがあるからである。次に、戦後の熊本県では様々な戦争記憶に関する継承活動が展開されているため、ローカルレベルの戦争記憶継承の具体例として見ることができる。最後に、著者の博士論文では鹿児島県を中心に検討したが(1)、比較対象が必要であり、隣の熊本県の事例を取り上げた。

まず、熊本県における戦争の歴史を簡単に紹介していこう。熊本市は九州の中央に位置し、国防上の要地として1871年に鎮西鎮台が置かれ、1888年に鎮西鎮台を母体に陸軍第六師団が編成された。1917年に陸軍第六師団は熊本城本丸へ移転し、熊本城本丸を中心に司令部や兵営、病院、倉庫群、兵器・弾薬の貯蔵施設などが設けられ、市街地には軍関係の食糧や日用品、酒保品を納める中小企業も多く存在していた。さらに健軍町、帯山町には1944年に健軍三菱航空機工場が建設され航空部隊が展開していた。また、師管区高射砲部隊が新設され熊本駅や健軍飛行場等に配備された(2)。このように熊本県各地に軍事施設が作られ、戦争と大きく関わっていた。その関係で、各地は空襲の被害を受けていた。そして、このような関連施設は戦後でも数多く残っている。

熊本市内の戦争遺跡の現状を確認するため、著者は市街地を中心に調査を行った。軍事施設が多く設置されていたため、軍事関係の遺跡が多いことが分かった。例えば、野砲兵第六聯隊跡、旧野砲兵第六聯隊正門や歩兵第十三聯隊営門跡などが残っていた。しかし、戦跡は市街地に点在し、説明文がない場合が多い。そのため、戦争遺跡は残っているものの、活用されていない場合が多いといえる。また、中には都市開発などで消えていった戦争遺跡もあった。調査を通じて、市内の戦争遺跡の厳しい現状を垣間見ることができた。

次に、ローカルレベルの戦争記憶として多く取り扱われた空襲と戦跡に関する継承活動の取り組みを具体的に見ていこう。空襲に関する継承活動は文字記録を中心に行われた。1973年に熊本日日新聞社が編集・刊行した『体験記・熊本大空襲』が最初であった。その後、1977年に民間団体・熊本空襲と戦争下の暮らしを記録する会（以下、「記録する会」と略）が立ち上げられ、1978年に熊本の空襲体験を中心に同会の編集・発行による『記録・熊本空襲』が発行され、詳細な県下各地の空襲状況や、体験談が記録された。記録する会のその後の活動は特に記録が残っておらず、会員たちの高齢化により自然消滅したと考えられる。1985年には熊本市都市局が『熊本市戦災復興誌』を発行し、熊本市の空襲の詳細が記録された。さらに2010年には平和憲法を活かす熊本県民の会が『戦後65年・熊本空襲を語り継ぐ』を刊行した。2020年7月に元教員・上村文男らが証言集『戦後75年 熊本空襲の実相を後世へ』を自費出版した。上村は前述した記録する会の会員だった。上村は退職後に熊本市の市民団体・平和憲法を活かす熊本県民の会の代表幹事を務めていた。

その中で特に紹介したいのは記録する会の『記録・熊本空襲』に関する取り組みである。記録する会は発足まで県内の他団体・個人と交渉し、個人の“なま記録”の掘出しに焦点を絞って活動した。発足後、記録する会は毎月2回報告会を開き、各会員が採取した戦争体験談と資料を発表していた。そして本団体は早い段階から米軍資料を解読し、研究していた(3)。また、空襲・戦災を記録する全国連絡会議に参加し(1977年8月)、他団体との交流が活発である。以上のように、記録する会の活動は単なる空襲の状況を記録するだけでなく、他団体と連携しながら空襲に関する研究を推進する動きもあった。

文字記録の活動以外にも、空襲に関する語りの集会や記念碑の建設もあった。例えば、1947年に一般市民の栃原氏により大空襲戦災殉難者の供養塔が建てられ、毎年慰霊祭の法要が行われている。この事例から、栃原氏が継承活動を始めた原動力は空襲でなくなった親族に対する強い感情であること、継承活動を継続するには個人の努力が重要であることが確認できた。

次に、戦跡に関する継承活動を見ていこう。これまで熊本県内の戦跡の記録、検証、調査などに大きく関わってきた民間団体はくまもと戦争遺跡・文化遺産ネットワークである(以下、「ネットワークの会」と略)。この団体は、2005年5月に玉名荒尾戦争遺跡ネットワークとして発足し、2014年に活動が拡大したため、組織改編しネットワークの会となった。ネットワークの会の目的は「熊本県内に所在する『戦争遺跡』に焦点をあて、戦争遺跡の記録や検証、地域の戦争素材の掘りおこし、後世に『平和の大切さをつたえる活動』すること」とされている。また、2014年にネットワークの会をはじめ、熊本県内各地で空襲の調査及び戦争遺跡の研究や保存活動を行う8団体の情報交換会として「戦争遺産フォーラムくまもと」が結成され、2016年からは「くまもと戦争と平和のミュージアム」の設立に向け共に活動を進めている。以上のように、熊本県の各民間団体の間では連携が取れていることが確認できた。

また、戦争遺跡の保存や活用に関する活動は、2010年以降に増加しており、例えば民間団体が運営する「菊池飛行場ミュージアム」(2014年)や「東京第二陸軍造兵廠荒尾製造所 平和資料館」(2018年)などが挙げられる。中でも、「人吉海軍航空基地資料館」は、2018年に開館し、熊本県内初の自治体が設置した太平洋戦争に関する資料館であるが、その発端は市民グループの現地調査や文献調査にあった。しかし、「人吉海軍航空基地資料館」に関しては、運営方針について、運営側と民間団体の間で議論があり、戦争記憶継承における大きな課題が浮き彫りになった。その課題は、戦争の評価について、国民の中で多様な立場や意見があるため、戦争をどのように伝えていくかを決めることが難しい点である。そして、「人吉海軍航空基地資料館」は、行政と民間団体が協力して作った資料館の事例として貴重であり、行政が関わるメリットとリスクが明確になった。そのメリットは、行政による財政支援により、資料館が安定して運営できることである。一方で、行政の参加により、資料館建設に関わった民間人が、運営方針や戦争の評価について自由に発信できなくなるリスクもあると考えられる。

最後にまとめると、熊本県では戦争記憶の継承活動が基本的に民間主導で行われている。継承する主体は多様であるが、体験者・遺族・高齢者が多い。継承する目的は主に歴史の記録、親族の追悼、観光である。継承する仕組みはそれぞれの団体の持続的、定期的な活動により構成されている（慰霊祭、集会、出版物など）。そして鹿児島県の継承活動と比較すると、①熊本県では民間資料館が設立されていること、②継承活動に行政が関わることのメリットとリスクがあること、③多様な戦争認識を継承することの難しさが分かったという点が挙げられる。以上は、熊本県における戦争記憶の継承活動を概観し、その特徴を考察したものである。継承された記憶の内容分析や、ナショナルレベルの戦争記憶との関係性の検討は今後の課題とさせざるをえない。

注

- (1) 江山「地域社会における戦争記憶の形成と継承：鹿児島県の事例を中心に」、鹿児島大学、博士（学術）甲人社研第46号、2022年3月。
- (2) 総務省「熊本市における戦災の状況」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/daijinkanbou/sensai/situation/state/kyushu_05.html（2023年3月15日最終閲覧）。
- (3) 記録する会は米軍資料から「爆撃航跡図」を分析している（『記録・熊本空襲』1号、熊本空襲と戦争下の暮らしを記録する会、1977年、p.5）。

《参考文献》

熊本空襲と戦争下の暮らしを記録する会編・発行『記録・熊本空襲』1978年
熊本市戦災復興誌編集委員会編『熊本市戦災復興誌』熊本市都市局、1985年
熊本日日新聞社編・発行『伝えたい 私の戦争 第1集』2014年
熊本日日新聞社編・発行『伝えたい 私の戦争 第2集』2014年
熊本日日新聞社編・発行『私の昭和：体験記』1985年
熊本日日新聞社編・発行『体験記・熊本大空襲』1973年
新熊本市史編纂委員会『新熊本市史 通史編 第七巻 近代Ⅲ』熊本市、2003年
錦町立人吉海軍航空基地資料館『山の中の海軍の町 にしき ひみつ基地ミュージアム～ストーリーブック～』2021年
錦町立人吉海軍航空基地資料館『錦町立人吉海軍航空基地資料館 図録』2021年
平和憲法を活かす熊本県民の会編・発行『戦後65年・熊本空襲を語り継ぐ』2010年

はじめに

これまで戦後補償問題に関して多くの論稿が発表されてきた。だがその多くが1990年代以降の「慰安婦」問題を中心とした動向を論じたものであり、1980年代までの戦後補償問題を詳細に検討した研究は少ない。本報告のねらいは、特に社会運動の動向を重視しながら、戦後補償問題の歴史の語り方を再考することにある。ただしわずかな時間で戦後補償問題史を全面的に描き直すことは不可能であるため、本報告では特に1970年代から1990年代にかけての戦後補償運動の変遷を検討する。

1. 台湾人元日本兵に対する戦後補償請求運動

日本で台湾人元日本兵に対する戦後補償を請求する組織的な運動が始まったのは1975年のことである。きっかけは1974年末にインドネシアのモロタイ島で元高砂義勇隊のスニヨンさんが発見されたことだった。「日本兵」として20年以上ジャングルで生活したスニヨンさんを日本政府が無国籍者として扱い、未払い給与と帰還手当合わせて7万円弱だけを支払って台湾に「帰還」させたことは、日本社会に大きな衝撃を与えた。

スニヨンさんに同情を寄せて、翌年初めから支援活動を始めたのが、台湾引揚者団体と複数の戦友会、そして日本で台湾独立運動を展開していた在日台湾人組織のメンバーらだった。スニヨンさん支援活動をきっかけに、広く台湾人元日本軍人・軍属に対する補償を日本政府に請求しようとする運動が始まった。1975年2月には「台湾人元日本兵士の補償問題を考える会」（以下、「補償問題を考える会」と略）が発足した。これ以降、台湾人元日本兵の補償問題については、この会が中心となって戦後補償請求裁判の支援活動を行い、また元日本兵を救済するための特別立法を請求する活動が展開された。

裁判闘争に関しては、1992年4月に最高裁が原告の請求を棄却した。一方国会では、1987年9月に、「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案」が全会一致で可決され、9月29日に公布、施行された。法律に基づき、日本赤十字社と台湾の紅十字会が連携することによって、台湾人元日本軍人軍属の戦没者遺族と、元軍人軍属で重度の戦傷病後遺症を患っている台湾住民に対して一人200万円が支給されることになった。

台湾人元日本兵の補償請求運動で中心的な役割を果たしたのは、日本在住の台湾独立運動家たち、台湾引揚者、台湾人が多く所属した部隊の戦友会メンバーだった。彼らの政治的、社会的バックグラウンドは大きく異なっていたが、「戦中派」という世代的な共通点が挙げられる。つまり「補償問題を考える会」は戦中派によって担われた戦後補償運動であり、台湾人元日本兵に対する「同志意識」に支えられた活動であったといえる。

台湾人元日本兵に対する戦後補償は、1970年代半ばに初めて「問題」として社会的に認識されるようになり、補償運動は1980年代を通じて展開し、1990年代初めに終息した。

この時代の戦後補償運動は、その担い手も問題構成のあり方も、1990年代以降と大きく異なっていたことがわかる。

「補償問題を考える会」は、最高裁判決が出た直後に解散したが、その後の市民運動に少なからず影響を与えることとなった。直接的な影響としては、軍人、軍属、軍夫として強制連行された韓国人とその遺族を中心に結成された「太平洋戦争犠牲者遺族会」（以下、「遺族会」と略）が、台湾で弔慰金の支給が開始されたことを受けて、日本政府に対して補償請求裁判を起こしたことが挙げられる。

2. 元「慰安婦」女性に対する戦後補償請求運動

台湾人元日本兵をめぐる戦後補償問題と比較すると、元「慰安婦」女性をめぐる戦後補償問題の歴史的背景は比較的知られているので、ここでは省略する。

1990年代以降の動向についてまず指摘したいのは、元「慰安婦」女性をめぐる戦後補償運動は、必ずしもフェミニズムや女性運動だけによって担われたのではないという点である。初期の元「慰安婦」女性に対する補償請求運動は、1960年代末以降の反戦平和運動の影響を受けた「戦後責任問題」に関心を持つ団体と、アジアにおける売買春問題を中心に女性の人権問題に取り組んでいた団体の双方によって担われていた。

例えば、初期の元「慰安婦」女性をめぐる戦後補償運動で重要な役割を果たした市民団体のひとつに「日本の戦後責任をハッキリさせる会」（以下、「ハッキリさせる会」と略）が挙げられる。この団体は1990年12月に、先述した韓国の「遺族会」を支援する目的で結成された。「ハッキリさせる会」は、「遺族会」が1990年10月に謝罪と戦後補償を求めて日本政府を東京地裁に提訴する際に大きな役割を果たした。ちなみに、この裁判の原告に元「慰安婦」女性が含まれており、この裁判は元「慰安婦」女性を原告とする初めての戦後補償請求裁判となった。そういうことから「ハッキリさせる会」は元「慰安婦」女性をめぐる戦後補償運動で初期に大きな役割を果たし、同じように「慰安婦」問題に取り組んでいた女性団体と連携しながら共に運動を進めていた。

だが、次第に旧植民地の軍人・軍属に対する戦後補償問題の一環として「慰安婦」問題を捉えてきた「ハッキリさせる会」と、売買春やグローバルな戦時性暴力の一環として日本軍「慰安婦」問題を捉えるフェミニズム・女性運動団体との間には、問題意識や「問題」の解決の方策について意見の相違が見られるようになった。それが最も顕著に表れたのは、「アジア女性基金」に対する姿勢だった。「アジア女性基金」の対応をめぐって、それまで協力関係にあった支援団体や個人の間に対立関係が生まれ、初期に中心的な役割を果たしていた「ハッキリさせる会」は他の女性団体と協力することが困難な状況が生まれた。

3. 戦後補償運動の担い手の変容

1970年代、台湾人元日本軍人・軍属に対して戦後補償をするべきであるとして行動をした人々は、いわゆる「戦中派」の人々であった。台湾人に対して「同志的」感情を持つ彼ら

が訴えたのは、戦後日本社会の国籍による差別と不平等であった。彼らの展開した戦後補償運動において、軍国主義や植民地主義が批判されることは稀だった。彼らは日本人を「加害者」であるとして、謝罪を要求したり戦争責任を追及することはしなかった。ただ彼らが一貫して訴え、そして当時の日本の市民に一定の共感を得たのは、戦前に同志であった台湾人に対する差別と不平等が不当である、という点だった。

一方で1980年代には、1990年代以降に連なる新たなタイプの戦後補償運動が生まれた。その代表格といえる市民運動組織が1983年に発足した「アジアにたいする戦後責任を考える会」である。「戦後責任を考える会」は、「補償問題を考える会」と同様、大学研究者らをリーダーとした組織だったが、大きな違いは年齢である。「補償問題を考える会」のリーダーらが1920年代生まれだったのに対して、「戦後責任を考える会」の呼びかけ人のほとんどが1930年代後半から40年代前半生まれ、つまり幼少期に終戦を迎え、会の発足当時は30～40歳代だった。彼らは「補償問題を考える会」とは異なり、戦後のベトナム反戦運動や平和運動に影響を受けながら「アジアに対する戦後責任」に取り組むようになった。

1990年代初頭、戦後補償問題が日本社会全体で大きな注目を集め、外交問題にまで発展していった。その頃、すでに同志的感情から戦後補償運動に参加していた「戦中派」による運動組織の多くは活動を停止あるいは休止していた。台湾人元日本兵に対する戦後補償問題に最も長きにわたって取り組んでいた戦友会の会員らも高齢となり、もはや運動に参加することはなくなっていた。一方で、「アジアにたいする戦後責任を考える会」をはじめとする「戦後派」による、反戦平和運動の流れを汲んだ市民団体や個人が、1990年代以降の戦後補償運動を担うようになった。

1990年代初頭、戦後補償問題に元「慰安婦」女性に対する補償問題が加わったことにより、以前から売買春問題や女性の人権問題に取り組んでいた人々と、平和運動の流れから戦争責任・戦後責任問題に取り組んでいた人びとが共に戦後補償運動に取り組むようになった。しかしながら、元「慰安婦」女性に対する支援活動に関しては、他の軍人・軍属に対する戦後補償問題と同じ枠組みで「問題」を捉える人々と、他の戦時性暴力あるいは女性に対する性暴力問題と同じ枠組みで「問題」を捉える人々の間では、問題解決の方策について意見対立が生まれた。

おわりに

なぜ戦後補償問題を歴史化する上で、社会運動、あるいは市民運動に着目する必要があるのだろうか。報告者は、社会運動・市民運動が、戦争被害者を「発見」し、そしてなぜどのようにその被害者を「戦後補償」という形で救済する必要があるのか、戦後補償問題の「問題性」を構成し、その重大性を社会に広める上で大きな役割を果たすからだと考える。本報告では、戦後補償問題が、1970年代から1990年代にかけて、その問題構成のあり方が大きく変化したこと、そしてその背景には運動の担い手の世代交代があることを指摘した。

《参考文献》

- 松田紘子「フェミニズムと政治：現代日本の〈従軍慰安婦〉問題を中心として」、東京大学総合文化研究科国際社会科学専攻関連社会科学コース修士課程学位取得論文、2001年
- 松田ヒロ子「台湾人元日本兵の戦後補償請求運動（1975～1992年）の検討」、外村大編『和解をめぐる市民運動の取り組み：その意義と課題〈和解学叢書 4. 市民運動〉』明石書店、2022年

沖縄県祖国復帰運動における日の丸・君が代 — 沖縄教職員会と日教組の交流を通じて —

富永 望（政治経済研究所研究員）

はじめに

本報告の目的は、沖縄教職員会（沖教職）と日本教職員組合（日教組）の内部史料（1）に基いて、沖縄返還以前における沖教職の日の丸・君が代に対する姿勢の変遷を検証することにある。小熊英二、藤澤健一、奥平一、高橋順子らの先行研究（2）は、日教組と接近するにつれて、若い世代の突き上げにより沖教職の日の丸・君が代に対する態度が転換した、日教組が自らの政治運動の都合によって沖縄問題を「利用」「忘却」してきたと論じてきた。本報告も概ね先行研究に同意するが、新史料によってより実情が明らかにできるだろう。

1. 1950年代 — 沖教職と日教組の遠い関係

① 日教組の国旗国歌強制反対と沖縄への関心

1950年代は米国が琉球諸島を日本から切り離す方針をとっていたこともあり、官民ともに日琉関係は遠ざかっていた。そのような状況で、細々とではあるが沖教職は個人の資格で教員を日本に派遣して、日教組と接触を図った。早くから教育現場への国旗国歌強制に反対する姿勢を明らかにした日教組は、国民歌「緑の山河」を作成して行事の度に斉唱した。沖教職が米国民政府（USCAR）に対して展開していた国旗掲揚運動に対しても違和感を表明したが、表立って反対を唱えることはなかった。1956年大会以降、日教組は沖縄県祖国復帰運動への支持を表明し、青年部を筆頭に沖教職への支援に乗り出していく。1961年には沖教職の日教組加盟を要請したが、これはUSCARを憚る沖教職が辞退した。

② 沖教職にとっての日の丸と君が代

1952年4月28日にサンフランシスコ講和条約が発効した後も米国施政権下に置かれた琉球諸島では、沖教職が沖縄県祖国復帰運動の有力な主導団体となった。沖教職はUSCARに対して祝日に公共の場で日の丸を掲揚する権利を要求し、それが復帰運動のシンボルと化した。この頃作成された「前進歌」は沖教職の行事で斉唱するのが恒例となったが、4番の

歌詞には「友よ仰げ日の丸の旗」とある。さらに沖教職は日本国民意識を養成するために児童生徒に日の丸を教えることに熱心だったが、一方で君が代については内部に賛否両論あり、明確な方針を決めることができなかった。君が代について現場任せとなった結果、一部の地域では戦前さながらの旧態依然とした国旗国歌教育が行われていた。

2. 1960年代 — 日米琉新時代と縮まっていく距離

① 日教組の沖縄支援態勢と教研集会における「沖縄」

1962年3月に米国がケネディ新政策を発表し、将来的に沖縄を日本に返還する方針に転じると、官民ともに日琉接近が進んでいき、日教組も沖縄への関与を深めることになる。国民教育研究所も沖縄を取り上げるようになり、「沖縄を正しく教えよう」という取り組みが各県で実施された。1966年の第15次全国教研集会からは沖教職が正式に参加することになり、日教組も沖縄の復帰集会に参加したが、沖教職の日の丸掲揚運動に対して、日教組は違和感を隠さなかった。教研集会は沖教職の方針を日教組に引き寄せる場として意識されたのである。

② 沖教職と沖縄県祖国復帰運動

1962年の第8次教研集会以降、パンフレットには緑の山河の歌詞が掲載されたが、斉唱するのは前進歌のままであった。1963年の第9次教研集会では国民教育分科会が設置されたが、沖教職が君が代への態度を決めなかったことで、地域によっては旧態依然の国旗国歌教育が継続していた。前述のように1966年の第15次全国教研集会に沖教職も参加したが、このとき沖教職が提出した報告書は、日の丸掲揚運動が米国の統治に対する抗議の意志を示すものであるとして、その正当性を強く主張する内容であった。しかし、1967年の第16次全国教研集会に提出した報告書「沖縄教師のなやみとたたかい」は、打って変わって従来の日の丸掲揚運動を反省する内容であった。これに先立って作成されたと推測される内部史料「日教組教研への沖縄から報告書趣旨概要について」は、国民教育研究のあゆみと反省と題する項目を設けて、沖縄の特殊性の強調過多／皮相的国民教育／国民教育に対する正しい認識の欠如／教師の姿勢の確立といった要点を列挙しており、自己批判を行う方針を決めていたことが窺える。この方針転換は第15次全国教研集会において、日教組の国旗国歌認識との大きなギャップを自覚したことによるものであろう。同じく1967年の第13次教研集会でも、国民教育のあり方を問い直す取り組みがなされた。

3. 復帰前夜 — 日の丸・君が代の暗転

① 日教組の沖縄闘争

1968年に入ると、琉球政府行政主席・立法院・那覇市長のいわゆる三大選挙が行なわれることになり、日本の政治勢力は与野党ともに沖縄への介入に力を入れるようになった。日教組は沖縄の革新共闘会議を支援するとともに、この年の第17次全国教研集会において「沖

繩をどう教えるか」を重点的に議論した。さらに1969年11月に沖縄返還で日米両政府が合意すると、米軍基地存続に抗議する沖縄返還反対闘争に沖教職とともに参加する。その一方で、青年部を中心に沖教職との交流が盛んになる中、沖縄の青年教員の中には、いまだ日の丸掲揚の正当性を主張する向きがあり、執行部の方針転換が末端に浸透しきっていなかったことが窺える。しかし、日教組教育新聞には日の丸掲揚運動を自己批判する沖縄教員の論説が掲載されるようになる。これは沖教職の姿勢が日教組に近づいていることのアピールではなかったか。その自己批判の中で、日の丸掲揚は日本国民意識の養成よりもむしろ米軍への抗議を意図したものであったとの読みかえがなされていった。

② 沖教職が日の丸を下ろすまで

1968年の第14次教研集会は米国批判の色彩が強くなり、1969年の第15次教研集会で天皇中心の国民教育を明確に否定した。同年3月の定期総会で沖教職は日の丸幹旋事業を停止し、前進歌斉唱の是非も議論された。同年12月の第16次教研集会では前進歌を斉唱したが、もはや日の丸掲揚は復帰運動のシンボルたりえなくなった。沖縄返還が近づくにつれて、沖教職は労働組合への移行と日教組加盟を検討するようになるが、1970年2月には建国記念の日に反対する声明を発表し、1971年の第17次教研集会以降は前進歌に替わって緑の山河を斉唱するようになったのである。

おわりに

沖教職の日の丸掲揚運動は日本国民意識を養成する意図で展開されたものであり、日教組は早くから違和感を伝えていたが、日琉関係が疎遠な1950年代は強く介入することはできなかった。君が代については沖教職内部でも賛否両論あり、明確な方針を決められなかった結果、現場任せとなり、一部では戦前さながらの国旗国歌指導が行われた。1960年代に入ると、ケネディ新政策以降、日教組は沖教職との交流を深める中で影響力を増していき、沖教職は日の丸・君が代に対して否定的な姿勢に急転換していく。その直接的契機は1966年の第15次全国教研集会への参加だったと思われる。沖教職は日の丸掲揚は米国の支配に対する抵抗の意志表示であったという読みかえを行い、その後は日の丸掲揚運動を取り止めた。ただし、末端の教員にまで方針転換が浸透するには時間がかかった。これは教員自身が日本国民意識を養成するための国旗国歌指導を受けていたからであろう。1968年の三大選挙により、沖縄の保革対立が明確になると(3)、沖教職の左傾化はますます進展した。教研集会での国民意識教育に関する議論にそれが反映しているが、沖縄の政治勢力が日本の勢力に連なっていく、いわゆる系列化の一端であったといえる。ただし、沖教職の日の丸・君が代に対する方針転換は、県民の強い批判を招いた。それは沖教職が方針転換について説明責任を果たさなかったからである。今後の課題として、1985年以降に沖縄教育会を混乱に陥れた卒業式・入学式における日の丸掲揚・君が代斉唱に関して、何故教育現場が急激な二転三転を起こしたのかを検証することで、沖縄県民の天皇制に対する意識の変容を解明したい。

注

- (1) 2013年に沖縄県教職員組合から読谷村に寄贈された資料群である「沖縄戦後教育史・復帰関連資料」および広田照幸が代表を務める共同研究プロジェクトが、日教組と協定を締結して進めている共同研究において、整理と読解に当たっている日教組史料を主に用いる。後者については広田照幸編『歴史としての日教組』上下、名古屋大学出版会、2020年を参照。
- (2) 小熊英二『日本人の〈境界〉』新曜社、1998年、同『〈民主〉と〈愛国〉』新曜社、2002年。藤澤健一『沖縄／教育権力の現代史』社会評論社、2005年。奥平一『戦後沖縄教育運動史』ボーダーインク、2010年。高橋順子『沖縄〈復帰〉の構造』新宿書房、2011年。
- (3) 櫻澤誠『沖縄の復帰運動と保革対立：沖縄地域社会の変容』有志舎、2012年。

1960年代前半の沖縄における「革新」批判の論理

－宮城聰に即して－

須田佳実（一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程）

はじめに

本報告の目的は、1960年代前半の宮城聰による「革新」批判が、どのような歴史的・社会的条件の下で形成されたのかを検討することである。具体的には、①宮城の50年代末から60年代前半の活動・言説を明らかにし、②それがどのように当時の政治状況に対する認識の背景となり、③宮城独自の論理として展開されたのかを明らかにする。結論を先取りすれば、宮城聰の「革新」批判の背景は特異なもので、60年代前半の言説として一般化や代表的事例として位置づけることは出来ない。しかし、特異であるからこそ、60年代前半の自治・人権などを求める動きを復帰運動や沖縄戦後・米軍占領下の状況のみに規定させず、沖縄近現代史の思想の枠組みを測り直す論点として提示しうると考えた。

先行研究では、1960年代前半の沖縄について、新崎盛暉[新崎・中野1976]は50年代末の島ぐるみ闘争からの「政治的過渡期」と位置付け、櫻澤誠[櫻澤2012]は保革対立軸形成以前の島ぐるみの模索の様相からその実態に迫った。また鹿野政直[鹿野2018]は、この時代は復帰運動を背景に様々な思想の揺籃期で「根としての沖縄の意識化」という志向があったと論じた。本報告では、その一例として宮城の1950年代末から60年代前半の言説を明らかにすることを目指した。

対象とする宮城聰(1895～1991年)について簡潔に述べる。1895年に沖縄県国頭村奥間に生まれ、1916年に師範学校を卒業すると伊是名と国頭村で小学校教員として働いた。1921年に作家を目指して東京へ出郷し、改造社で働いた。1930年代に文壇デビューを果たし、昭和初期の沖縄文学を代表する一人として位置づけられる[岡本ほか1996]。1950年代末まで東京で過ごし沖縄に戻ると、60年代前半に沖縄県史編纂事業に携わり、沖縄戦の

聞き書きを主導した。歴史研究においては、聞き書きから構成された『沖縄県史 9 沖縄戦記録 1』（琉球政府、1971年）の仕事が高く評価されてきた。報告者の宮城への関心も沖縄戦の聞き書きから派生している。

宮城聰をめぐっては文学研究の蓄積がある。特に仲程昌徳〔仲程 2014〕は作品分析を通して宮城の生涯を跡づけた。しかし発表作品が減少する本報告の対象時期については充分検討されていない。また、宮城の沖縄戦の聞き書きを評価する歴史研究においては、県史編纂に関わる以前の宮城については等閑視されてきた〔鳥山 2006、鹿野 2018、大門 2017〕。この点に関して、小林多寿子〔小林 2015〕は、在京時代の仕事や沖縄戦時に沖縄にいなかったという環境的要因が聞き書きの仕事の素地にあったと指摘したが、内的要因は不明である。

そこで報告では、宮城が1950年代末から60年代前半に沖縄で著したA発表原稿とB未発表原稿を用いて課題に応えた。Aには書かれなかった論点がBには提示されており、同時期に書かれた両者を対の資料として検討し、当該期の宮城独自の論理を考察した。なお、使用した未発表原稿はすべて沖縄県公文書館所蔵である。

1. 1950年代末の帰郷と「郷土の問題」

一章では、1956～58年にかけての二度の一時帰郷と永住に至るまでの時期に書いた発表原稿と、帰郷時の様子を描いた未発表原稿（執筆時期不明）から、米軍占領下におかれた沖縄を、宮城がどのように認識していたのかを検討した。これは2章で検討する「革新」批判の背景となる。

1921年の出郷以来、約40年ぶりの帰郷は、ただの出身地への帰郷ではなく、沖縄戦後、米軍占領下にある故郷沖縄への帰郷であった。一度目の帰郷時（1956年1月末～5月頭）に記したエッセイ「故郷にかえって」（『沖縄タイムス』）は、帰郷前の不安な気持や故郷の変貌を記すと同時に、「故郷沖縄」の姿が変化していても「親しめるわれわれの故郷」の姿が見出せると書いた。この一見相反する記述は、戦前来の故郷像とは全く異なる、米軍占領下という現実への反動する心情を表していた。

二度目の帰郷時（1957年1月～58年2月末）には、新聞小説「故郷は地球」（『沖縄タイムス』）を執筆した。沖縄戦と戦後社会の諸問題を取りあげた同作品は、「郷土の顕著な問題」を描き「郷里の歴史を正しい方向」に進めなければならないという問題意識のもとで書かれた。そのような関心に基づき、作中では青少年の非行や性産業に従事する女性たち、またデモクラシーを標榜するアメリカの矛盾を指摘したが、最初に描かれたのは、沖縄戦後の収容所で「文明」（衛生やお金などによって説明される）によって「心がかき乱された」人々の姿であった。

2. 「革新批判」と「沖縄の苦悩」

二章では、まず1960年代前半に展開した「革新」批判の言説を雑誌記事などから確認し、その論理と背景を、同時期に執筆した未発表原稿「沖縄の苦悩」と併せて考察した。

宮城は、1961年から64年にかけて3度、琉球列島米国民政府が発行した広報誌『今日の琉球』にエッセイを寄せた。一度目の記事はアメリカのヒューマニティを称賛する内容であったが、二度目と三度目の記事では、基地経済を容認し「生きて行くためには基地にたよらねばならない」という認識を示した。さらに人民党や社会党などの「革新勢力」が唱える「復帰」は実現性が乏しく「観念的」で「郷土愛」に欠けると批判した。こうした文言を検討する上で同雑誌が米国民政府の広報誌であったことは外せないが、発言の背景には人々の生活が守られていないことへの危惧があった。

そうした問題意識を綴ったのが、未発表原稿「沖縄の苦悩」（1960年代前半執筆）であった。「沖縄の苦悩」は、基地から派生する諸問題や戦争による生命の危機よりも、日本国憲法の不在による社会保障などの欠如に紙幅を割いており、宮城はそれぞれが「苦悩」だと書いた。宮城の眼には、沖縄の革新政党は「党勢拡張」を目論む「イデオロギー」優先として映り、「郷土愛」と対置されることで否定の対象となった。

3. 「郷土愛」の両義性

宮城が「イデオロギー」と対比させた「郷土愛」の内実は、生活を守るという意識や、日本国憲法に根差した生存権の要求として集約できる。そしてそれは、「イデオロギー性の無さ」〔小熊1998〕を強調した1950年代前半の復帰運動の論理と酷似しており、さらには50年代末から60年代前半に興隆した人権や自治を求める時代潮流と重なる所があった。一方で、宮城の「生活」を守るという意識は、「生命」や「生活」を脅かす米軍基地への危機感からのみ生じていたのではなく、沖縄戦・米軍占領下で変貌した風景、風習、人々の姿に「親しめるわれわれの故郷」（「郷土愛」）を感じ取れないという意識から派生していた。そして「親しめる」ものを取り戻すという意識は、自ずと「親しめ」ないものへの批判ともなった。報告では、1965年頃に執筆された未発表原稿から、戦後社会の慣習に対する苦言や啓蒙的な視線を、「郷土愛」の両義性として検討した。

おわりに

1950年代末に「訪問」を重ね「永住」に至った宮城は、米軍占領下におかれた故郷沖縄の現実を目の当たりにし、その反動として「親しめるわれわれの故郷」を強く求めた。その意識は、沖縄の復帰をめぐる政治的局面においては「革新」批判となって展開した。それは、政治的な主義主張というよりも、1930年代来のユートピア的故郷像に根差しており、そこから外れる人々や風習に対する嫌悪へと繋がった。宮城の「革新」批判における「革新」とは多義的であり、そこには党派的な意味合いだけでなく「素朴さ」に対する「文明」なども含まれるようなものであった。

本報告で明らかにした宮城の姿は、従来の沖縄戦の聞き書きをめぐる研究で論じられてきた宮城像に再検討を迫るものである。今後は、検討した資料を、政治・社会的文脈に即して分析し直し、沖縄戦の聞き書きという現場とどのように繋がるのか、考察したい。

《主な参考文献》

- 新崎盛暉・中野好夫『沖縄戦後史』岩波書店〈岩波新書〉、1976年
- 大門正克『語る歴史、聞く歴史：オーラルヒストリーの現場から』岩波書店〈岩波新書〉、2017年
- 岡本恵徳・目取真俊・与那覇恵子「沖縄の小説・演劇史」、『岩波講座 日本文学史 15 琉球文学、沖縄の文学』岩波書店、1996年
- 小熊英二『〈日本人〉の境界：沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』新曜社、1998年
- 鹿野政直『沖縄の戦後思想を考える』岩波書店〈岩波現代文庫〉、2018年
- 小林多寿子「オーラルヒストリーと戦争体験の〈歴史化〉：『沖縄県史』第9巻と宮城聰文書」、野上元ほか編『歴史に向き合う社会学：資料・表象・経験』ミネルヴァ書房、2015年
- 櫻澤誠『沖縄の復帰運動と保革対立：沖縄地域社会の変容』有志舎、2012年
- 鳥山淳「沖縄戦をめぐる聞き書きの登場」、『岩波講座 アジア・太平洋戦争 6 日常生活の中の総力戦』岩波書店、2006年
- 仲程昌徳『宮城聰：『改造』記者から作家へ』ボーダーインク、2014年

連邦裁判所の沖縄関係判決をめぐって

－米国植民地主義史からの視点－

土井智義（明治学院大学国際平和研究所助手）

はじめに

米国の沖縄統治が同国による排他的統治であった点を踏まえると、米国の法・政治的枠組みにおける沖縄の位置という問題は重要だが、あまり論じられてはいない。米統治下の沖縄については、主に国際政治や沖縄現代史の研究が取り組んできたが、米国と沖縄の関係は日米関係の変数か統治者対住民という沖縄現地の問題に解消されてきた(1)。また法学的研究は、沖縄現地对象が限定されている(2)。1950～60年代における国際法の研究は、本報告が扱う連邦裁判決に言及し、米国と沖縄の法・政治的關係も扱うが、米国の植民地主義との連関を看過した(3)。一方、同時期の米法学は米国の法・政治的枠組みと沖縄の関係を論じたが、統治を承認した(4)。

本報告は、米国の沖縄統治を同国の植民地主義史に定位する基礎作業として、連邦裁判所の沖縄関係判決を、①講和条約発効(1952年)まで／②講和条約発効から大統領行政命令発令(1957年)まで／③大統領行政命令以降の3期に区分して概観する。

1. 非編入領土、島嶼判例、沖縄

米国には、憲法が等しく適用される州と部分的に適用される領域の間に植民地的な差別がある。後者は「非編入領土」とされ、法・政治的な地位が各領土で異なる(5)。また他国に主権がありながら米国が排他的管理を行う地域もある。米国が沖縄を統治した時期、「非編入領土」には米西戦争で割譲を受けたプエルトリコやグアム、フィリピン(1946年独立)等があり、米国に主権がない領域としてグアタナモ湾(1903年対キューバ協定)や沖縄等があった。

着目すべきは、米国が条約等で排他的統治を対外的に正当化した後も、領土と住民の国内的な地位を定めなかった点である。例えばプエルトリコは、米西戦争後のパリ条約で米国に割譲されたが、領土と住民の地位に関する規定がなく、連邦議会もそれを定めなかった。結果的に、連邦最高裁の一連の「島嶼判決」がプエルトリコの地位解釈の枠組みを与えた(6)。

島嶼判決で最重視される1901年のダウズ対ビッドウェル判決で最高裁は、プエルトリコ産品に対する関税について連邦法を根拠に合憲とした。その際、ホワイト判事は、プエルトリコが「米国の主権に服し、[中略]国際的な意味で外国ではないが、国内的な意味で米国の外国」だとする有名な説明を行った(7)。この判決により新規獲得領土を州に将来昇格させるという前提が崩れ、地位決定が恒久的に保留された領土が生じ、憲法の選別的適用も認められた。住民の地位も、島嶼判決の一つ、バルザック対プエルトリコ最高裁判決(1922年)により、米国市民でありながらプエルトリコ人には憲法上の権利制限が課せられた(8)。

沖縄は、占領後、1951年署名の対日講和条約で米国の統治継続が正当化された。同条約第3条は、米国を唯一の施政権者として北緯29度以南の「南西諸島」(奄美・沖縄)や小笠原諸島を信託統治下におくと米国が国連に提案した場合、日本政府も同意すること、また国連に提案・可決されるまで米国がこれらの「領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有する」と規定した。だが、翌52年の対日講和条約発効後も、米国の法的・政治的枠組み内における沖縄の地位は未決定だった(9)。

1957年、大統領行政命令第10713号「琉球列島の管理に関する大統領行政命令」が出された。この命令は、対日講和条約第3条に基づき、軍最高司令官たる米大統領の権限を根拠に大統領の指揮監督下に国防長官が沖縄統治に、国務長官が沖縄の対外関係に責任を負うとしたが、沖縄の地位は依然不明確であった。沖縄関係判決は、この地位未決定性に関わる。

2. 連邦裁の沖縄関係判決

① 講和条約発効まで(～1952年)

講和条約発効までに、沖縄が連邦不法行為請求権法(FTCA)の政府免責条項(「外国」発生事件)の「外国」に当たるか否かを争う連邦裁判決が2件ある(10)。

一つは、沖縄島で米軍車両により負傷した米国市民が賠償を求めた1948年のブリュワー対合衆国判決である。原告は事故当時の1947年、沖縄島が「米国の排他的軍事支配下にあるので『外国』ではなく[中略]米国領土」だったと主張して賠償を求めたが、北カリフォル

ニア連邦地裁は「征服行為だけで外国を外国でないものに変えられない」と、沖縄島を「外国」とし、訴えを棄却した（11）。

もう一つは、軍請負業者の米国市民が沖縄島で運転中、無灯火の米軍車両に衝突して傷害を負い、賠償を求めた1951年のコップ対合衆国判決である。原告は、北カリフォルニア連邦地裁が請求を棄却したため、第9巡回区連邦控訴院に控訴した（12）。

控訴審は、租借地・英領ニューファンドランド島をFTCAの「外国」とした最高裁判決、合衆国対スペラー判決の「外国」定義（「他国の主権に属する領土」）や（13）、プエルトリコ関係の島嶼判決の一つ、デ・リマ対ビッドウェル判決の「外国」規定（「排他的に外国の主権内にあり、合衆国が主権をもたない国」）を参照した（14）。そして日本が沖縄島の全ての主権を喪失したとして、「法律上の主権」と「事実上の主権」という概念を提示し、米国は後者を獲得し、前者を欠くとして沖縄島をFTCAの「外国」とした。また控訴審は連邦議会の立法目的に触れ、米国が「外国権限の法」に従う事態を回避すべくFTCAの範囲から「外国」発生事件を除外したと述べ、「沖縄法」が「外国」法か否かを検討した。その結果、「沖縄法」を「米国法」の一部としつつ、1907年のハーグ陸戦条約の占領地現行法の尊重規定に従い、米国が沖縄の既存賠償法を変更できないゆえに軍が「外国」法を維持したとして、沖縄を「外国」とし、原告の訴えを斥けた。

② 講和条約発効から大統領行政命令まで（1952～57年）

講和条約発効から大統領行政命令発令まで連邦裁判決が2件ある。

一つは、在ハワイ沖縄出身者が移民国籍法でいう「外国人」か否かを争った1954年の合衆国対ウシ・シロマ判決である。沖縄生まれのシロマは、1913年にハワイに移民し同地に居住したが、移民国籍法に基づく住所届出をせず1954年に起訴された。被告側は、シロマの出生地が米国の「海外領土」になった以上、本人は移民国籍法上の「国民 national」で、「外国人」を扱う同法の適用対象外だと述べて無罪を主張した。地裁は、被告が移民国籍法の対象外たる「市民 citizen」か「国民」かを判断する際、「住民」の法的地位は沖縄に米国の「法律上の主権」（コップ判決）が及ぶか否かで決まるとし、ダレスの「残存主権」発言や1952年の国務省法律顧問宛て書簡（沖縄住民は「日本国民 nationals」）を参照し、将来の地位とは別に沖縄の「法律上の主権」が日本にあるとし、被告を「外国人」とした（15）。

もう一つは、1954年に沖縄島で米政府車両の過失で傷害を負った米国市民がヴァージニア地区連邦地裁へFTCAの賠償を求めた1956年のバーナ対合衆国判決である。原告側は講和条約により沖縄が「外国」から除外されたと述べたが、ヴァージニア地裁はFTCA制定時、連邦議会に同法の管轄権を沖縄に拡張する意図がなく、日本に「残存主権」があるため、沖縄島をFTCAの「外国」にあたるとして棄却した（16）。

③ 大統領行政命令以降（1957年～）

大統領行政命令以降では、婚姻で米国市民となった沖縄出身女性が米国民政府裁判所から有罪とされ、その裁判の合憲性をめぐって1966年にコロンビア特別区連邦地裁に訴えて棄却され、翌67年に第2巡回裁判所に上訴し棄却されたローズ対マクナマラ判決がある(17)。

第1審で原告側は、沖縄の司法が大統領行政命令を根拠とするのは連邦議会の立法不作為で非合憲的として判決の無効を求めた。地裁は、沖縄の裁判権は信託統治に移行するまで米国の暫定的管理下にあり、沖縄が「合衆国の属領」でないため「米国の恒久的支配下」の島々と同じ体制を連邦議会に要求できないとし、米民政府の対米国市民裁判権を合憲とした。控訴審は、米国が沖縄を講和条約で「海外領土」とせず将来国連の信託統治下におくとし、近年日本返還も表明したため、「沖縄と私たちの関係」は「米西戦争後にプエルトリコやフィリピンにとった対応とは異なり」、「意図的に一時的」なものだとして、議会の立法不作為を否定し、訴えを斥けた。結果的に、沖縄の地位の暫定性が維持された。

おわりに

連邦裁の沖縄関係判決において沖縄と米国の関係は、連邦法の適用等に則し、個別的に問われた。講和条約は確かに地位を判断する根拠になったが、一貫して米国の法・政治的枠組み内の沖縄の地位は決定されなかった。また島嶼判決が参照された事実は、エイミー・カプランが同判決について先例として後続判決中に頻出する点で「帝国の起源」だと述べたように、沖縄統治が米国の植民地主義の内にあることを示す(18)。

注

- (1) 原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点：アジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」』溪水社、2005年。沖縄県教育庁文化財課史料編集班編『沖縄県史 各論編7 現代』沖縄県教育委員会、2022年等。
- (2) 中野育男『米国統治下沖縄の社会と法』専修大学出版局、2005年等。
- (3) 砂川恵伸「米国連邦裁判所の観た沖縄の地位」、『琉大法学』創刊号、1958年、pp.93～120。佐久川政一・中原俊明「訳者はしがき」、ジョージ・B・J・ジュニア(佐久川政一・中原俊明訳)「琉球の中の合衆国：よみがえる外地事件(Insular Cases)」、『沖大論叢』7巻1号、1967年、pp.75～76等。
- (4) Sedgwick W. Green, “Applicability of American Laws to Overseas Areas Controlled by the United States,” *Harvard Law Review* 68, no.5 (1955): 788-810; George, B. J. Jr., “The United States in the Ryukyus: The Insular Cases Revived,” *New York University Law Review*, 39, no.5 (1964): 785-815.
- (5) 長島怜央『アメリカとグアム：植民地主義、レイシズム、先住民』有信堂、2015年。
- (6) 北原仁『占領と憲法：カリブ海諸国、フィリピンそして日本』成文社、2011年。
- (7) *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244 (1901).
- (8) *Balzac v. Porto Rico*, 258 U.S. 298 (1922).

- (9) 原、前掲書。
- (10) 以下、沖縄関係判決は一部を除き、砂川前掲論文の調査や日本語訳も参照した。
- (11) *Brewer v. United States*, 79 F. Supp. 405 (1948).
- (12) *Cobb v. United States*, 191 F.2d 604 (9th Cir. 1951).
- (13) *United States v. Spelar*, 338 U.S. 217(1949).
- (14) *De Lima v. Bidwel*, 182 U.S. 1 (1901).
- (15) *United States v. Ushi Shiroma*, 123 F. Supp. 145(1954).
- (16) *Burna v. United States*, 142 F. Supp. 623(1956).
- (17) *Rose v. McNamara*, 252 F. Supp. 111 (1966), *Rose v. McNamara*, 375 F.2d 924 (1967).
- (18) Amy Kaplan, “Where Is Guantanamo?,” *American Quarterly* 57, no.3 (2005): 842.

両義的な願望

－沖縄における「大東亜共栄圏」への協力－

大久保由理（早稲田大学客員研究員）

はじめに

本稿は、1940年代における日本帝国の南進政策に呼応して、沖縄県で生まれた南進論と南進政策について、国（拓務省）、沖縄県当局、沖縄の文化人・知識人という3つのレベルから整理し、沖縄における「大東亜共栄圏」建設への協力の構造とその意味を考察するものである。『沖縄県史』・『沖縄県議会史』、沖縄県公文書館所蔵史料のほか、雑誌『月刊文化沖縄』および文化映画『海の民』を使って、沖縄の南進論と南進政策を論じ、南方国策移民養成機関として1941年に沖縄県に設置された沖縄拓南訓練所に着目した。

沖縄の南進と南方移民に関する先行研究は、まず後藤乾一〔後藤2015〕が漁業移民に着目して沖縄の南進についての歴史的整理を行った。また小林茂子〔小林2010〕は、移民教育史の観点から沖縄拓南訓練所を位置づけた。沖縄移民の帝国的側面については、植民地台湾の沖縄移民について又吉盛清〔又吉1990〕や、松田ヒロ子〔松田2021〕が論じている。本稿は沖縄の南進政策の一環として農業移民を養成した沖縄拓南訓練所を、日本帝国の南方移民政策のなかに位置づける。沖縄の独自性を主張しながら帝国の一員としての平等性を獲得するという両義的な願望は、「大東亜共栄圏」建設への協力によって、いかにして叶えられたのだろうか。

1. 1940年代日本帝国の南進政策

1940年11月、拓務省は拓南局を設置して南方移民政策に着手した。その政策の中心は「大東亜共栄圏」建設に貢献する中堅人物の養成であり、その計画は「南方拓殖人材養成機関」を設置して中等学校卒業程度の18歳前後の男子を2年間訓練し、卒業後は南方の各日本企業へ少数ずつ送出するというものだった。その目的は、東南アジアの資源をスムーズに獲得するために、現地労働者を束ねることができる、語学や専門知識を携えた実践的人材の養成であった。したがって彼らには「大東亜共栄圏」の「模範民族」として相応しい人格が求められた。拓務省は、満州移民と南方移民は国家的な政策により養成され送出される人びとであると、出稼ぎ型の移民とは区別して「拓士」と呼ぶことを提案した。さらに彼らを兵士の階級にたとえて「将校」「下士官」「兵卒」の3つのレベルで養成するという方針をたてた。まず拓務省の外郭団体の運営のもとに1941年2月に東京に拓南塾を設立し、つぎに同年3月には沖縄県に補助金を出して、県立沖縄拓南訓練所と糸満拓南訓練所を設置した。拓南塾は企業社員を、沖縄拓南訓練所は農業移民、糸満拓南訓練所は漁業移民の養成が目的であった。沖縄県会での答弁によれば、訓練所設置は淵上房太郎知事の誘致によるもので、満蒙開拓青少年義勇軍を養成した内原訓練所と同様の施設を作ることを目指しており、42年度からは国の機関に昇格予定であった。しかし実際に昇格したのは静岡県にあった民間団体運営の拓南青年訓練所（拓南錬成所へ改称）であり、沖縄拓南訓練所の卒業生らが「拓士」として南方へ送出されることはなかった。このことはどのような意味を持つのだろうか。

2. 沖縄県の南進論と南進政策

そもそも沖縄県には、明治期より農民や漁民として旧南洋群島や東南アジアへ多数の移民を送出した歴史がある。こうした送出実績と沖縄の地理的条件から、「沖縄は南方の生命線」という言葉が1939年頃、淵上知事の時代から新聞で使用されていた。淵上知事は、沖縄県における精神総動員運動を先導し「国民的一致のためには沖縄の地方的特色は一切抹殺されねばならぬ」という、いわゆる「沖縄文化抹殺論」で知られ、沖縄方言の排除を推し進めた。のちに沖縄方言を残すべきと主張した日本民芸協会の柳宗悦との間で沖縄方言論争が起きている。西原文雄〔西原1974〕によれば、標準語励行運動と風俗改良運動を基軸とした精動運動は、沖縄県当局の南進政策と連動していた。「南進の拠点」としての沖縄の重要性が高まった時期に、多くの移民を送り出している沖縄県出身者を利用して「宣撫工作員」にする意図があり、また防諜上の実効性からも、方言札を使った沖縄方言の排除と標準語の励行が強行されたという。沖縄移民を「活用」したいが、信用もしないという矛盾した当局の姿勢は明白である。また人口政策としても、開戦前から東南アジアへの分村移民が計画され、開戦後の1942年8月には30万人送出計画すら立てられていた。沖縄拓南訓練所は、その核になる農業移民の中堅人物養成を目的としたと考えられる。県文化課の協力のもとに制作された文化映画『海の民 沖縄島物語』（村田達二監督、東亜発声ニュース映画社28分、1942年7月公開）では、南方進出の魁としての糸満漁民と、設置されたばかりの沖縄拓南訓練所が取り上げられ、称揚された。

ではこうした県当局の政策に対して、沖縄の知識人や文化人たちはどう反応したのだろうか。2つの事例を取り上げたい。まず、安里延『沖縄海洋発展史：日本南方発展史序説』（沖縄県海外協会、1941年）の刊行である。沖縄男子師範学校教師で琉球史を専門とする安里延は、沖縄県海外協会より「皇紀二六〇〇年記念事業」として依頼を受けて本書を執筆した。15世紀から「古代琉球人」が東南アジアへと進出していた歴史を辿り、海洋民族としての発展史、南方発展の先駆者として沖縄の歴史を積極的に位置づけている。

つぎに『月刊文化沖縄』の創刊（1940年8月）である。編集・発行人は本山裕兒、作家の石川文一、画家の金城安太郎など、沖縄の文化人によって総合雑誌を目指して創刊された。1944年に通巻38号まで刊行された、戦時下でも息の長い雑誌であり、皇紀を使用する「大政翼賛」誌であった。雑誌の方針は、沖縄文化の評価と質を向上させることで日本帝国へ貢献するというもので、繰り返し語られるのは「他府県並」という言葉だった。つまり、文化の独自性も権利の平等も確保されている他府県と同様に、沖縄の独自性を維持しながら平等性を獲得することは可能であり、沖縄文化の質の向上によってそれを目指すという議論である。『月刊文化沖縄』では南進論が推進され、安里延「南進の魁」や、強硬な武力南進を説いた新城朝功「南進論」も掲載されて、1942年2月には南進問題特集も組まれた。文化映画『海の民』のシナリオや監督の随筆、沖縄拓南訓練所の詳細も紹介している。

なぜ沖縄の知識人・文化人たちは南進論を推進し、日本帝国への協力を示したのだろうか。『月刊文化沖縄』は県当局の方針に対して常に全面的な賛同を示したわけではない。そもそも雑誌の創刊が1939年「沖縄文化抹殺論」後であり、沖縄方言論争では、方言を残すべきとした柳宗悦の主張を掲載していることから、その立場は明らかである。沖縄の南進論と南進政策による「大東亜共栄圏」への協力は、沖縄独自の経験を活かして日本帝国へ貢献し、平等を獲得するという、両義的な願望を叶えるのに最適な解決策だったからではないか。

3. 沖縄拓南訓練所の内実とその意味

沖縄拓南訓練所は、1941年3月、沖縄県の移民送出に貢献した當山久三の出身地である金武村に設立された。県当局は「一面習俗異ナリ教養低キ為国家ノ要求スル拓士トシテ十分ノ憾ミアルヲ……真ニ皇国開拓士トシテ東亜諸民族ヲ指導誘掖スルニ足ル資質ヲ具有セシメル」ことを根本方針とし、「日本精神ノ真髓ヲ体得」と「標準語ノ励行」を推進した。青年学校、中等学校、教員、中小商工業者など40歳未満の男女と幅広い年齢層を訓練対象としており、10～25日間を訓練期間とした（なお、女性の入所者の記録は、現在のところ確認されていない）。1943年6月末で1271名が卒業している。訓練期間や形式は内原訓練所に近く、科目には外国語、海外事情や南方地理・南方歴史、剣道・柔道があったが、「新体制解説」や「標準語」の発表練習は沖縄拓南訓練所に独自のものだった。師範学校教諭の講義だけでなく、県社会課、社会教育課、精動課の職員が指導しており、国民精神総動員運動の一環であったことが分かる。しかし「東亜の指導者」「南方拓士」ではなく県内各地域の指導者育成に止まっており、卒業生が南方へ送出された記録は確認されていない。一方で

1942年9月に農業技術者養成機関として拓務省管轄下にはいった拓南錬成所は、その卒業生を企業社員や海軍軍属として南方へ送出しており、開戦後に植民地台湾に設置された拓南農業戦士訓練所も、卒業生を南方へ送出している。沖縄から送出されなかった背景には、「沖縄文化抹殺論」や「標準語励行」政策が示すような、沖縄県出身者への不信感が根底にあったからではないか。

おわりに

拓務省は沖縄県の南方移民送出の実績に期待し、その歴史を称揚することで協力を求め、県当局は拓務省に呼応し、積極的に沖縄拓南訓練所を誘致した。その一方で、淵上知事による「沖縄文化抹殺論」発言や標準語励行運動からは、沖縄の人びとへの不信感が明確に見える。沖縄の知識人・文化人は、沖縄独自の歴史を日本史のなかに位置づけ、南進政策に積極的に協力した。「他府県並」の平等、つまり沖縄としての独自性を保ちながら、帝国の一員としての平等を獲得するという「両義的な願望」の解決策として南進政策が位置づけられていたからではないか。「文化的異化」として機能した沖縄発展史や糸満漁民の歴史こそが南進政策において称揚され、利用されたことが積極的協力の決定的な要因である。こうした社会的地位の上昇のために行われる帝国への協力は、帝国の権力や構造的差別によって引き起こされるものであり、つまり帝国の暴力によるものといえよう。

《参考文献》

後藤乾一『近代日本の「南進」と沖縄』岩波書店、2015年

小林茂子『「国民国家」日本と移民の軌跡：沖縄・フィリピン移民教育史』学文社、2010年

西原文雄「国策としての拓殖移住」、沖縄県教育委員会編・発行『沖縄県史 7 各論編 6 移民』
1974年

又吉盛清『日本植民地下の台湾と沖縄』あき書房、1990年

松田ヒロ子『沖縄の植民地的近代：台湾へ渡った人びとの帝国主義的キャリア』世界思想社、2021年

ポスト冷戦期における非核条例の一考察 －非核自治体宣言の具現化として－

浜 恵介（大阪大学大学院人文学研究科博士後期課程）

本報告の課題は、1980年代前半に出現した非核自治体宣言が、1990年代後半から2000年代のポスト冷戦期になって、非核条例として核兵器の排除が初めて具現化された、神奈川県藤沢市・北海道苫小牧市・長崎県時津町の事例（以下、本報告では「非核化」という）に着目し、その歴史的意味を明らかにすることを目的としている。非核自治体宣言とは、自治

体の非核化に関する地方議会・首長の政治的宣言である。1980年代以降、非核自治体宣言を発出した地方自治体は、平成の大合併以前には2500団体以上にのぼるが、その中で条例によって域内から核兵器を排除する具現化を成功させたのは、僅か3自治体に過ぎない。本報告では、非核条例の制定に関する事例を分析することにより、地方自治体による実効力のある非核化の動きが持った意味を、明らかにすることを企図している。

具体的には、①自治体の非核化が失敗する中で、非核条例の制定に成功した自治体にはどのような特徴（共通点）があるのか、②社会党を首班とする村山政権期に非核条例が制定された藤沢市と、日米安保の再定義のせめぎあいの中で制定された苫小牧市では如何なる違いがあるのか、③非核条例の現在的意義をどのように捉えるか、以上について、政治史（自治体側）によるアプローチから考察を行っていく。

先行研究を俯瞰すると、1999年に市民派を掲げる高知県の橋本大二郎知事が、非核港湾条例を提起して県議会で否決されたことが、当時の国会論戦や報道で取り上げられ、研究でも着目されている。ただし、同時期のポスト冷戦期に実効力のある非核条例を制定した3つの事例については、全国紙で殆んど報道もされておらず、実証研究も行われていない。管見するところでは新倉裕史、芝実生子、苫小牧市役所労働組合・自治研推進委員会による同時代の運動論に留まり、歴史的には全く検討されていない。本報告では、地方議会の議事録、関係者からのインタビューや所蔵史料を中心に、自治体の非核化の過程を掘り起こし、その歴史的な位置付けを検討していく。

沖縄の「核抜き本土並み」返還が進められる過程において、1968年には政府・自由民主党の核四原則によって、非核三原則の堅持と米国の核の傘の下の安全保障という矛盾した核政策が規定された。核アレルギーを持つ日本国民に対しては非核三原則を提唱し、1971年には国会決議で国是とした。1975年には、神戸市が非核神戸方式を導入し、外国艦艇の神戸港入港の際には艦船からの非核証明書の提示を求めた。非核神戸方式は、日本における自治体の非核化に関して実効力のある行政措置の初例となった。

日本の反核平和運動において地方自治体の役割が本格的に始まったのは1982年のことであり、同年3月には日本で最初の非核自治体宣言が西側諸国から上陸し議決された。日米安保体制に否定的な左派勢力がけん引する非核自治体宣言に対して、政府・自民党は反対の姿勢を取り続けた。非核神戸方式は自治体の非核化の大きな前例となり、有力な道具として各地で導入が検討された。1984年に函館市で非核自治体宣言の具現化として、全国で初めて非核神戸方式の導入が検討されたが、政府・自民党の反対により、外務省見解が発出されて米国は非核証明書の例外とされ、なし崩しにされた。この外務省見解により、日本における自治体の非核化にはブレーキがかけられてしまった。その一方で、西側諸国の非核自治体宣言は、1980年代後半には非核条例や非核法など法的具現化が進展していった。

日本では遅まきながら1990年代後半から2000年代のポスト冷戦期になると、生き残った革新自治体によって、非核自治体宣言の具現化が少数ながら行われた。藤沢市は超党派の市民運動を契機にして、革新市長の葉山峻の後押しで、中央政府が自社さ政権というお墨付

きもあり自民党も容認するかたちで、1995年に非核条例が制定された。藤沢市の非核条例は、日本で初めて非核自治体宣言を条例として具現化したものとなった。被爆地である時津町も、藤沢市の条例を下敷きにして、2008年に非核条例を制定している。両自治体による非核自治体宣言の法的具現化は高く評価できるが、条例制定時の政治的背景を見ると、藤沢市は中央政府が自社さ政権、時津町は被爆地という特別な状況にあり、軍事的な性格も薄い地域であり、非核条例の制定そのものが自治体の非核化の到達点となった。

苫小牧市でも非核条例を求める超党派の市民運動が起こり、日米安保の再定義と2001年のブルーリッジの苫小牧港入港問題を契機として、非核神戸方式の準用を検討した。苫小牧市では、非核証明書の提示ではなく、外務省や在外公館に核兵器の搭載の有無を確認する「準非核神戸方式」を導入して、2002年に非核条例を制定している。ただし苫小牧市が、中央政府や米国在外公館とのせめぎあいの中で、市民運動の要求に応じて非核条例を制定した意義は大きい。苫小牧市非核平和条例では、核持ち込みに対して国や関係機関に適切な措置を要請する行政措置が法的規範として定められた。

非核条例を制定した3自治体の共通点を見ると、いずれも生き残った革新自治体側からの提起であった。また非核条例は藤沢市や苫小牧市では、超党派の市民運動によって促されており、時津町は被爆という反核の原体験があり、非核条例に対する住民からの政策合意が取り付けられた。①革新自治体、②自治体側からの提起、③超党派の運動や反核の原体験による住民からの政策合意、これらの諸条件が、自治体の非核化を実現させた要因と言える。

この一方で非核条例の失敗を見ると、高知県では無党派知事によるトップダウンにより、非核化の提起が行われたが、県民のコンセンサスには至らず、政府・自民党の反対により否決されている。また、保守系自治体の福井県や呉市、函館市でも非核条例制定の動きがあったが、いずれも社会党や共産党などの既存左派勢力に主導されたものであり、超党派の政策合意には至らなかった。

また、日本で最初の非核条例制定自治体である藤沢市（1995年制定）は、社会党の村山富市が首相を務める自社さ政権下であったのに対して、苫小牧市（2002年制定）は、戦後反核平和運動をけん引した社会党の瓦解後に、日米安保の再定義が行われ、自公政権下で米国の世界戦略への自衛隊の積極的協力が推し進められた時期に制定された。苫小牧市では非核神戸方式こそ準用されなかったが、苫小牧港の軍港化を図る中央政府や米国在外公館とのせめぎあいの中で、核持ち込みに否定的な条例を定めたことに大きな意義がある。旧社会党系の鳥越忠行が市長であったからこそ、市民運動の意向にも沿った非核条例が実現出来た点は高く評価できる。鳥越市政は政府・自民党にとって障害であり、条例制定の翌年の2003年に市長選に敗北し、退陣している。

地方自治体の非核化の実践例は、2008年の時津町以降には現れていない。非核自治体宣言は、有事法制と日米地位協定という大きな障壁によって、中央政府の核政策の転換を要求する力を失いつつある。苫小牧では保守市政に転じて、2011年以降には米軍艦艇が苫小牧港に入港するようになり、自治体の非核化を求める市民運動が現在まで継続している。2022

年には非核平和条例制定 20 周年記念事業として、市民運動の要望で平和の鐘の設定が決定された。同年には非核条例を考える全国の集いがオンライン併用で開催され、苫小牧・函館・横須賀・神戸・石垣の地域の運動が緩やかな連帯を始めている。国民的な被爆体験を基盤とした自治体の非核化は、新たな可能性を展望しつつ、自治権をもとに如何にして進めていくのか、模索が求められている。

《参考文献》

川口徹「1990 年代の非核化を巡る中央地方関係：高知県の港湾非核化条例案の審議過程の政治分析」、『ソシオサイエンス』18 号、早稲田大学社会科学部、2012 年

芝実生子「市民がつくった藤沢市非核平和条例：宣告に先がけた条例誕生とその後」、『あごら』297 号、2004 年

苫小牧市役所労働組合・自治研推進委員会「非核平和都市条例の制定と今後の平和運動」、第 29 回地方自治体研究全国集会、2002 年 *インターネット記事

https://www.jichiro.gr.jp/jichiken_kako/report/rep_tokushima29/jichiken/4/4_0_01.htm

新倉裕史「『非核神戸方式』の今日的意味と吹き始めた『非核港湾の風』」、『都市問題』90 巻 10 号、後藤・安田記念東京都市研究所、1999 年

新倉裕史「非核港湾の風：港湾法・自治体・国家」、『インパクション』114 号、インパクト出版会、1999 年

沖縄返還をめぐる東アジア諸国の歴史・安全保障認識

成田千尋（立命館大学）

はじめに

本報告では、日米あるいは日米沖の枠組みで捉えられることが多かった沖縄返還について、これをめぐる大韓民国（以下、韓国）、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）、中華民国、中華人民共和国（以下、中国）の歴史認識及び安全保障認識の変化に焦点を当てて検討した。

第二次世界大戦後の日本において、敗戦の結果米国の施政権下に置かれた沖縄の返還問題は、一義的に日米間の領土問題として捉えられていた。しかし、1960年代後半に日米間の沖縄返還交渉が本格化すると、沖縄で復帰運動の推進母体となっていた沖縄県祖国復帰協議会は「即時無条件全面返還」を掲げ、日本政府が交渉方針とした「核抜き・本土並み」とは異なる返還の在り方を追求していく。また、沖縄米軍基地が自国の安全保障に不可欠な役割を果たしていると捉えていた韓国政府及び中華民国政府（以下、国府）は、「核抜き・本土並み」返還を従来の米軍基地の自由使用に制約をもたらし、基地機能を低下させるものと捉え、日米両政府に対して基地機能の維持を求めるようになった。他方で、韓国・中華民国と敵対していた北朝鮮及び中国では、党の機関紙などが沖縄基地の安全保障上の重要性を強調する日米両政府の沖縄返還に対する姿勢を批判する一方、沖縄は日本の一部だとして、沖縄及び日本で展開されていた日本復帰／沖縄返還運動に連帯しようとする意志を表明するようになった。

このような東アジア諸国における沖縄の帰属・基地問題をめぐる意思の表明は、1972年に沖縄の施政権返還が実現するとともに見られなくなっていく。しかし、沖縄の日本への返還問題は、米軍基地が置かれた沖縄の安全保障上の役割が変化する可能性とともに、かつては琉球王国という独立王国であった沖縄の地位の変遷や、それをもたらした近代日本の在り方を周辺の東アジア諸国にも想起させていた。本報告では、沖縄返還に対する韓国、中華民国の動向を中心に扱った報告者のこれまでの研究をもとに、新たに収集した北朝鮮及び中国の新聞資料の検討結果も反映し、沖縄返還に至るまでの東アジア諸国の歴史・安全保障認識を概観し、1970年代の日本が東アジアにおいて何を問われていたのかを考えるための一助とすることを旨とした。時期区分としては、①沖縄の帰属が米中間で問題化される1940年代を起点とし、米国のベトナム戦争への介入を経て沖縄返還交渉が本格化していくまでの時期、②沖縄返還交渉が本格化し、佐藤・ニクソン会談によって「72年、核抜き、本土並み」返還の枠組みが決定される1969年までの時期、③沖縄の施政権が実際に日本に返還される1972年までの時期に区分した。以下、それぞれの時期の各国の沖縄をめぐる認識についてより詳細に述べることにする。

1. 1940年代～1965年までの沖縄をめぐる各国の認識

まず、1940年代から50年代にかけて、第二次世界大戦後に沖縄が米国の施政権下に置かれたにもかかわらず、日本では戦前と同様に沖縄は日本の一県として認識されていた。このため、1951年に対日平和条約が調印されるにあたり、米国政府は同条約の第三条を根拠に沖縄の排他的統治を継続しつつも、日本に「潜在主権」を認めることになった。一方、この時期は1950年6月に始まった朝鮮戦争が継続しており、米国と交戦していた中国政府は、同年12月以降、沖縄を米国を管理当局とした信託統治のもとに置くことに反対の意思を表明するようになった。また、沖縄を出撃基地とする米軍機の攻撃を受けていた北朝鮮も、沖縄を「米帝の朝鮮侵略基地」と見なすようになった。しかし、両国は日本及び沖縄の沖縄返還/祖国復帰運動には同情的であり、沖縄で1956年に軍用地をめぐる島ぐるみ闘争が起きて以降は、これらの運動に連帯を表明するようになっていった。

他方、韓国政府及び国府は、朝鮮戦争を経て沖縄を要とする米国の軍事力を自らの安全保障にとって不可欠なものとして捉えるようになった。また、沖縄を自国と同様に日本の植民地支配から解放された地域（かつての琉球王国）と見なし、特に国府は連合国の一員としての立場から、沖縄の帰属問題に対し見解を表明する権利と義務があると主張するようになった。両国は反共主義（韓国は加えて反日・反植民地主義）の立場から、中立主義的な立場を取る日本に沖縄を返還することに反対し、アジア民族反共連盟などの組織を通して提携することにより、沖縄の自治・独立を慫慂しようとした。また、島ぐるみ闘争以降は経済・文化交流を活性化させることにより、沖縄との直接的な関係を強化することも試みた。このように、1940年代から50年代にかけて、沖縄の米軍基地及び帰属をめぐることは、米国と敵対する中国・北朝鮮と、米国と提携する韓国・中華民国の間では、全く異なる認識が見られた。

2. 1965年～1969年の沖縄をめぐる各国の認識

このような認識の差異は、1965年に入って米国が本格的にベトナム戦争に介入すると、さらに顕著になっていく。米国がベトナム戦争のために沖縄や日本の米軍基地を活発に使用するようになると、沖縄返還/祖国復帰運動はベトナム反戦運動とも結びついてさらに高まり、このような状況を背景として、日米間で沖縄返還に関する協議が開始される。この時期も国府は以前と同様に沖縄の帰属問題に関心を寄せていたが、韓国の李承晩政権が1960年に崩壊したこともあり、アジア民族反共連盟を通じた活動よりも経済・文化交流に重点を置くようになった。また、新たに成立した韓国の朴正熙政権は、1965年に日韓国交正常化を実現し、続いてベトナムに戦闘部隊を派兵するなど、米国の対東アジア戦略に積極的に協力したが、沖縄返還問題に対しては当初は関心を見せなかった。しかし、韓国のベトナム派兵に反発した北朝鮮が国境付近で韓国に対する挑発行為を増加させ、朝鮮半島情勢が悪化すると、1968年以降は沖縄返還問題を自国の安全保障と結び付けて認識するようになっていく。そして、1969年に沖縄返還交渉が本格化し、日本政府が「核抜き・本土並み」の交渉方針を示すと、国府と韓国政府は再び提携し、沖縄の日本帰属については容認

しつつも基地機能を維持するように日米両政府に対し働きかけを行った。これに対し、日米両政府は両国政府の働きかけが表面化することを抑制しつつ、沖縄の基地機能が維持されることを秘密裡に両国政府に伝えた。

一方、中国・北朝鮮の機関紙は、1968年以降は沖縄県祖国復帰協議会がスローガンとした「即時無条件全面返還」に対する支持を表明するようになった。そして、1969年11月に発表された佐藤・ニクソン共同声明で示された沖縄返還合意を日米による侵略的な軍事同盟を企むものと捉え、「米帝国主義」と「日本軍国主義」の結託だとして非難を強めていった。以上のように、沖縄返還交渉が本格化するにつれ、韓国・中華民国政府は沖縄が日本に復帰することを認めつつも安全保障上の観点から基地機能の維持を求めたのに対し、中国・北朝鮮では「即時無条件全面返還」が支持され、日米両政府による沖縄返還合意に対する批判が強まっていったのである。

3. 1969年～1972年の沖縄をめぐる各国の認識

その後、1970年秋頃から尖閣諸島の領有権が問題となったため、これをめぐって国府と琉球政府、日本政府などとの間に新たに摩擦が起きるようになったが、1971年6月に沖縄返還協定が調印される前までは、東アジア諸国の間では沖縄返還をめぐり1969年の時点と同様の構図が維持されていた。しかし、翌月に米中接近が明らかになったことにより、これは大きく変化することになる。これまで東アジアにおける米軍の存在に批判的であった中国政府首脳部が、米中接近の中で徐々に日本に対する「瓶の蓋」としての米軍の存在を認めるようになっていったためであった。これにより、最後まで「即時無条件全面返還」に対する支持を表明し続けた北朝鮮との間には差異が生まれることになった。また、米国が中国に接近し始めたため、強固な反共国家としての韓国と中華民国の提携にも変化が現れた。そのような中でも、沖縄の米軍基地に自国の安全を委ねる韓国と中華民国の姿勢は変わらず、1970年代の国際関係の変動の中において、沖縄の米軍基地と東アジアの対立構造は維持され、むしろ固定化されるようになったと考えられる。

おわりに

本報告では、報告者の事情により、1970年代よりもそれ以前の時期についての検討が多くなってしまい、70年代の転換の歴史的意義を再考するために十分な内容とは言い難い部分があった。また、1970年代から90年代半ばに至るまでの経緯は、報告者自身が最も把握できていない時期であり、今後視野を広げていく必要性を感じさせられた。同様に、コメントでもご指摘を頂いたように、報告者が検討対象としてきたのは主に各国の政府の動向であったため、それらの政府に抑圧されてきた各国の人々が、90年代半ば以降に沖縄が再び国際的に注目されるようになってから、いかに沖縄の人々と冷戦期の経験を共有しようとしてきたのかについても目を向けていきたいと考えている。

【主要参考文献】

菅米地真理「中国側からみる沖縄帰属問題：尖閣諸島問題を考える一視座」『地方政治研究・地域政治研究』2(1) (2015年)

成田千尋『沖縄返還と東アジア冷戦体制 琉球／沖縄の帰属・基地問題の変容』（人文書院、2020年）

임경화 「'분단'과 '분단'을 잇다 : 미군정기 오키나와의 국제연대운동과 한반도」『상허학회』44 (2015)

70年代フェミニズムの感性を辿る——「慰安婦」とアジアをめぐって

木下直子（社会理論・動態研究所）

今大会では、1970年代を時代の転換点とみて、その歴史的意義について検討するにあたり、日本がアジアといかに向き合ったかに焦点が当てられた。報告者は、加害の歴史と向き合った当時のフェミニズム運動について論じた。

70年代日本のフェミニズム運動は、1970年に立ち上げられた「侵略=差別と闘うアジア婦人会議」や、同年に取り組まれるようになったウーマン・リブ運動（以下「リブ」）から始まった。リブは新左翼運動を背景に、先進工業国で同時多発的に起こり、20～30代の若い世代の運動家が多かった。その時期に注力されたキーセン観光反対運動は、買春観光への抗議運動であった。1977年には「アジアの女たちの会」が発足し、アジアの諸外国と具体的に出会っていく足がかりを築いている。本報告では、これらの運動の関連資料から、当時の感性がどのようなもので、いかに波及したかについて考察を試みた。

なお、「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会」（1975年～）や、「女たちの現在（いま）を問う会」（1976年～）の活発な活動があったが、これらも含めての分析は別の機会に譲りたい。

リブは、ビラやミニコミ誌などに、「慰安婦」に関する文章を発表している。「ぐるーぷ・闘うおんな」は、「貞女」と「慰安婦」は「性否定社会の両極に位置した女であり、対になって侵略をささえてきた」が「両者を同一線上で語ることは我々にはできない」、「皇軍慰安婦の大部分は狩り立てられてきた朝鮮の人妻や娘たちであったのだから！」と、女性の性のあり方が貧しいことと、日本人女性の抑圧的立ち位置を強調した（ぐるーぷ・闘うおんな1970）。「侵略=差別と闘うアジア婦人会議」のテキストには、日本人「慰安婦」も被害者であったことを語るものもある。

リブの運動家が1973年に刊行した雑誌『女・エロス』の創刊号「宣言」では、「わたしたちは何ものにも規定されない女であることを宣言する」として、あらゆる権力を排した自由で平等な社会が求められている。資本主義的生産関係や天皇制=身分制を頂点とした婚姻制度の中で、女性が都合よく規定され、女性同士も分断されているという。女性自身が「男の、

国家のあらゆる価値観・女の規定性にのっかり、その代弁者・体現者を任じていなかったか」と自戒し、読者にも迫っている（『女・エロス』編集委員会 1973: 7-9）。

「何ものにも規定されない女」という表現に、夫や子どもの付属物として認識されたり、女性ばかりが年齢などでその存在が区別されたりするような扱いを拒絶する姿勢が見える。何ものにも規定されないとは無理がありそうな主張であり、また「女」にこだわることに本質主義的な面もあるが、リブは女性の歴史性を捉え、自分たちがどう変わっていけるか模索していた。

戦後の婚姻制度も、天皇制に連なり、ジェンダー秩序を温存し、公私の区分の中で女性を主婦的存在としてきた。同誌第2号（1974年）のテーマは「反結婚を生きる」であった。息子を戦地に送り出した母親のエピソードが挙げられ、婚姻制度に疑いを持たず、制度が定める価値に順応するあまり、「究極のかたちに於てはわが子の命をそこねてしま」ったと論じられる。「わが子の命さえも犠牲にしたうえに築かれる家庭の平和。その中で得られる主婦の座、母親の座とは一体何なのか」と、女性が被害者でありながら加害者の側面も帯びる様子が描かれている（吉武 1974: 17-9）。

第6号（1976年）の特集「主婦的状况をえぐる」の巻頭言によれば、「主婦的生活とは、女の産む性をよりどころとした自己保身的、排他的意識をうむものでしかなく」、「女が人として対等に生かされてこなかった歴史に抗う力にはならない」（『女・エロス』編集委員会 1976: 6）。ある書き手は、「母子密着の伝統」が「靖国の母や軍国の母の美名のもとに、まるごと侵略戦争へ向かって利用された」と記す。そして、戦後の家庭生活でも女性たちの多くは母子密着し、「夫を男たち集団の方へ追いやってしまう。つまり会社という社会の方へ追いやってしまう」と論じる（高良 1976: 83）。主婦的状况にとどまることで、夫をモーレツ社員、エコノミック・アニマルにさせてしまっているという。

アジアへの経済的な再侵略が問題化された時代にあって、フェミニストたちは侵略体制に加担してしまう状況を自己批判し、女性の立ち位置を見つめ直した。それは、主婦と対照的な存在と見做される売春婦について考えることにもなった。『女・エロス』第9号（1977年）「特集・売春考——はるかなるエロス」の論考は、「貧しい性を営んでいるのは売春婦だけではないが、なぜ売春婦や水商売で働く女だけが卑しいとされるのか」と問う（深江 1977: 51）。リブの運動家は娼婦差別に批判的であるとはいえ、多くは娼婦の側にはいないが、なかには売春や水商売の経験を語る人もあった。客を通して「日本のアジアへの経済侵略、幾重にも重なり合った差別がすけて見える」（山田 1977: 147）、「だれが好きこのんでこんなひどい商売をするものかね。誰しも金のためじゃないの！（中略）私は、客を受け入れる時、望郷の中で“おさきさん”を想い出す。異国のはて、からゆきさんとして売られていった女たち」（谷村・吉清 1977: 191-2）など、歴史と重ね合わせて、女性を貶める構造を批判している。

70年代に日本が東南アジアの国々へ行っていた「経済援助」は「侵略」で、韓国の産業の70%は日本の企業が実権を握っており、現地の人々を低賃金で酷使していると指摘する書き

手は、女性たちがキーセンになり稼がなくてはならない構造になっていることは、「かつて満州、朝鮮において軍隊を背景に男達を強制労働させ、殺し、女達を犯し、慰安婦に狩り出したこと」であると批判する（関 1974: 21）。

こうした分析を通してフェミニストたちは韓国などアジアと出会い始めていた。70年代の時点では実際にアジアの現状を見てきた女性は少なかったとみられるが、「アジアの女たちの会」（1977年発足、1995年からアジア女性資料センターに改変）の立ち上げ人の一人であった画家の富山妙子のように、1970年から韓国を訪れ、政治犯となった金芝河を支援していた人もいる。富山は朝鮮人強制連行や「慰安婦」に関する作品も制作している。「アジアの女たちの会」の機関紙『アジアと女性解放』13号の巻頭言には、「台湾、朝鮮を南進の足がかりとして、『八紘一宇』のスローガンのもと、アジア統一をめざし日本が侵略していった国々でどれだけの人々が殺されただろう。（中略）占領地では女性を強姦することは当たり前のことであったし、従軍慰安婦として多くのアジアの女性が戦場に連れていかれた」（アジアの女たちの会 1983: 2）とあり、70年代の問題意識を踏襲し、90年代に起こる「朝鮮人従軍慰安婦問題」の背景となるような歴史認識が形成されていた様子が見て取れる。

一方で、日本人で「慰安婦」であった過去を打ち明けていた城田すず子（仮名）のような当事者に、70年代のフェミニズム運動がアプローチした形跡は管見の限りない。運動家と城田のような女性は、生活している空間が違いすぎたのであろう。「慰安婦」が想起されるテキストは、当事者が同時代に生きているという実感とともに書かれたようには見えない。しかし、80年代になると富山のように城田が過ごす施設を訪ねていった人もある。

90年代初頭に「朝鮮人従軍慰安婦問題」が出現すると、在日女性のグループも熱心に活動した。日本人フェミニストらは、民族差別を厳しく追及された。実際には、加害者側のポジショナリティに自覚的な人々もいた。「慰安婦」制度の性暴力に憤り、被害者の痛みをみずからも連続的に感じ取るような感性が先行しても問題はないのではないか。リブのように、自分自身の痛みを見つめる自己解放の運動は、他者と共闘する際も力強い。

90年代半ば以降に歴史修正主義が席卷し、「慰安婦」問題解決運動が世論の（共感的な）関心を失っていった背景としても、他者支援に徹する運動の限界を考察する意味はあると思われる。女性を取り巻く経済構造が変容し、主婦的状况は様変わりした現在、性暴力に抗議する声は共感を呼ぶようになった面もあり、その点ではリブの感性が浸透していると言える。アジアとの出会いについては報告内では十分に議論を深められなかったが、「アジアの女たちの会」などの運動が切り拓いた地平について、別の機会に考察をあらためたい。

[文献]

アジアの女たちの会、1983、『アジアと女性解放』13。

ぐるーぷ・闘うおんな、1970、「女は生殖器を持つ労働力商品か——中絶禁止法・労基法改悪粉碎へ向けて！」（ビラ）。

深江誠子、1977、「性道徳からの解放」『女・エロス』9、社会評論社、9-62。

「女・エロス」編集委員会、1973、「宣言」『女・エロス』創刊号、社会評論社、7-10。
——、1976、「特集・主婦的状况をえぐる」『女・エロス』6、社会評論社、6-7。
高良留美子、1976、「未来へ」『女・エロス』6、社会評論社、77-85。
谷村三津子・吉清一江、1977、「対談 売春を通じて女の労働を考える」『女・エロス』9、社
会評論社、189-201。
関品子、1974、「キーセン“買春”の意味するもの」『おんなの叛逆』9、21。
山田ゆみ、1977、「怒りを潜在化させてはならぬ」『女・エロス』9、社会評論社、147-149。
吉武輝子、1974、「婚姻制度からの脱出」『女・エロス』2、社会評論社、10-24。

〈全体会コメント〉

討論要旨

三牧聖子（同志社大学）

「なぜ沖縄に基地があるのか」—政治学者の川名晋史氏は『基地はなぜ沖縄でなければいけないのか』（2022年）で改めて問うている。沖縄に基地があることは、地理的な必然とも戦略上の必然とも言い切れない。「にもかかわらず、なぜ基地は沖縄にあるのか」と。この問いを発して初めて、「動かす」道を模索する政治学の可能性が開かれる。川名氏が、その可能性を見出すのが、世界各国に存在する米軍基地の「比較基地の政治学」だ。他国で起きている基地問題は、沖縄の基地問題とどのように違うのか。沖縄の基地問題を「動かす」には、他国との比較の視座が有効ではないかと川名氏は問いかける。

「なぜ基地は沖縄にあるのか」は、成田報告を貫く問いでもある。成田氏はこの問いに国際関係史からアプローチする。基地が沖縄に集中し、その現状が固定化された経緯についての研究は、国内の政治力学や日米関係の文脈で考察するものが多かった。これに対して成田氏は、その背景を、東アジアという、広い国際関係の歴史に探り、韓国や台湾、北朝鮮や中国など多様なアクターの思惑や関係の力学の中で、沖縄基地問題が維持されてきた構造を明らかにした。その意義は大きい。

戦後間もない時期、韓国の李承晩政権、台湾の蒋介石両政権は、かつて独立王国だった沖縄が日本に帰属するとは考えず、安全保障上の懸念もあって米軍基地の維持を望んだ。韓国の朴正熙政権も、朝鮮半島情勢が緊迫化するにつれ、沖縄基地の重要性を再認識した。こうした韓国と台湾の思惑や働きかけは、復帰後も沖縄の米軍の基地機能が維持された背景の一つとなった。そして、日本政府は、東アジアの国際関係の緊張緩和にきわめて消極的だった。日本外交の消極性も、沖縄基地が温存される重要な背景となった。

成田報告は今日的な示唆にも富む。沖縄の基地負担軽減のためには、日本政府は米国との交渉のみならず、朝鮮半島や東アジアの国際的な緊張の緩和という、大きな課題にも積極的に取り組んでいかなければならないという示唆だ。残念ながら現状の日本政府は、どちらの

努力も不十分である。2022年末、岸田政権は、「反撃能力」の保有と防衛費の増額を発表した。米国への説明には細心の配慮がはかられたが、日本のそのような動きが東アジアの国際関係にどう影響するかを十分に考え抜いたとはいえない決断だった。緊張は加速する恐れがある。沖縄基地問題を、東アジアの国際関係の力学の中で捉える成田氏の歴史的な考察は、未来の沖縄基地問題や東アジアの安全保障環境を考える重要な素地を提供するものだ。

木下報告は、1970年代の日韓フェミニストの連帯を探ることを通じて、「ポジショナリティ」の問題を超えて連帯は可能か、という普遍的で重要な問いを提示した。松井やよりは「キーンセンも、ゲイシャ・ガールも、自国の国家権力の手で、支配者である外国の男たちのいけにえにされたという点では共通の犠牲者なのである。ここに、二つの国の女性が、被害者同士の連帯感を持ち得る手がかりがあると思う」（1974年）と述べる。しかし、かつての植民地宗主国と植民地として、日韓の女性たちの中には、素朴に「被害者同士の連帯感」を持つことを不可能ならしめるような歴史がある。木下氏は日韓女性の中に、被害者としての共通性から連帯を立ち上げようとする松井の姿勢に意義を認めつつ、彼女の姿勢が内包する「ポジショナリティへの無自覚さ」も指摘する。

異なる立場や背景を持つ人々の中の連帯はどのように可能なのか。昨今、人種や性別、性的指向、階級や国籍、障がいなどのさまざまな属性が交差することで生じる抑圧や差別の複雑な諸相を理解するための鍵概念として「インターセクショナリティ」の概念の重要性がますます確認されている。木下報告はこの重要な概念にも関係する。日韓の女性は、それぞれの社会で「女性」としての抑圧を経験しているが—もっとも同じ社会で「女性」が体験する差別も、階級や出自などの違いで様々に異なってくるが—国家間関係においては、日韓女性の間には「支配」と「被支配」関係が立ち上がる。木下報告は、1970年代の日韓女性たちのフェミニズム連帯の可能性と困難さを、「インターセクショナリティ」の概念から捉えようとしたものとして意義づけることも可能だろう。

成田報告と関連させると、フェミニストの連帯の問題はさらに複雑な諸相を帯びる。歴史的に見れば、韓国政府もまた、沖縄の基地の存続を望んできた面もある。例えば朴正熙政権は、「沖縄の米軍基地は韓国及びアジア地域全体の安全保障上不可欠な役割をしている」という認識を示していた。こうした沖縄の米軍基地を取り巻く国際関係史を踏まえてなお、日韓、そして沖縄の女性たちはポジショナリティを超えて連帯していけるのか。両報告があわせて私たちに突きつける問いも大きい。

「暴動」と「朝鮮ピー」と呼ばれた人々から —「復帰」前後の沖縄と朝鮮人「慰安婦」をめぐる—

洪玗伸（一橋大学）

沖縄復帰 50 周年を記念する様々なシンポジウムが多く開催されてきたが、日本と沖縄を

軸にした議論だけでは、現在進行中のウクライナ戦争、新冷戦と呼ばれている新たな安全保障の動きなどを同時に語り、それに抗する言説まで議論を広げるのは、難しくなりつつあると考える。今なお本土の69%に及ぶ人たちが沖縄に集中している基地を「不平等」ではないと考えている¹。さらに、台湾有事が強調される中で、地上戦の恐怖を伴う沖縄の経験を想起させるのは、難しいのではないかと考えるからである。

その点、本日のシンポジウムが第二次世界大戦の「歴史的経験」を共有しながらも、既存の権威主義的政治体制から脱却していない「既成世代へ」の怒りが、反権威主義、反資本主義、反ファシズムといった多様な運動へ拡大した「68革命の波」に注目しつつ、その端を発したのが「ベトナム反戦運動」でもあったことを想起させた点は重要である。私は、その試みが「冷戦」そして「冷戦崩壊後」にもかかわらず続く痛みの問題として、「慰安婦」問題も「復帰50周年」を考える試みの中で重要であると受け止めている。

私は、学会大会の趣旨には共鳴しながらも68運動の精神を現す言葉の一つである、「馬鹿にされたまま死んでたまるか」²という叫びは、民衆からの問いかけ、例えば「うちなーんちゅ、うしえーてい、ないびんどおー（沖縄の人間を馬鹿にするな）」³のような沖縄からの発信では届かないのかと悩む沖縄近現代史の研究者である。そこで、本日の報告の趣旨には共鳴しながらも、新崎盛暉が、基地がある故で加害者という位置にさせられた沖縄の状況を訴えるために、あえて「90数万人の日本人」⁴と表現した時の心境を想起しながら、コメントさせて頂きたい。

1. 成田報告について

成田さんの発表を通して、私は「沖縄返還交渉」において、韓国、中国、台湾、そして北朝鮮が、沖縄の返還問題について、どのような主張をしていたのか、そのプロセスが立体的

¹ 「復帰50年全国世論調査」『沖縄タイムス』2022年5月5日。

² 68年パリの5月革命の「祝祭」的なイメージを、68年秋から69年にかけてフランスやベルギーで400回以上上映された芝居のタイトル。故西川長夫による訳（西川長夫『パリ五月革命 私論』平凡社、2011年、p446）。

³ 2018年に他界した翁長雄志知事が普天間基地の辺野古への移設抗議集会で、5万人の県民の前で発したシマ言葉。

⁴ 「米軍機は連日、沖縄全土の基地を利用しつつ沖縄を經由してベトナムにとび、沖縄を根拠地とする海兵隊や空挺部隊や特殊部隊がベトナムへ送られている。日本は、固有の領土沖縄を、そこに住む90数万人の日本人とともに、そのような位置にしているのである。さらにそのような状態を赦していることによって、アメリカのベトナムにおける行動を事実上担っているのである。であってみれば、日本独自のベトナム戦争反対運動は、沖縄返還運動であるべきではないだろうか」（新崎盛暉「安保闘争下の沖縄とヴェトナム戦争」『世界』1965年10月：新崎盛暉『未完の沖縄闘争－沖縄返還日米安保10年間の発信記録集』凱風社、2015年、p158より引用）

に見えた。それは、それぞれの国が冷戦を自国の「安全保障」のために利用するプロセスでもある。成田さんは、米軍基地を中心とする帝国アメリカの存在や、その基地を支えている沖縄の不安定なスタンスを、様々な資料から提示して下さったと思う。

最も興味深かったのは、最後まで「無条件全面返還」を支持した北朝鮮のことである。成田さんの分析によると、中国は、在韓・在台湾米軍が撤退した場合に、日本が朝鮮半島や台湾に進出する可能性への懸念、つまり、米中接近による、台湾の国際的地位の低下などの影響から、中国は沖縄の米軍基地の存在を認めた。それは、日本の軍事大国化への懸念、つまり植民地主義への懸念とも言えるかも知れない。それでは、今でも日本の軍事大国化を批判している北朝鮮が、最後まで「無条件全面返還」を貫いたのはなぜだろうか。

また、中国と北朝鮮における「帝国主義」「植民地主義」の継続性は異なるものなのであるか。この問題を取り上げる第一の理由は、中国と米国の安全保障上の対立が「新冷戦」と呼ばれ、台湾有事が強調されている今日、沖縄の基地が強化されていくプロセスとの違いや類似点を理解するのに重要ではないかと考えているからだ。

第二に、かつては「無条件全面返還」を貫いた北朝鮮は、今なお日本の「安全保障」上の脅威となっており、沖縄の「軍事基地」を強化する一つの要因ともなっているからである。つまり、中国と北朝鮮の沖縄の返還交渉における立場の変化や違いには、歴史認識というよりむしろ、「安全保障」上の理由の方が強いのではないか。

第三に、沖縄の帰属問題により発生する利害関係は、安全保障の面に限らず、労働環境の変化（在沖朝鮮人の処遇問題や、台湾季節労働者、基地労働者の問題など）にも影響を及ぼすと考えているからだ。それは必ずしも韓国、中国、台湾の「政府」の歴史認識と合致するものではないと考える。70年代の新聞報道に目を通しながら、特にこれらの部分に興味深かった点があれば、紹介して頂きたい。

2. 木下報告について

木下報告への質問はひとつに尽きる。それは、「ならば、70年代日本のウーマン・リブ運動の「感性」は、何故、沖縄の「慰安婦」問題には沈黙したのか」である。

木下報告には、日韓国交正常化以降に、「キーセン観光」が行われていたことが抜け落ちている。

70年代は、18年間に及ぶ朴正熙軍事独裁政権下で行われた様々な人権弾圧のなかで最も強い弾圧が行われた時期であって、韓国人だけではなく、在日朝鮮人にも及んでいたことを忘れてはならない。韓国における「慰安婦」運動の始まりを、日本のウーマン・リブと比べて単純にナショナリズムの言説とひとくくりに考えることが難しい理由がそこにある。

さらに、本日のテーマが「慰安婦」問題だけではなく、沖縄という問いが重要な軸であることを考えると、まさに、日本の戦後処理問題、戦後民主主義が沖縄の犠牲の上に成り立っていたと

いう現実、日本の継続する植民地主義を象徴的に表してくれたのは、75年に明らかになった^{ベボン} 裴奉

奇^ギさんの存在ではなかったのだろうか。それはまた「復帰」直後に報道された沖縄の現状と共に、日本社会に伝わったはずである。

木下さんが丹念に収集した著書のウーマン・リブの語りを通して、私は、70年代のウーマン・リブの女性たちが、多いとは言えないものの、沖縄の問題に触れていることを知った。しかし本日の発表では、ウーマン・リブの素晴らしさは論じられても、裴奉奇^{ペボンギ}さんをはじめとする沖縄におけるウーマン・リブ問題は全く語られていない。それは何故なのか。

木下さんは、著書で「被害者証言は皆無ではなかったのに、運動を起せなかったのは、日本政府の責任を追及し、戦後補償を求めた金学順のような被害者が現れなかったからである」とし⁵、「<従軍慰安婦問題>への誠実な対応を求める人々の言説においては国家の戦時中の加害の責任は戦後責任として国家が等しく負っているという認識が優勢となり、均質的な国民主体が議論の前提とされる傾向が確認された。そのため、加害国の国民である<日本人>に捕獲される日本人「慰安婦」は、その被害を不問に付けされがちであった」⁶と、日本人「慰安婦」を不可視化するメカニズムの原因を語った。

ところが、木下さんも発表で触れた「日本軍慰安婦問題を裁く2000年女性・民衆法廷（以下：女性法廷）」の成果は、天皇有罪判決を下したこと以外にも、日本人慰安婦も被害者として位置付けたことにあった。しかし、その日本人「慰安婦」問題を法廷に提訴するための証拠資料は、沖縄の辻遊郭の女性たちをめぐる資料であった。70年代の沖縄の「慰安婦」問題について沈黙した日本社会は、2000年代に「日本人」慰安婦の被害を訴える証拠資料として出された沖縄の「慰安婦」が、日本人として「均質化」された問題については考察していない。

こうした「時には」日本人に、時には沖縄の問題として特殊化されてしまう、沖縄についての沈黙のパラダイムに、私は、「慰安婦」問題に対する安易なナショナリズム批判、「慰安婦」の証言のみを題材にしつつ、内在する植民地暴力には目を背けてきた日本社会の沈黙を見る。そもそも日本社会の「日本人慰安婦」には「沖縄」はどのようなものなのか。日本人慰安婦対朝鮮人慰安婦の対立構図は、むしろ、こうした言説構図にあるのではなかろうか。

本日、68革命に決起した人々、そして「朝鮮ピー」とされた人々への問題認識からお二人にコメントさせて頂いた。68革命にひびいてくる日本の運動のなかで、「沖縄の問題」あるいは「慰安婦の問題」と特殊化されていく過程についてのコメントでもあったと言える。成田さんの報告からもわかるように、いわゆる「沖縄問題」とは「基地問題」と認識されていた。冷戦下の権威主義政府の下、民衆は「基地としての沖縄」という地政学的な位置以外には気づくことができな

⁵ 木下直子『慰安婦問題の言説空間』勉誠出版、2017年、p186。

⁶ 木下直子、前掲書、p194。

かった。しかし、皮肉なことに、その基地がある沖縄は、95年の少女暴行事件以降、「人権」の観点から沖縄のことをもう一度想起させる、「抵抗の場」となっている。その可能性について、研究者がその言説でどのような書き方が出来るのか。色々悩みながら、お二人の発表から様々な刺激を受けた。

〈大会参加記〉

井上史（早稲田大学アジア太平洋研究センター助教）

2022年度大会は、戦争／植民地主義責任をめぐる市民社会が大転換を生み出した90年代を経て、新自由主義と歴史修正主義に特徴づけられる時代が到来した史的展開を遡及的に再考すべく、東アジア冷戦体制の再編と、いわゆる世界規模の反システム運動の台頭といった、60年代後半に始まる国際的な文脈に日本を位置づけ、70／90年代像の刷新をめざした。以下では、トランスナショナルヒストリーとしての沖日米関係史研究を、米国と日本を拠点に行ってきた筆者の関心に即しつつ、全大会の報告・議論を振り返りたい。

成田報告は、脱大国中心史観へと誘う東アジア関係史に沖縄返還史を再配置し、これまで包括的実証分析の対象とされてこなかった韓国・北朝鮮・台湾・中国を含む東アジア諸国の政治指導者の沖縄における米軍プレゼンスをめぐる認識・態度の変容過程を明らかにした。基地帝国としての米国と旧地域的覇権国ないし接受国としての日本は、両国と同様に沖縄からの米軍撤退を求めない台湾と韓国に、返還後の基地機能維持を「秘密裡」に伝えることにより、返還前の四者間の調整を図った。さらに米国は、中国に接近する際に日本封じ込めをその軍事プレゼンスの根拠として説明していたという。こうした立体的外交プロセスの展開が、沖縄返還交渉史として示された。アジア各国の政治指導者の主体性を強調するイマニュエル・ウォーラーステインの冷戦史観を実証的に裏付ける報告であった。

木下報告は、70年代の日本のフェミニストたちの慰安婦をめぐる言説およびアジア市民との思想交流を概観した。結論としては、90年代の遺産として語られがちな、戦後補償運動を下支えした日本のフェミニズム運動は、70年代初期からの積み上げ（階級、家父長制、天皇制国家の分析に基づく慰安婦に対する構造的理解、越境的連帯の模索）のうえに成立していたことが示された。しかし日本のフェミニストの民族差別に対する認識の甘さが在日コリアンや韓国の人びとに厳しく追及されるようになった90年代、ジェンダーよりもナショナルな主体認識を優先させる風潮が「越境的」（筆者の表現）運動内部にも顕著に現れたという。70～90年代論を再構築するうえで重要な指摘であると受け止めたので、後半でも触れたい。

三牧聖子氏は、大会趣旨の歴史認識を共有したうえで、70年代から90年代にかけて積み上げられてきたものが失われたのか、あるいは90年代に生み出されたと思っていたものに問題があったのか、と根本的な問いを寄せた。また、成田氏には、70年代の沖縄を取り巻く東アジアの国際環境を理解することで基地問題に関してどのような展望がえられるか、木下氏には、ポジ

シヨナリティが異なる人びとの連帯という歴史的かつ今日的な課題を前にして私たちが70年代の運動にいまも学べる視座は何か、と見解を求めた。

洪玗伸氏は、東アジアの植民地主義と冷戦史に「慰安婦」問題を位置づけ、沖縄が周縁化され続ける構造を問うた。成田氏には、東アジア民衆の意識に加え、唯一最後まで「無条件全面返還」を要求した北朝鮮の政策根拠は日本の脅威をめぐる歴史認識よりも目下の安全保障上の脅威認識に左右されたのではないかという点に関し、見解を求めた。木下氏には、なぜ沖縄の慰安婦は70年代の言説空間において非可視化されたのか、という問題提起がなされた。

全体の議論では、リブ運動の左派思想的基盤、ポジシヨナリティの捉え方、「基地引き取り」運動などをめぐっても意見が交わされた。

ここからは、上記の議論をふまえつつ、若干、筆者の所見を述べたい。まず、安全保障政策をめぐる解釈についてであるが、歴史認識あるいは安全保障認識といった分析枠組みで議論を進めると、これまでナショナル・ヒストリーに規定／再生産されてきた<国家>安全保障概念を十分に歴史化（相対化）せずに、東アジア関係史の展開を検討することになるので、両者の対置によらない歴史的視座と、それに基づく議論の積み重ねが、今後必要になるのではないか。

外交・安全保障研究において<国家>の概念が他分野からの介入をあまり受けずにエリート史観が温存されてきたことと、脱帝国化されていない日本人の民族意識が90年代のアジアにおける越境的連帯運動内で問題視され、結局、草の根レベルでもナショナリズムが克服されなかった問題は、無縁ではないと考える。ナショナリズムの史的展開を検討するうえで、木下氏による本質主義への言及、すなわち70年代のフェミニストは自らの性を本質主義的に捉える傾向があったという指摘には、見落としてはならない運動論をめぐる論点が内包されているのではないか。ウーマン・リブ運動に限らず、自他の本質主義的（先天的・均質的・固定的）規定は、虐げられた人びとが自らを開放する運動を組織する際にたびたび用いてきた手法であり、運動主体の組織化に効力を有してきた。しかし更新され続けているジェンダー研究や歴史研究が示す通り、自他の詳細な定義や動的（歴史的）分析をなくして、国家政策の転換を促すべく連帯の方途や形態を決定してゆくことは困難であろう。いかに本質主義に依拠せず自他を考察し、ジェンダーやナショナリズムに根差す運動内の分断構造の解体を進め、市民間の越境的連帯を構築できるか、といった歴史的かつ今日的問いについては、70～90年代の社会運動全般における思想の排他性と越境性をめぐる議論などをつうじて、今後、本学会で深められることを期待したい。筆者も、各氏による貴重な研究報告と問題提起をあたため、2022年度大会が問う70年代像の検証に継続して取り組みたい。

第33回関西研究会

日時 2022年11月26日(土) 13:30~16:30

場所 ラポール京都第1会議室

〈研究報告〉

柳原恵氏(立命館大学)

「〈辺境〉から日本のフェミニズムを再考する——東北-九州の思索と実践を中心に」

〈報告要旨〉

〈辺境〉から日本のフェミニズムを再考する ——東北-九州の思索と実践を中心に

柳原恵(立命館大学)

東北・岩手においてフェミニズム的視点から活動してきた詩人・小原麗子(1935-)と文筆家・石川純子(1942-2008)は、森崎和江や河野信子ら、九州の『サークル村』や『無名通信』の女性たちの思想に同時代的に触れ、影響を受けてきた。本報告では、東北で活躍した小原と石川が、どのように森崎らの思想を受け止め、展開したのかについて検討した。そして、東北と九州の女性たちによる思索と実践を視野に入れることで、日本のフェミニズム(史)がどのように問い直せるかについて考察した。

本報告では、まず、小原や石川が、戦後サークル運動のうねりの中で九州の女性たちの思想に出合った軌跡を振り返った。続いて、小原が森崎の『闘いとエロス』(1970)を引きながら岩手の社会文化運動をフェミニズム的視点から批判し、女にとっての「闘争」の意味とその困難を考察していることの重要性を指摘した。さらに、森崎と石川は同時代的に妊娠・出産という女性の身体経験やセクシュアリティを思索した人物であると評価し、彼女らが「孕み」と「産」を通じてつかんだ、複数性を有した女性主体や開かれた親子の関係性は、思想としての普遍化の可能性を持つものであると論じた。

九州と東北は、ともに「まつろわぬ民」の住む「辺境」の地とされた歴史を持つ。また、高度経済成長期を経て、東北の農村も九州の炭坑地帯も大きな変動に直面した。小原らは、近代化、産業化、都市化の矛盾が析出した「辺境」に生きた女性の視座から、日本の近代を批評した。この東北と九州の女性たちの思索と実践を視野に入れ、都市部中心で描かれてきた日本のフェミニズム(史)が複数化(feminisms)される必要があると考えられる。東北・岩手を自身の「ふるさと」と捉えて、度々訪問した森崎だが、その東北観には、文明的夜明けを待つ昏い場所としての東北イメージが見られることも付言した。

質疑応答では、生活綴り方運動と女性運動の関係、方言・標準語と聞き書きの問題、フェミニズム思想の同時多発性、「辺境」や「地方」という概念の理論的整理の必要性など、多様な視点から意見や質問が出された。

【編集後記】

今号はかつてないボリュームでお届けすることとなった。2022年度大会で17件もの自由論題報告が行われ、その報告要旨を掲載したことが大きい。自由論題報告がこれほど集中したのはパンデミックに伴う研究発表時期の偏りという一時的な要因によるものかと思われるが、2023年度大会においても研究報告が活発に行われ、1年後のNewsLetterも今号に匹敵するボリュームになることを期待したい。なお、自由論題報告要旨の原稿取りまとめと入稿までの煩雑な準備作業には、戸邊秀明理事のご助力を得た。記して感謝申し上げる。

ところで、前々号の編集後記で言及したロシアによるウクライナへの軍事侵攻という事態は、ウクライナ側の軍事的抵抗とそれを後押しする「西側」諸国の支援によって、戦争状態のまま1年間を経過しなお長期化している。さて、この事態を何と呼称するのか。そろそろそのようなことを正面から検討しなければならないのではなかろうか。

上述した「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻」というのは、狭い意味ではこの事態のきっかけを、広い意味でもこの事態の性格を指し示す表現に過ぎない。電撃戦で首都に迫り政権首脳を排除するという「斬首作戦」はあえなく失敗し、ロシアの軍事行動の目的が「ウクライナ東部の解放」にシフトして以降も、各所でロシア軍占領地域の拡大とその奪還をめぐる両国部隊同士の戦闘や民間人の被害が相次いでいる。私たちはこのような事態を「戦争」と呼んできたはずなのだが、奇妙なことに日本における多くの報道は、1年が経過したのちなお「ウクライナへの侵攻」という呼称を使用し続けている。

もちろん個々の論者によって「戦争」の呼称を使用する事例はみられる。例えば、解説者として報道メディアへの登場機会も多い小泉悠氏が2022年12月の時点で上梓した新書のタイトルは、『ウクライナ戦争』だった。もっとも同氏はこの著書において、検討対象を「第二次ロシア・ウクライナ戦争」と呼んでいる。その背景には、2014年のロシアによるクリミア併合と東部ドンバス地方をめぐる一連の紛争を「第一次ロシア・ウクライナ戦争」と呼び、今回の事態をその延長線上に位置づける、という歴史認識がある。

その当否は別途議論されるとよいだろうが、ここで大切なのは、1年以上も続くこの事態をよりの確に呼称すること、そしてこの事態をいかなる立場から理解しようとするのか（とりわけ国家との距離感）、という主体的な態度をその呼称に反映させることだ。それを回避していつまでも暫定的な呼称を使い続けようとするのは、1937年7月7日以降の事態を「戦争」と呼ばずに「事変」と呼び、しかし実質的には着実に戦争を遂行していった私たちの過去（ex.1938年国家総動員法第1条「本法ニ於テ国家総動員トハ戦時（戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム）以下之ニ同ジ）ニ際シ国防目的達成ノ為…」）に通じる態度のように見える。

そしてまたこうした事態の呼称をめぐる態度決定は、「台湾有事」なる呼称をさしあたり与えられている架空の、あるいは近未来に想定されている事態の呼称をめぐるアクチュアルな課題でもある（一方では「有事」などという曖昧な呼称ゆえにその「脅威」が明確な輪郭を伴わないまま過大評価されており、他方では国外の地名を含むその呼称ゆえに「反撃能力」の保有が必然的にもたらすであろう事態が過小評価されている）。（中村一成）

同時代史学会 News Letter 第 41 号

発行日：2023 年 6 月 15 日

連絡先：〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1

日本大学法学部 9603 研究室 原山浩介 気付

電子メール：info@doujidaishi.org